

令和 3 年度改訂版

対象組織向け

多面的機能支払交付金の手引き 〔日本型直接支払制度〕

広域活動組織 編



北海道日本型直接支払推進協議会

令和 3 年 1 0 月

はじめに

農業・農村は、国土の保全、水源の涵養^{かん}、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受しています。

しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されています。

農林水産省は、平成26年度からこのような状況に鑑み、多面的機能支払交付金により、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進します。また、これらの活動により、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮させるとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しします。

この手引きは、地域の皆さんが「多面的機能支払交付金」を活用して活動に取り組んでいただけるよう、計画の策定、活動の実施、活動の報告など一連の流れに沿って具体的な進め方を解説したものです。

地域の共同活動の例と交付金の構成区分

地域資源の基礎的保全活動の例



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



ため池の草刈り



農道の路面維持

地域資源の質的向上を図る共同活動の例



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



植栽活動



水田魚道の設置

施設の長寿命化のための活動の例



素掘り水路からコンクリート水路への更新



老朽化した水路壁のコーティング



未舗装の農道をアスファルトで舗装

多面的機能支払交付金

農地維持支払交付金

資源向上支払交付金 (地域資源の質的向上を図る共同活動)

資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動)

目 次

多面的機能支払交付金の概要

1	交付金の構成	1
2	活動の手順	5
3	手続きの概要	6

I 広域活動組織の設立

1	設立のねらい	7
2	規模・構成員	8
3	広域協定書（案）の作成	9
4	広域協定運営委員会規則（案）の作成	18
5	事業計画（案）の作成	24
6	活動計画書（案）の作成	26
7	広域協定運営委員会の開催	60

II	広域協定の締結	62
----	---------	----

III	事業計画の認定	63
-----	---------	----

IV	交付金及び概算払の申請	68
----	-------------	----

V	活動の実施・記録	69
---	----------	----

VI	活動の報告	82
----	-------	----

VII	地域資源保全管理構想	94
-----	------------	----

VIII	活動項目番号表	102
------	---------	-----

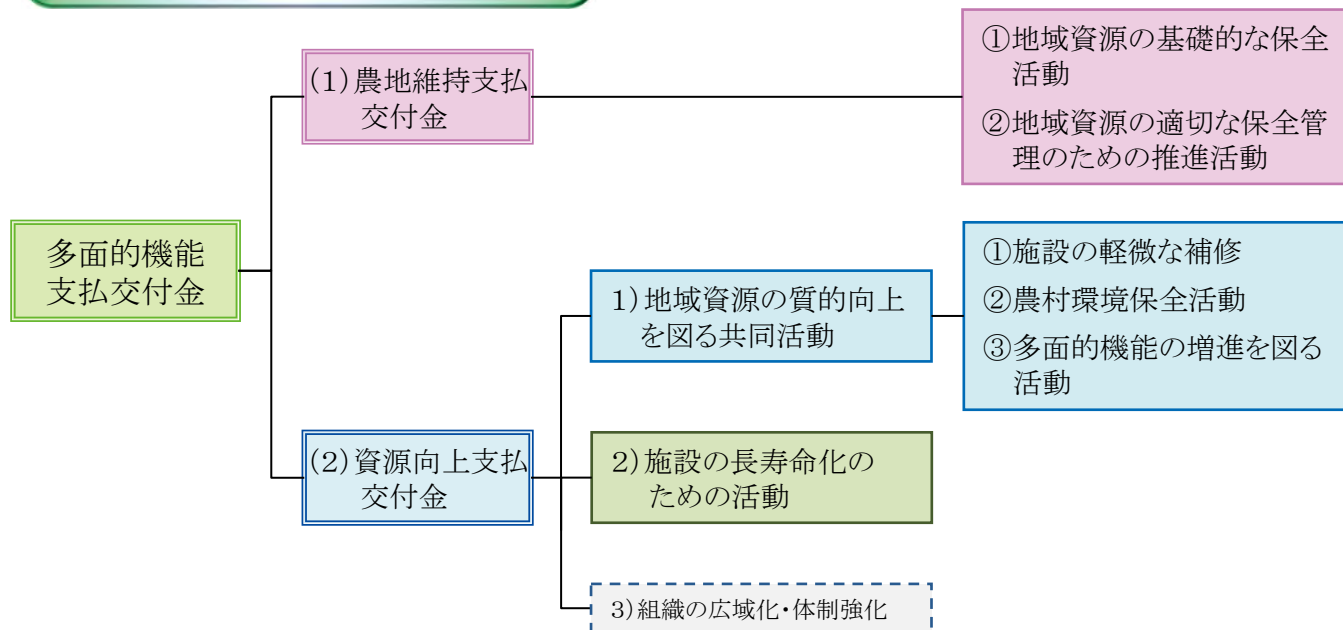
○	お問い合わせ先	107
---	---------	-----

多面的機能支払交付金の概要

1. 交付金の構成

多面的機能支払交付金は、農地維持活動を実施するための交付金（農地維持支払交付金）と資源向上活動を実施するための交付金（資源向上支払交付金）から構成されます。

多面的機能支払交付金の構成



(1) 農地維持支払交付金

以下の活動に対し対象農用地面積に応じて支援を行います。

- ① 地域資源の基礎的な保全活動
(農地法面の草刈り・水路の草刈り・泥上げ、農道の路面維持など)
- ② 地域資源の適切な保全管理のための推進活動
(体制の拡充・強化、地域資源保全管理構想の策定など)



支援単価

→32ページの単価表も参照してください。

適用	地目	農地維持支払交付金の10アール当たりの交付単価
基本単価	田	2,300円
	畑	1,000円
	草地	130円

- ・ 上表は、国と地方公共団体の合計額
- ・ 交付額は、上表の単価に交付対象農用地面積を乗じて算出

(2)-1) 資源向上支払交付金(共同)

以下の活動に対し対象農用地面積に応じて支援を行います。

○地域資源の質的向上を図る共同活動

- ①施設の軽微な補修
(水路、農道、ため池等の軽微な補修など)
- ②農村環境保全活動
(植栽による景観形成、ビオトープづくりなど)
- ③多面的機能の増進を図る活動
(防災・減災力の強化、遊休農地の有効活用など)



支援単価

→32ページの単価表も参照してください。

適用	地目	資源向上支払交付金の10アール当たりの交付単価
基本単価 (共同活動を実施して5年間経過していない地域)	田	1,920円【1,600円】
	畑	480円【400円】
	草地	120円【100円】
継続地区単価 (共同活動を5年以上実施した地域及び施設の長寿命化のための活動に取り組む地域)	田	1,440円【1,200円】
	畑	360円【300円】
	草地	90円【75円】

※【 】内は、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合の単価。

- ・上表は、国と地方公共団体の合計額
- ・交付額は、上表の単価に交付対象農用地面積を乗じて算出

加算措置については、41～46ページ参照

(2)-2) 資源向上支払交付金(長寿命化)

以下の活動に対し対象農用地面積に応じて(一部定額)支援を行います。

○施設の長寿命化のための活動

(老朽化が進む水路等の補修・更新など)

※対象組織の負担が活動経費の3分の1以上となること。



支援単価

→32ページの単価表も参照してください。

適用	地目	資源向上支払交付金(長寿命化)の10アール当たりの交付単価	
基本単価	田	3,400円	【2,833円】
	畑	600円	【500円】
	草地	400円	【333円】

※【 】内は、広域活動組織の規模を満たさず、かつ直営施工を実施しない活動組織の単価(5/6)
なお、広域活動組織の規模を満たさない活動組織の場合は、当該金額又は区域内に存在する集落数に200万円を乗じた額のいずれか小さい額。

- ・上表は、国と地方公共団体の合計額
- ・交付額は、上表の単価に交付対象農用地面積を乗じて算出

(2)-3) 組織の広域化・体制強化

次の取組を行う場合、定額の支援を行います。

1)組織の広域化・体制強化

令和3年度 改正のポイント

(1) 新たな加算措置について

田んぼダムに取り組み、一定の実施面積等の要件を満たす場合、資源向上支払（共同）の単価が加算されます。（詳細は44ページ）

(2) 活動内容の拡充

「53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化」

⇒「鳥獣緩衝帯※1の整備・保全管理」も対象となります。

※1 鳥獣被害防止特措法に基づき、市町村が策定する
鳥獣被害防止計画に基づく活動の中で設置されたもの等

53 農地周りの環境改善活動の強化



53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化



鳥獣緩衝帯（イメージ）

(3) その他

1. 法人化した組織※1においては、金銭出納簿の市町村への提出が不要※2になります。

※1 法人化した活動組織とは、法人登記した組織（NPO法人や一般社団法人等）を指します。

※2 金銭出納簿の作成については、従来通り行うものとし、交付金の目的に沿った使用の確認のために、実施状況の確認等で提示できるよう、保管をお願いします。なお、金銭出納簿の様式については、様式第1-7号又は実施要領附則（H31.3.29付け）の4に基づく様式とします。

2. 多面的機能支払交付金実施要領に定める、市町村へ提出する様式について、押印を省略することが可能になります。

(様式第1-1号)	
市町村長 殿	令和○年○月○日
	農業者団体等の名称 代表者の氏名

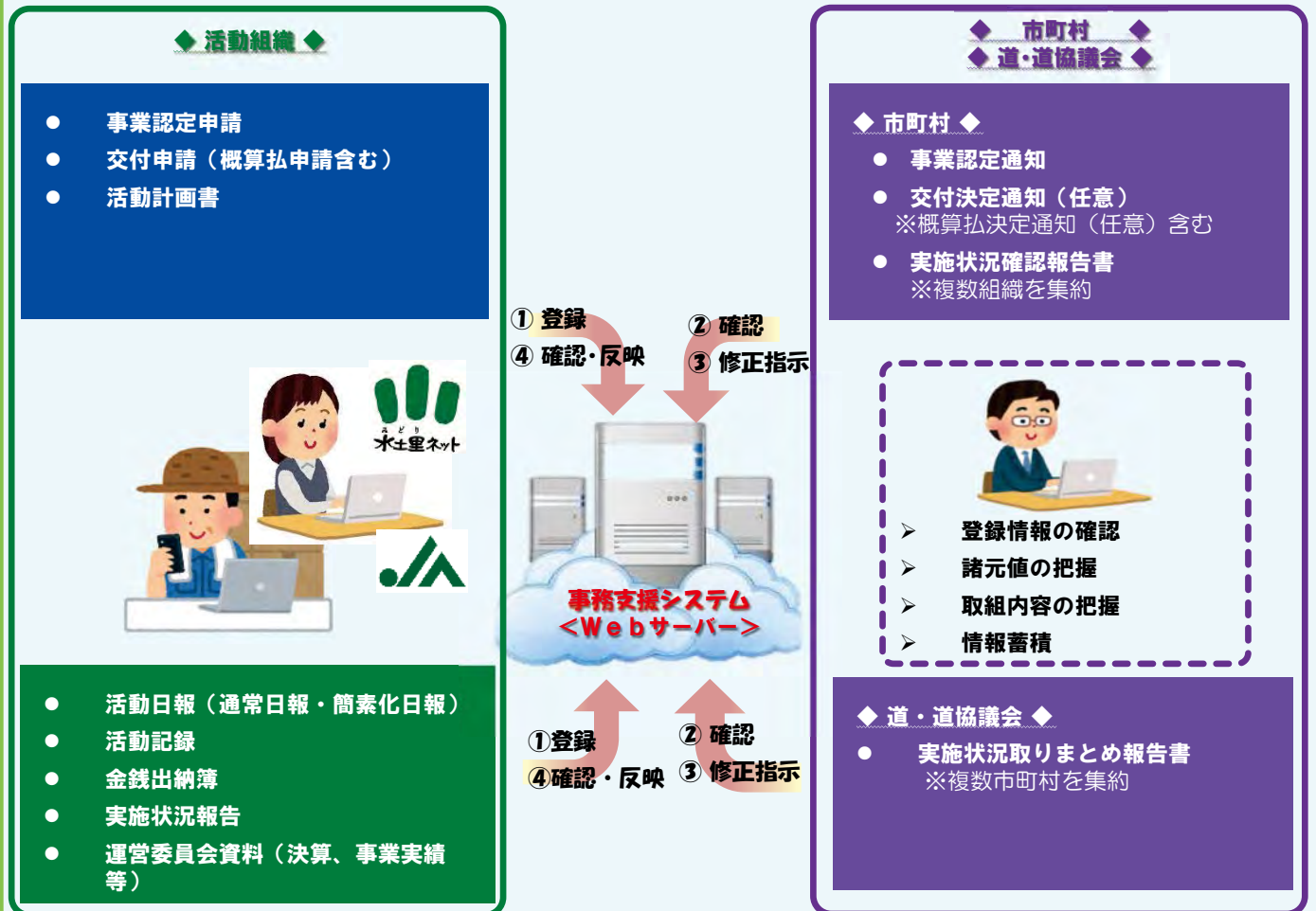
印省略可

印

北海道の取り組み（事務簡素化関係）

○事務支援システム（愛称：とんぼノート）

事務負担軽減を目的に、道協議会ではインターネットを用いた事務支援システム（愛称：とんぼノート）を運用しています。



○日報の簡素化

H31.4.4道協議会事務連絡（多面的機能支払交付金における日報の簡素化に向けた取り扱いについて）において、「決められた活動期間内」で「構成員が役割分担に基づき同じ活動」を行う草刈りや融雪剤の散布、融雪排水促進のための溝切等の面的活動については、直近年度の実績から面積や延長に見合う活動時間の係数（単位活動時間：時間/ha、時間/km）を算出し、以下の算定式に基づき積算された額を日当等として支払うことができます。

<簡素化による日当支払い額算定式>

R元年度の実績、農用地100ha の草刈の延べ活動時間が100 時間の場合
 $100\text{時間} \div 100\text{ha} = 1\text{時間/ha} \Rightarrow \text{R元年度に5haの草刈} = 5\text{時間} \times \text{単価}$

2. 活動の手順

多面的機能支払交付金を活用した活動は、以下の手順で実施します。

I 組織の設立



共同活動を実施する広域活動組織を設立します。設立にあたっては広域協定運営委員会を開催します。

- | | | |
|-----|-------------------|----------|
| I-1 | 設立のねらい | → 7ページへ |
| I-2 | 規模・構成員 | → 8ページへ |
| I-3 | 広域協定書（案）の作成 | → 9ページへ |
| I-4 | 広域協定運営委員会規則（案）の作成 | → 18ページへ |
| I-5 | 事業計画（案）の作成 | → 24ページへ |
| I-6 | 活動計画書（案）の作成 | → 26ページへ |
| I-7 | 広域協定運営委員会の開催 | → 60ページへ |

II 広域協定の締結



取組が円滑に実施されるよう、関係者間で広域協定を締結し、市町村長の認定を受けます。

→ 62ページへ

III 事業計画の認定

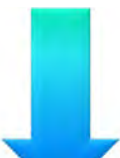


市町村長に事業計画（活動計画書等含む）を提出します。事業計画が認定されると市町村長から認定通知書が送付されます。

※この時、事前に北海道日本型直接支払推進協議会（以下「道協議会」という。）の審査を受ける必要があります。

→ 63ページへ

IV 交付金及び概算払の申請



当該年度の活動に必要な交付金を市町村長に申請します。
市町村長から交付決定の通知が送付されます。
必要に応じて、概算払請求書を市町村長に提出し、交付金の一部又は全部を請求することができます。

→ 68ページへ

V 活動の実施・記録



交付金を活用し、事業計画に基づき、活動計画書に定めた農用地、水路等の地域資源の保全活動等を実施します。
実施した日々の活動について、作業の内容や金銭の収支等を記録します。

→ 69ページへ

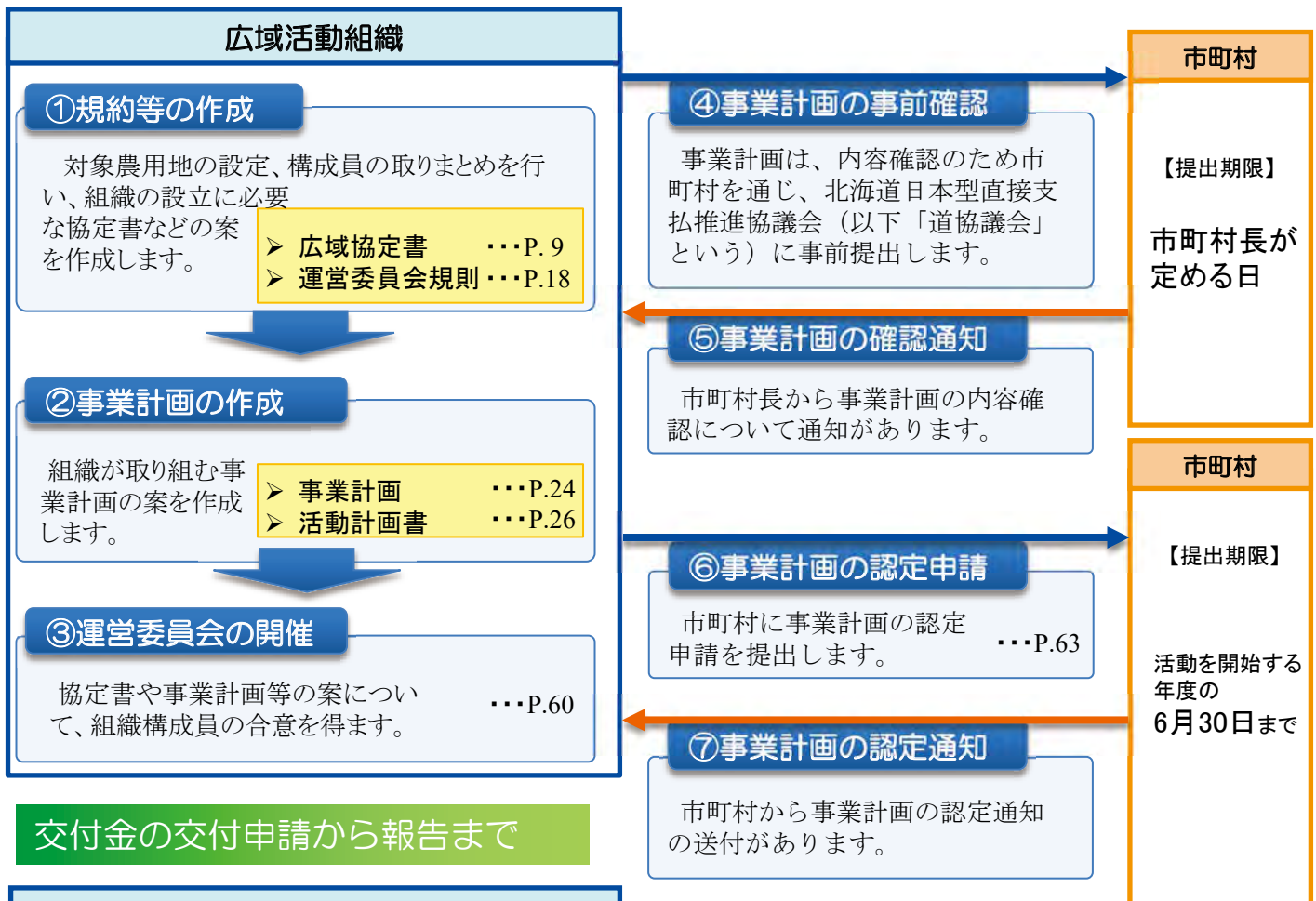
VI 活動の報告

当該年度の活動記録と金銭収支を取りまとめて実施状況報告書を作成し、市町村長に提出します。

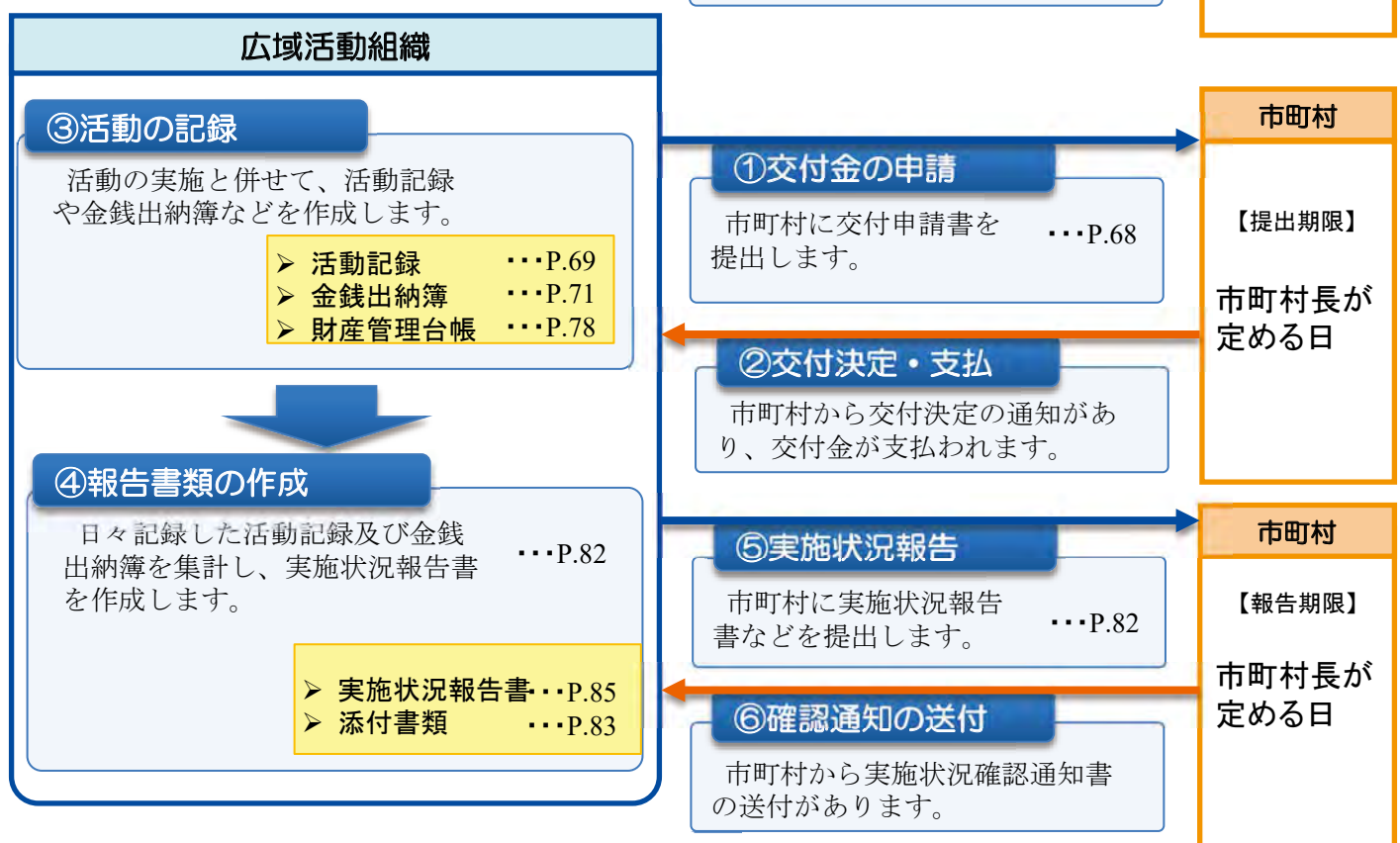
→ 82ページへ

3. 手続きの概要

広域活動組織の設立から事業計画の認定まで



交付金の交付申請から報告まで



I 広域活動組織の設立

1. 設立のねらい

広域活動組織は、旧市区町村単位等の広域エリアにおいて、集落又は活動組織（以下「集落等」という。）、NPO、地域の関係団体等から構成される、構成員間の協定に基づく組織です。

（注）８ページに示す規模で、複数の集落から構成される組織や集落等の代表者により意思決定を行う組織は、原則として、広域活動組織を設立して農地維持活動や資源向上活動に取り組みます（その他の場合も、取組面積や組織形態に依りて、広域活動組織を設立することが可能です）。

活動組織と広域活動組織との対比

集落毎に活動組織を 設立する場合	広域エリアにおいて広域活動組織を 設立する場合
この図は、4つの集落（A, B, C, D）それぞれが個別の活動組織を設立している様子を示しています。各集落には農道と農地が描かれ、活動組織の枠がそれぞれに設けられています。C集落には「老朽化が著しい水路」が示されています。各集落の活動組織と市町村の間には、申請・報告と交付金のやり取りが行われています。	この図は、4つの集落（A, B, C, D）が一つの広域活動組織に統合されている様子を示しています。広域活動組織の枠が4つの集落全体を囲っており、その対象とする区域が3,000ha以上であることが示されています。C集落には「老朽化が著しい水路」が示されています。広域活動組織と市町村の間には、一括した申請・報告と交付金のやり取りが行われています。
①A～Dの各集落等がそれぞれ事務手続きを実施 ②C集落には老朽化が著しい水路があるが、対象農用地面積に応じた交付金では十分な対策ができない	①A～Dの各集落等の申請、報告等の事務手続きを一括して行えるため事務負担が低減 ②A～Dの集落等の対象農用地面積に応じた交付金により、老朽化が著しい水路への<u>重点的な活動</u>が可能

2. 規模・構成員

(1) 規模

事業計画の対象とする区域が、昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度、又は事業計画の対象とする区域内の農用地面積が3,000ha以上で複数集落から構成され、活動する場合が対象となります。

また、地域振興5法指定地域（特定農山村地域、振興山村、過疎地域、半島振興地域、離島）及び事業計画の対象とする区域内に棚田地域振興法に基づき指定された指定棚田地域を含む等の要件を満たす場合、1,500ha以上又は協定に参加する集落が3集落以上の規模を有していれば、広域活動組織を設立することができます。

(2) 構成員

広域協定※に参加する以下の者により構成されます。

- 1) 集落等又はその構成員に加え、NPO、地域の関係団体等の地域の実情に応じた者。
- 2) 集落等の構成員である農業者のほか、農業者団体等の地域の実情に応じた者。

※広域協定とは、地域の農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理を図ることを目的として、集落等、その他関係者との間で締結する協定のことです。

農地維持支払交付金

以下の①又は②の広域活動組織が支援の対象です。

- ① 農業者のみで構成される広域活動組織
- ② 農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される広域活動組織

資源向上支払交付金

以下の広域活動組織が支援の対象です。

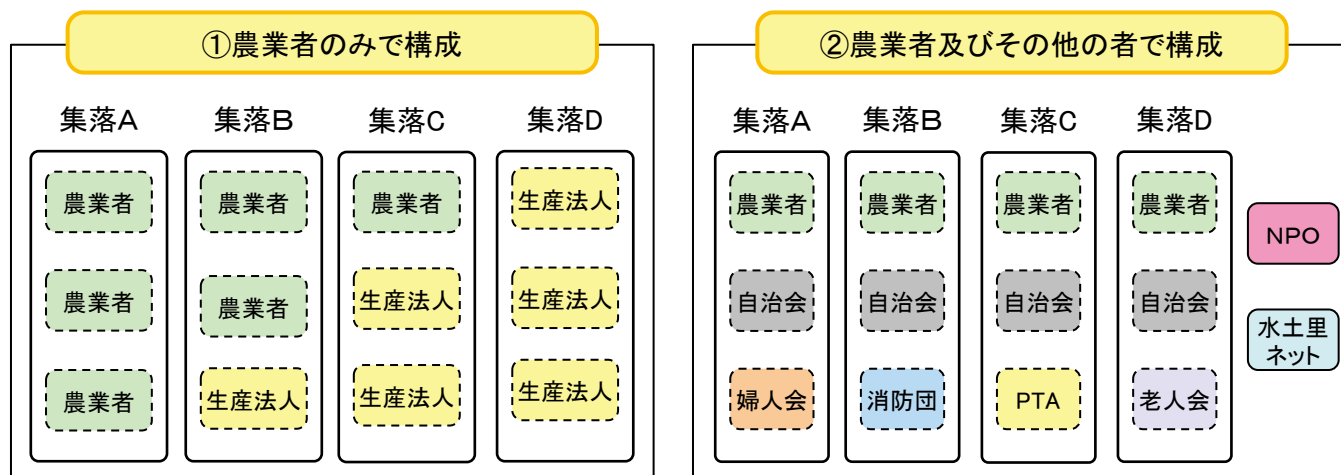
○地域資源の質的向上を図る共同活動

農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される広域活動組織

○施設の長寿命化のための活動、組織の広域化・体制強化

農地維持支払交付金と同様の広域活動組織

広域活動組織の構成例



3. 広域協定書(案)の作成

(1) 協定書の作成

広域活動組織における活動の対象となる区域や活動計画、構成員の役割分担などを定めた協定書の案を作成します。

広域協定書は、以下に示す様式のとおりです。

(2) 協定書の内容について

協定書の内容は、以下の様式のとおりです。（条文等の内容は原則変更することはできないのでご注意ください。）

- ・青字で表記している部分を修正するとともに、留意事項を確認のうえ作成してください。
- ・吹き出しの背景がオレンジは注意事項、水色は必要に応じて規約の加除筆を行う部分を示しています。

市町村長の認定を受けた後に記入します。

このページは協定書の記載例です。
必要に応じて追記等してください。

(別記5-1)

〇年〇月〇日認定	〇〇町長 〇〇 〇〇
----------	------------

〇〇町 〇〇地域広域協定書

資源向上活動(共同)を実施する場合のみ記載します。

(目的)

第1条 この協定は、多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)に基づき、農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全活動並びに水路・農道等の施設の長寿命化のための活動に関する事項を協定することにより、地域資源の保全管理と環境の保全を図ることを目的とする。

資源向上活動(長寿命化)を実施する場合のみ記載します。

(名称)

第2条 この協定は、〇〇町〇〇地域広域協定と称する。

(協定の対象となる区域、農用地及び施設)

第3条 この協定の対象となる区域、農用地及び施設は、別紙図面及び別表に定めるとおりとする。

(協定の締結)

第4条 この協定は、前条に定める協定区域内の農用地、施設及び地域環境の保全管理活動を行う集落及びその他の団体の合意により締結する。

集落の構成員(個人)及びその他の団体の代表者を協定参加者とする場合は、第4条中の「集落」を「集落の構成員」に置き換えてください。

(協定の有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、〇〇町長の認定のあった日から令和〇年〇月〇日までとする。

(活動及び事業)

R2新規

第6条 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる活動及び事業を行うものとする。なお、実践活動等の際には、安全な活動(作業前の危険個所の確認・共有など)に努めるものとする。

集落の構成員(個人)及びその他の団体の代表者を協定参加者とする場合は、上記第6条中の「集落」を「集落の構成員」に置き換えてください。

- (1) 農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動(農地維持支払交付金に係る活動)
 - (2) 地域資源の適切な保全管理のための推進活動(農地維持支払交付金に係る活動)
 - (3) 施設の軽微な補修のための活動(資源向上支払交付金に係る活動)
 - (4) 農村環境の保全のための活動(資源向上支払交付金に係る活動)
 - (5) 多面的機能の増進を図る活動(資源向上支払交付金に係る活動)
 - (6) 水路・農道等の施設の長寿命化のための活動(資源向上支払交付金に係る活動)
 - (7) その他の事業
 - ① 農地の区画拡大・汎用化等を図る事業
 - ② 〇〇〇〇〇を図る事業
- 2 前項の活動及び事業の実施に際しては、それぞれ計画を策定する。

実施する活動内容に応じて、不要な記述を削除してください。

農地維持支払交付金の交付を受けない場合は、以下の第7条の規定を追加してください。

(基礎的な保全活動の実施)

第7条 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、様式第1-3号「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書」のⅠの2に定める農用地及び対象施設において、同活動計画書の別紙1のⅡの3の(1)の点検・計画策定及び実践活動を実施するものとする。

なお、施設の長寿命化のための活動のみを実施する場合は、上記下線部分を「同活動計画書の別紙1のⅡの3の(1)の点検・計画策定及び実践活動並びに同活動計画書の別紙1のⅡの3の(2)の1)の機能診断・計画策定」に置き換えてください。

(協定参加集落及び団体の役割)

第7条 協定参加集落及びその他の協定参加団体の役割分担は次のとおりとする。

集落・団体等	役 割
〇〇〇	・各集落区域内の農用地、水路、農道等の基礎的な保全管理活動の実施。 ・地域資源の適切な保全管理のための推進活動の実施。 ・施設の軽微な補修のための活動の実施。 ・農村環境の保全活動の実施。 ・多面的機能の増進を図る活動の実施。 ・水路等施設の長寿命化のための活動の実施。
△△△	
□□□	
〇〇 〇〇(個人)	
〇〇土地改良区	・協定の事務局として全体の調整を図る。 ・参加集落及び団体と連携して〇〇地区の施設のリスク管理と機能保全のための全体構想を策定。 ・参加集落が行う農地周りの水路等の長寿命化対策への技術指導。 ・上記の全体構想に基づく、支線水路の補修・更新等を実施。 ・〇〇〇〇〇〇〇
NPO法人〇〇	・参加集落が取り組む多面機能の増進を図る活動の技術的指導。
〇〇〇 (農業経営体)	・〇〇〇〇〇〇〇 (注) 地域全体を経営している農業経営体を位置付けることも可能。

土地改良区の管理する施設を資源向上活動の対象とする場合は、土地改良区を協定の参加団体に加えて協定を締結してください。

- 2 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、その分担業務の実施に関し、常に事故や災害の発生防止に努めるものとし、当該業務が原因で、第三者に損害を与え、若しくは与える恐れのあるときは、当該集落又は団体の負担において必要な措置を講ずるものとする。

(協定参加集落及び団体間の協力)

第8条 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、第1条の目的を達成するために、相互に協力するものとする。

- 2 協定参加集落及び団体は、その分担業務に関し、協定の履行に影響を及ぼす事態が発生する恐れのあるときは、直ちにその旨を第9条に定める運営委員会に報告するものとする。
- 3 前項の場合、運営委員会は参加集落及び団体間の業務分担の変更など適切な措置を講じるものとする。
- 4 活動の実施に伴い、協定参加集落及び団体間で施設の管理区分の変更を行う場合は、所要の手続きに沿って処理するものとする。

(運営委員会)

第9条 この協定の運営に関する事項を処理するために、〇〇町〇〇地域広域協定運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、協定に参加する集落及びその他団体の代表をもって構成する。

3 委員会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 〇名

会計 〇名

監査役 〇名

4 役員は、委員の互選により選出する。

5 会長は委員会を代表し、協定運営の事務を総括する。

6 副会長は会長に事故があるときにこれを代理する。

7 会計は委員会の経理に関する業務を処理する。

8 監査役は委員会の会計の監査を行う。

9 この協定に規定するもののほか、本協定の運営について必要な事項は、委員会規則において、これを定めるものとする。

(工事の施行に関する条件)

第10条 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、工事の施行に当たって、常に災害等の防止に努めるものとし、当該工事が原因で、第三者に損害を与え、若しくは与える恐れのあるときは、協定参加集落及びその他の協定参加団体の負担において必要な措置を講ずるものとする。

2 町が管理する施設に関し、協定参加集落及びその他の協定参加団体が実施する工事によって生じた工作物等は、町に無償で譲渡するものとする。その際には、あらかじめ町と協議し、工作物等の譲渡に必要となる工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類(例:設計書、平面図、構造図等)の作成、譲渡の時期及びその他必要となる手続きについて、町の指示を受けるものとする。

3 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、工事に当たって詳細な工事内容について町に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、町に協議し、その指示を受けるとともに、工事が完了したときには、町にその旨を報告するものとする。

土地改良区の管理する施設を資源向上活動の対象とする場合は、上記第10条第2項、第3項の「町」を「町又は土地改良区」に置き換えてください。

(協定内容の変更及び廃止)

第11条 この協定の内容を変更または廃止しようとする場合は、協定参加集落及びその他の協定参加団体全員の合意をもってその旨を定め、これを町長に申請して認定を受けるものとする。

集落の構成員(個人)及びその他の団体の代表者を協定参加者とする場合は、上記第11条の「集落」を「集落の構成員」に置き換えてください。

附則

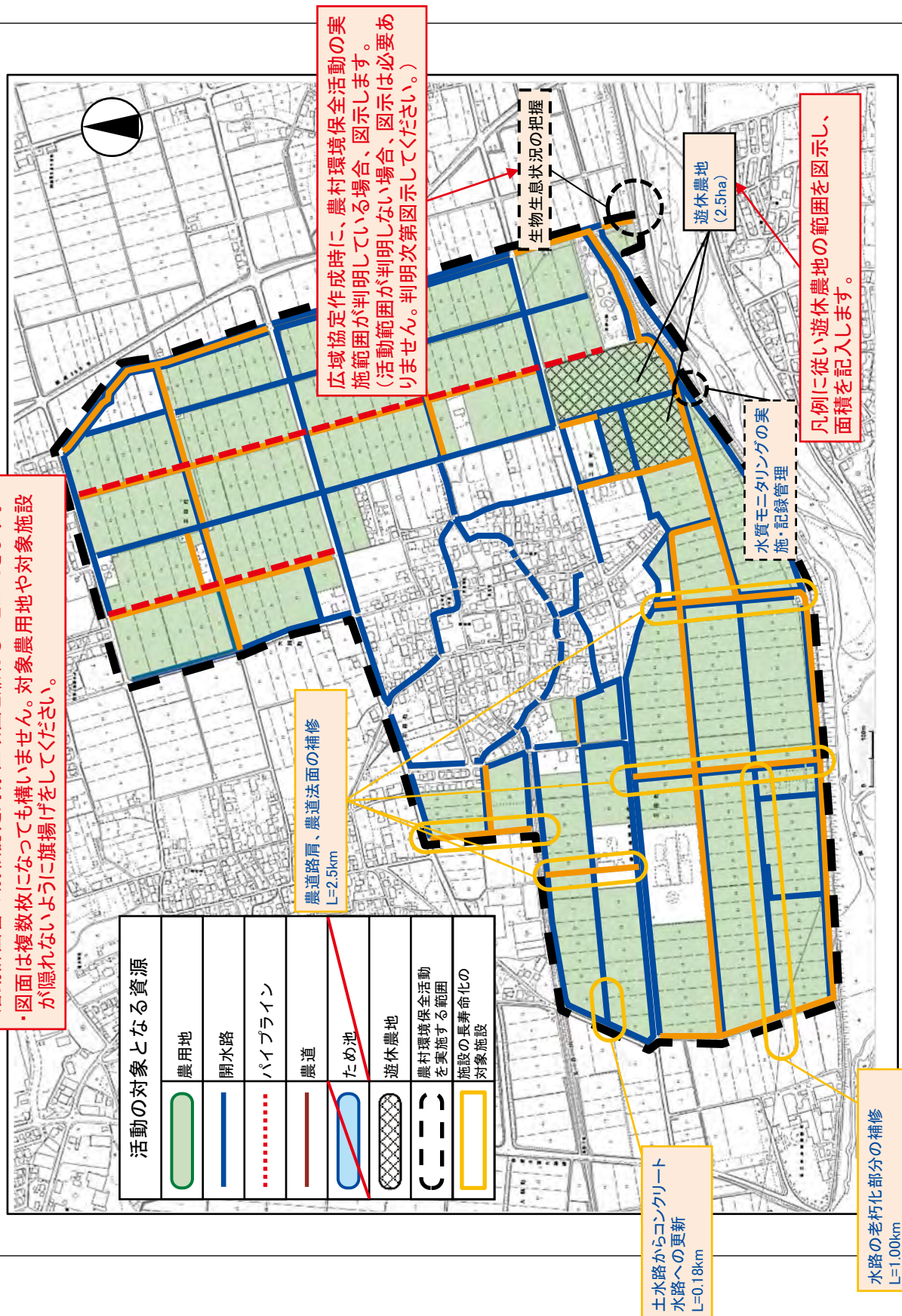
上記協定の締結を証するため、本書2通を作成し、その1通を〇〇町長に提出し、他の1通を運営委員会会長が保管し、その写しを協定参加集落及びその他の協定参加団体の代表が保管する。

集落の構成員(個人)及びその他の団体の代表者を協定参加者とする場合は、上記附則中の「集落」を「集落の構成員」に置き換えてください。

(別紙)
協定対象区域図面

組織名：〇〇町〇〇地域広域活動組織

- ・活動範囲の判別が可能な図面を添付します。(詳細な図示は必要ありません)
- ・活動計画書の別紙認定対象区域図と兼ねることができます。
- ・図面は複数枚になっても構いません。対象農用地や対象施設が隠れないように旗揚げをしてください。



広域協定作成時に、農村環境保全活動の実施範囲が判明している場合、図示は必要ありません。(活動範囲が判明しない場合、図示は必要ありません。判明次第図示してください。)

(別表)

協定対象農用地及び施設

1. 協定の対象となる農用地

参加同意書に記載されている農用地を集計します。

地目 集落	協定農用地			
	田	畑	草地	計
〇〇〇	4,600 a	900 a		5,500 a
△△△	3,500 a	500 a		4,000 a
□□□	2000 a	300 a		2,300 a
...				
合計	22,530 a	1,920 a		24,450 a

地目 集落	対象農用地(農地維持支払交付金)			
	田	畑	草地	計
〇〇〇	4,532 a	868 a		5,400 a
△△△	3,200 a	480 a		3,680 a
□□□	1,800 a	250 a		2,050 a
...				
合計	22,312 a	1,880 a		24,192 a

地目 集落	対象農用地(資源向上支払交付金)							
	地域資源の質的向上を図る共同活動				施設の長寿命化のための活動			
	田	畑	草地	計	田	畑	草地	計
〇〇〇	4,532 a	868 a		5,400 a	4,532 a	868 a		5,400 a
△△△	3,200 a	480 a		3,680 a	3,200 a	480 a		3,680 a
□□□	1,800 a	250 a		2,050 a	1,800 a	250 a		2,050 a
...								
合計	22,312 a	1,880 a		24,192 a	22,312 a	1,880 a		24,192 a

2. 協定の対象となる施設

参加同意書に記載されている施設を集計します。

集落(活動組織)	水路	農道	ため池
〇〇〇	13.4 km	8.5 km	箇所
△△△	12.2 km	6.2 km	箇所
□□□	10.8 km	4.1 km	箇所
...			箇所
合計	47.7 km	18.5 km	箇所

(別記5-1 別紙)

本同意書は、協定に参加する集落又は活動組織向けのものであります。

〇〇〇〇広域協定参加同意書

参加同意書については、集落又は活動組織において合意形成した上で、取りまとめてください。

令和 年 月 日

〇〇町〇〇地域広域協定

運営委員会会長 〇〇 〇〇 殿

参加集落(活動組織) 〇〇〇

所在地 〇〇町〇〇

代表者 〇〇 〇〇

当集落(活動組織)については、〇〇町〇〇協定広域協定に参加することを同意します。

印省略可

記

1. 協定の対象となる農用地

協定農用地					備考
地目	田	畑	草地	計	
面積	4,600 a	900 a	a	5,500 a	

「協定農用地」には活動を実施する農用地面積を記載します。

対象農用地(農地維持支払交付金)					備考
地目	田	畑	草地	計	
面積	4,532 a	868 a	a	5,400 a	

「対象農用地」には、交付金の算定の対象となる農用地面積を記載します。

	対象農用地(資源向上支払交付金)								備考
	地域資源の質的向上を図る共同活動				施設の長寿命化のための活動				
地目	田	畑	草地	計	田	畑	草地	計	
面積	4,532 a	868 a	a	5,400 a	4,532 a	868 a	a	5,400 a	

2. 協定の対象となる施設

施設	水路	農道	ため池	備考
数量	13.4 km	8.5 km	箇所	

3. 協定参加集落(活動組織)の構成員^{注1}

① 農業者の個人又は団体^{注2}

番号	氏名	備考
1	〇〇 〇〇 〇〇〇	運営委員長
2	〇〇 〇〇 〇〇〇	

番号欄は、P.16の「4. 構成員人数」の表中の分類番号からあてはまる番号を選択し記入します。

※エクセル様式ではプルダウンで番号を選択して入力しますが、②農業者以外の個人については、番号欄に5を直接記入します。

行が足りない場合は追加してください。

集落又は活動組織の代表者の他に、広域活動組織運営委員会の委員等を選定する場合は、当該構成員の備考欄に「運営委員会委員」と記載します。

② 農業者以外の個人

番号	氏名	住所	備考
5			

行が足りない場合は追加してください。

③ 集落内の農業者以外の団体(婦人会、老人会他)^{注3}

番号	団体名・代表者	住所	備考
6	〇〇自治会長 〇〇 〇〇	〇〇〇	
7	〇〇女性会 〇〇 〇〇		

行が足りない場合は追加してください。

4. 構成員人数

		番号	構成員人数・団体数
農業者	個人として参加	1 農業者個人	
	団体として参加	2 農事組合法人	
		3 営農組合	
		4 その他の農業者団体	
農業者以外	個人として参加	5 農業者以外個人	
	団体として参加	6 自治会	
		7 女性会	
		8 子供会	
		9 土地改良区	
		10 JA	
		11 学校・PTA	
		12 NPO	
		13 その他の農業者以外団体	

前ページの協定参加集落(活動組織)の構成員で選択した番号を区分して、ここに集計します。
※国ホームページ上のエクセル様式では前ページの表から選択した番号が自動集計されます。

注1: 番号欄は、「4.構成員人数」の表中の分類番号から選択する。

注2: 「農業者」とは、協定に位置付けられている農用地において耕作又は養畜の業務を営む農業者又は団体。

注3: 集落(活動組織)の代表者の他に、広域協定運営委員会の委員を選定する場合は、当該構成員の備考欄に「運営委員会委員」と記載する。

本同意書は、協定に参加する農業経営者(集落に属さない個人参加者)向けのものです。
※「農業者」の定義は、16ページ中段の注2を参照。

(別記5-1 別紙)

〇〇〇〇広域協定参加同意書

令和 年 月 日

〇〇町〇〇協定広域協定

運営委員会会長 〇〇 〇〇 殿

所在地 〇〇町〇〇

氏名 〇〇 〇〇

印省略可

私、〇〇 〇〇は、〇〇町〇〇地域広域協定に参加することを同意します。

記

1. 協定の対象となる農用地

協定農用地					備考
地目	田	畑	草地	計	
面積	2,500 a	300 a	a	2,800 a	

「協定農用地」には活動を実施する農用地面積を記載します。

対象農用地(農地維持支払交付金)					備考
地目	田	畑	草地	計	
面積	2,500 a	300 a	a	2,800 a	

「対象農用地」には、交付金の算定の対象となる農用地面積を記載します。

	対象農用地(資源向上支払交付金)								備考
	地域資源の質的向上を図る共同活動				施設の長寿命化のための活動				
地目	田	畑	草地	計	田	畑	草地	計	
面積	2,500 a	300 a	a	2,800 a	2,500 a	300 a	a	2,800 a	

2. 協定の対象となる施設

施設	水路	農道	ため池	備考
数量	8.3 km	6.5 km	箇所	

注1: 農業経営者を協定に位置付ける場合は、本様式を使用し、必要箇所を記載する。

(別記 5 - 1 別紙)

本同意書は、協定に参加する団体向けのものです。

〇〇〇〇広域協定参加同意書

参加同意書については、団体における所定の手続きを経てから提出してください。

令和 年 月 日

〇〇町〇〇地域広域協定

運営委員会会長 〇〇 〇〇 殿

団 体 名 NPO法人〇〇〇

所 在 地 〇〇町〇〇

代 表 者 〇〇 〇〇

当団体については、〇〇町〇〇地域広域協定に参加することを同意します。

印省略可

記

1. 団体の設立目的

〇〇〇することを目的とする。

2. 団体の設立年月日

令和〇年〇月〇日

3. 協定における役割

参加集落が取り組む多面的機能の増進を図る活動に係る技術的指導を行う。

4. 構成員人数

計		
	農業者	農業者以外
15 人	人	15 人

団体の構成員のうち、広域活動組織の共同活動に参加する者の人数を記載します。

4. 広域協定運営委員会規則(案)の作成

意思決定方法、構成団体の責務、会計の処理方法、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確化した運営委員会規則の案を作成します。

別記5-2

市町村の認定を受けた後、記載します。

このページは運営委員会規則の記載例です。
必要に応じて追記等してください。

〇〇年〇月〇日認定 〇〇町長〇〇〇〇

〇〇町〇〇地域広域協定運営委員会規則

令和〇年〇月〇日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、〇〇町〇〇において締結された「〇〇町〇〇地域広域協定(以下「協定」という。)」の第9条の規定に基づき、協定運営委員会について必要な事項を定めることにより、協定の適切な運営を図り、地域の農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全並びに水路・農道等の施設の長寿命化を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本委員会は、「〇〇町〇〇地域広域協定運営委員会」(以下「委員会」という。)という。

(事務所)

第3条 本委員会は、主たる事務所を〇〇郡〇〇町〇〇〇〇に置く。

集落の構成員(個人)及びその他団体の代表者を協定参加者とする場合は、集落の構成員について委員会の会員と位置づけます。このため、以下の第4条の規定を追加してください。

(会員)

第4条 本委員会の会員は、協定に参加する集落の構成員及びその他団体の代表者とする。

第2章 委員会の構成及び運営

(委員会の構成)

第4条 本委員会の委員は、協定に参加する集落及びその他団体の代表者をもって構成する。

(役員の定数及び選任)

第5条 本委員会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 1名
- 三 会計 1名
- 四 監査役 1名

- 2 役員は委員会において委員の互選により選出する。
- 3 会長は本委員会を代表し、協定運営の事務を総括する。
- 4 副会長は会長に事故があるときにこれを代理する。
- 5 会計は本委員会の経理に関する業務を処理する。
- 6 監査役は本委員会の会計の監査を行う。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は、○年とする。

任期満了後は、新たな役員を(別紙)参加同意書に記載のうえ、本規則を変更します

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第7条 委員会は、毎年度1回以上開催するとともに、次に掲げる場合に開催する。

- 一 委員現在数の3分の1以上の要求があったとき。
- 二 監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。
- 三 その他会長が必要と認めたとき。

2 前項第一号の規定により要求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に委員会を招集しなければならない。

3 委員会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって委員に通知しなければならない。

(委員会の権能)

第8条の一～五は、取組を行う活動内容に応じて選択して記載してください。

第8条 委員会は、この規則において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 農地維持活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
- 二 資源向上活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
- 三 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)の収支決算に関すること。
- 四 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)の収支決算に関すること。
- 五 ○○○○事業に係る計画の設定又は変更、収支決算、年度実績報告及び実施に関すること。
- 六 規則の制定及び改廃に関すること。
- 七 その他協定の運営に関する重要な事項。

その他事業に取り組まない場合は削除してください。

これまで資源向上支払(長寿命化)を実施する場合で、農地維持支払及び資源向上支払(共同)との経理を区分しない場合は、三及び四を区分せずに「農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の収支決算に関すること」と記載するようでしたが、令和元年度からの金銭出納簿では、農地維持支払・資源向上支払(共同)と資源向上支払(長寿命化)双方の交付金の収支が1つの様式で把握できるようになったため、規約の変更は必須ではなくなりました。

(委員会の議決方法等)

第9条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。なお、出席は委任状をもって代えることができる。

- 2 委員会の議長は、会長がこれを務める。
- 3 委員会においては、第7条第3項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 委員会の議事は、第10条に規定するものを除き、出席した委員の過半数で決する。なお、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを協定に参加する集落の構成員全員に配布等により確実に周知するものとする。

(特別議決事項)

第10条 次の各号に掲げる事項は、委員会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。ただし、第三号及び第四号については、全員一致による議決を必要とする。なお、第三号の協定参加団体の除名は、当該参加団体の代表を除く委員の一致による議決とする。

- 一 規則の変更
- 二 役員の解任
- 三 協定参加団体の除名
- 四 協定の変更又は廃止

集落の構成員(個人)及びその他団体の代表者を協定参加者とする場合は、以下の第3章の総会に関する規定を加えてください。

第3章 総会

(総会の開催等)

第11条 総会は第4条に定める協定参加者をもって構成し、毎年度1回以上開催するとともに、次に掲げる場合に開催する。

- 一 協定参加者現在数の4分の1以上の署名による請求があったとき。
- 二 監査役から文書による総会開催の請求があったとき。
- 三 その他会長が必要と認めたとき。

2 前項一号及び二号の規定により請求があったときは、会長は、正当な理由がない限り、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。正当な理由により総会を開催しない場合は、会長は会員に対し、文書でその理由を報告しなければならない。

3 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって協定参加者に通知しなければならない。

(総会の機能)

第12条 総会は次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 委員の選任及び解任
- 二 各年度の決算報告
- 三 前条第1項第一号により、協定参加者が請求した事項
- 四 前条第1項第二号により、監査役が請求した事項
- 五 その他重要な事項

(総会の議決方法等)

第13条 総会は、協定参加者現在数の過半数の出席により成立する。なお、出席は委任状をもって代えることができる。

2 総会においては、第11条第3項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りではない。

3 総会の議事は、出席者数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、協定参加者として総会の議決に加わることができない。

5 会議により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを協定参加者全員に配布等により確実に周知するものとする。

第3章 協定参加団体における保全管理活動等の実施

(実施計画)

第11条 協定参加団体は、毎年それぞれが行おうとする活動の実施計画を作成し、各団体における決定を経て、委員会に提出する。

2 委員会は、各団体から提出された実施計画について会計区分毎にとりまとめ、その議決を得てこれを定める。

(保全管理活動等の実施)

第12条 協定参加団体は、実施計画に基づき、保全管理活動等を実施するものとする。

(活動の資金とその経理)

各団体への資金配分を行わない場合は、第13条を削除してください。

第13条 委員会は、各団体の実施計画の実施に必要な資金について、本委員会の資金から各団体に適正に配分するものとする。

2 委員会から配分された資金について、協定参加団体は適正に経理を行うものとする。

(活動の報告)

第14条 協定参加団体は、毎年、保全管理活動の活動報告についてとりまとめ、各団体における合意を得て、委員会に報告を行うものとする。

(活動報告の確認)

第15条 協定参加団体における多面的機能支払交付金に係る活動報告については、毎年、委員会が確認を行うものとする。

2 委員会は、協定参加団体における活動報告の確認結果について、当該団体に通知するものとする。

3 委員会は、協定参加団体における多面的機能支払交付金に係る活動報告の確認結果を踏まえて実施状況報告書等の関係書類を作成し、〇〇町長に報告を行うものとする。

第4章 事務、会計及び監査

(書類及び帳簿の備付け)

第16条 本委員会は、第3条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 〇〇町〇〇地域広域協定書
- 二 委員会規則
- 三 委員の氏名及び住所を記載した書面
- 四 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
- 五 その他会長が必要と認めた書類

(書類の保存)

第17条 本委員会は、前条各号に掲げる書類を事業終了年度の翌年度から5年間保存することとする。

(事業及び会計年度)

第18条 本委員会の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

交付を受ける交付金の内容に応じて記載します。

第19条 本委員会の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たっては他の資金と区分して経理する。

- 一 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)
- 二 資源向上支払交付金のうち、施設の長寿命化のための活動
- 三 その他の収入

これまで資源向上支払(長寿命化)を実施する場合で、農地維持支払及び資源向上支払(共同)との経理を区分しない場合は、一及び二を区分せずに「農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の収支決算に関すること」と記載するようでしたが、令和元年度からの金銭出納簿では、農地維持支払・資源向上支払(共同)と資源向上支払(長寿命化)双方の交付金の収支が1つの様式把握できるようになったため、規約の変更は必須ではなくなりました。

(事務経費支弁の方法等)

第20条 本委員会の事務に必要な

(活動計画の作成)

第21条 活動計画は、委員会の議決を得てこれを定める。

(資金の支出)

第22条 本委員会の資金の支出者は、会長とする。

流用については、第19条の区分間の流用を行ってはいけないことを定めています。

(資金の流用)

第23条 資金は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

(金銭出納の明確化)

第24条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実に言い、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

(金銭の収納)

第25条 金銭を収納したときは、領収証を発行しなければならない。

2 金融機関への振込の方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

(領収証の徴収)

第26条 金銭の支払については、受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、レシート等をもってこれに代えることができる。

2 金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

(財産の管理)

第27条 活動の実施により、新たに取得した施設等については、財産管理台帳に記録し、協定に基づき、適正に管理するものとする。

(物品の管理)

第28条 本委員会が購入又は借り入れした器具、備品及び資材については、滅失及びき損のないよう、適正に管理するものとする。

事業年度終了前(3月31日以前)に全ての支出等を終えた時点で、監査及び総会を行うことができます。この場合、当該年度末(3月31日)迄の全ての出納を了したものと扱います。

監査。総会終了後に新たに支出等が行われた場合は、再度、監査及び総会を行う必要がありますのでご注意ください。

広域活動組織は、総会で決算等の承認を得たうえで、市町村長が定める期日までに実施状況報告書を市町村へ提出しますので、このことを踏まえた日数設定をしてください。

(決算及び監査)

第29条 本委員会の決算については、会長が事業年度終了後、金銭出納簿、事業報告書及び財産管理台帳を、委員会の開催の日の○日前までに監査役に提出しなければならない。

2 監査役は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告し、会長は監査について、毎会計年度終了後○日以内に委員会の承認を受けなければならない。

集落の構成員(個人)及びその他団体の代表者を協定参加者とする場合は、下記第29条中の「委員会」を「総会」に置き換えてください。

第5章 雑則

(規則の変更)

第30条 この規則を変更した場合は、〇〇町長に報告をしなければならない。

(細則)

第31条 多面的機能支払交付金実施要綱、多面的機能支払交付金実施要領、その他この規則に定めるもののほか、本委員会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

設立後に規則の変更がある場合は、翌行に新たな附則として変更のあった年度以降の取組みに向けた規則の施行日を記載してください。

なお、第1項は次の例を参考に施行日及び適用日を記載してください。

【例：令和2年3月中に総会で規約を議決】

1 この規約は、令和2年4月1日から施行する。

【例：令和2年4月1日以降(例：4月15日)総会で規約を議決】

1 この規約は、令和2年4月15日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、令和〇年〇月〇日から施行する。
- 2 設立初年度の役員の選任については、第5条第2項中「委員会」とあるのは、「設立委員会」と読み替えるものとし、その任期については、第6条の規定にかかわらず、令和〇年〇月〇日までとする。
- 3 設立初年度の会計年度については、第18条の規定にかかわらず、この規則の施行の日から設立初年度の3月31日までとする。

5. 事業計画(案)の作成

広域活動組織が農地維持活動及び資源向上活動を円滑に実施できるようにするため、事業の目標、内容、実施期間及び構成員に係る事項を定めた事業計画（案）を作成します。

事業計画（案）の内容は、以下の様式のとおりです（多面的機能支払交付金実施要領様式第1－2号）。

なお、本事業計画（案）の市町村長への提出にあたっては、多面的機能支払交付金実施要領様式第1－1号の認定申請書を作成し、これに添付します。

※様式第1－1号・1－2号は、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払の共通様式になります。

（様式第1－2号）

多面的機能発揮促進事業に関する計画

令和〇年〇月〇日

〇〇町〇〇地域広域協定

1 多面的機能発揮促進事業の目標

1. 現況

（例）本地域は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農業用排水路を適切に保全管理することが必要である。

2. 目標

（例）1を踏まえ、本地域では、地域住民と協力して農業用排水路の清掃等を行うことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとしている。

2 多面的機能発揮促進事業の内容

（1）多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

① 種類（実施するものに○を付すこと。）

1号事業（多面的機能支払交付金）	
○	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動（以下「イの活動」という。） （農地維持支払交付金）
○	法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動（以下「ロの活動」という。） （資源向上支払交付金）
2号事業（中山間地域等直接支払交付金）	
3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）	
4号事業（その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業）	

活動内容に合わせて記載してください。

② 実施区域

（例）農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書（以下「活動計画書」という。）「（別添1）実施区域位置図」のとおり。

これは多面的機能支払交付金のみに取り組む場合の記載例です。必要に応じて追記等してください。
中山間地域等直接支払交付金など、他の事業にも併せて取り組む場合は、必要事項を書き加えます。

市町村と相談し、地域の特色を踏まえて記載してください。

活動内容を踏まえて記載してください。

(2) 活動の内容等

① 1号事業

1) 事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別

(例) 活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」及び「2. 実施区域内の農用地、施設」並びに「(別添1) 実施区域位置図」のとおり。

活動内容に合わせて記載してください。

2) 活動の内容

(例) イ イの活動

活動計画書「3. 活動の計画」の「(1) 農地維持支払」に記載のとおり。

ロ ロの活動

活動計画書「3. 活動の計画」の「(2) 資源向上支払(共同)」及び「(3) 資源向上支払(長寿命化)」に記載のとおり。

3 多面的機能発揮促進事業の実施期間

(例) 活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」のとおり。

4 農業者団体等の構成員に係る事項

(例) 「(別添2) 構成員一覧」に記載のとおり。多面的機能支払交付金実施要領「別記6-1 活動組織規約」の「(別紙) 構成員一覧」に代えることもできる。

<施行注意>

記入内容が様式第1-3号と重複する場合は、「2(1) ②実施区域」、「2(2) 活動の内容等」、「3 多面的機能発揮促進事業の実施期間」及び「4 農業者団体等の構成員に係る事項」の記入を省略することも可能とする。

本様式に上記様式(様式第1-2号)を添付し提出してください。

令和〇年〇月〇日

〇〇市町村 長 殿

〇〇町〇〇地域広域協定

代表者 〇〇 〇〇

印省略可

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第7条第1項の規定に基づき、下記関係書類を添えて認定を申請する。

記

1 事業計画

2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書

■ 1号事業(多面的機能支払交付金)

□ 2号事業(中山間地域等直接支払交付金)

□ 3号事業(環境保全型農業直接支払交付金)

多面的機能支払交付金にのみ取り組む場合の記載例です。

3 その他

□ 北海道の同意書の写し(北海道土地改良施設の管理)

6. 活動計画書(案)の作成

(1) 活動計画書の作成

広域活動組織は事業計画を作成する場合には、あらかじめ活動計画書を作成し、これを事業計画に添付します。

(2) 活動計画書の内容

交付金の対象となる活動は、活動計画書に基づき実施されます。

対象となる活動は、北海道が策定する「多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）」（以下「要綱基本方針」という。）の「地域活動指針」に基づき作成することが必要です。

※「地域活動指針」とは、国が示す活動指針を基本にして、北海道が策定する、交付金の対象となる活動の項目を区分して整理した指針です。

活動計画書の内容を、項目ごとに説明すると以下のとおりです。これを参考に、それぞれの活動組織で定めてください。

（道様式第6号）〔国様式第1－3号〕

多面的機能支払交付金に係る活動計画書

〇〇市町村長 殿

申請 年月日	令和〇年〇月〇日
（ふりがな）	〇〇かつどうそしぎ
組織名称	〇〇活動組織
（ふりがな）	のうりん たろう
代表者 氏名	農林 太郎

印省略可

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙1の第5の2及び別紙2の第5の2に基づき、別添のとおり、多面的機能支払交付金に係る活動計画書を提出します。

《添付書類》

活動組織・・・活動組織規約

広域活動組織・・・広域協定書、広域協定運営委員会規則

I. 地区の概要

・計画書の変更の際には、容易に比較対象できるように変更部分を二段書きとし、変更前を()書きで上段に記載するものとする。

1. 活動期間

活動の実施期間を設定します。

活動期間は、原則として5年間とします。

資源向上支払交付金（長寿命化）については、対象施設の補修や更新等の目的が達成可能な年数に短縮することもできます。

I. 地区の概要						
※ 以下、多面的機能支払を多面支払と一部で表示						
1. 活動期間						
	活動開始年度	活動終了年度	交付金の 交付年数	計画変更年度		既取組年数
農地維持支払	令和元年度	令和5年度	5年			年
資源向上支払 (共同)	令和元年度	令和5年度	5年			
資源向上支払 (長寿命化)	令和2年度	令和5年度	4年			年

本交付金を受けて活動する期間を記載します。

計画変更を行った場合は変更した年度を記入してください。

交付金の交付を受けずに活動を行う場合は、いずれの欄も記入しないでください。

・平成19年度から活動開始年度以前の従前の事業で交付金の交付を受けた場合は、その年数を記載します。

・従前の共同活動の取組年数は、「農地維持支払」と「資源向上支払(共同活動)」の欄、各々に記載します。

(取組が無い場合は、-を記載します)

※ 本欄は、資源向上(共同)の単価の確認(5年以上継続地区)に使用します。このため、変更時には、従前の事業も含めた取組年数を記載してください。

(H19から取組を開始し、R3年度に変更した場合 → 「14年」と記載します)

2. 実施区域内の農用地、施設

実施区域内の農用地、施設とは、事業計画に位置づけて活動を実施する農用地（認定農用地※）及び水路等の施設のことです。

※ 認定農用地・・・広域活動組織が共同活動を実施する農用地
対象農用地・・・交付金の算定の対象となる農用地

注1：事業計画に位置付けた農用地・農業用施設の活動項目等については、原則、5年間継続して活動する必要があります。このため、活動期間中において農用地・農業用施設の施設量を減ずる場合は、活動開始年度まで遡及した交付金の返還が生じる場合があります。

公共用施設は、市町村等の施設管理者が管理を行っているため、原則として共同活動の対象にはなりません。保全管理対象施設に位置づけてよいかどうかは市町村等に確認してください。

・計画書の変更の際には、容易に比較対象できるように変更部分を二段書きとし、変更前を()書きで上段に記載するものとします。

農用地の面積については、国土調査等による地籍図等に基づく台帳の合計面積や1/2,500程度以上の縮尺図面の図測による算定を基本とします。詳細については市町村に確認してください。

交付対象農用地ではなく、認定農用地面積を記入します。

・遊休農地の一部を解消した場合は、数値を変更の上、届出を行います。
・遊休農地については、活動計画書に位置付けた活動を行い、活動期間内に耕作可能な状態とする必要があります。

2 実施区域内の農用地、施設

協定農用地面積 又は認定農用地 面積※1	田	畑	草地	採草放牧地	計	うち遊休 農地面積	年当たり 交付金額 上限
	290,640a	39,960a	a		330,600 a	a	226,402,128円

※1 多面支払の認定農用地面積は、集落が管理する農用地面積を記載する。

農業用施設 (多面支払)	水路			農道	ため池
	開水路		パイプライン		
	用水路	排水路			
	9.0 km	2.2 km	2.6 km		
	13.8 km			8.5 km	箇所
うち、資源向上支払 (長寿命化)の対象施設	km	km	km	0.6 km	箇所

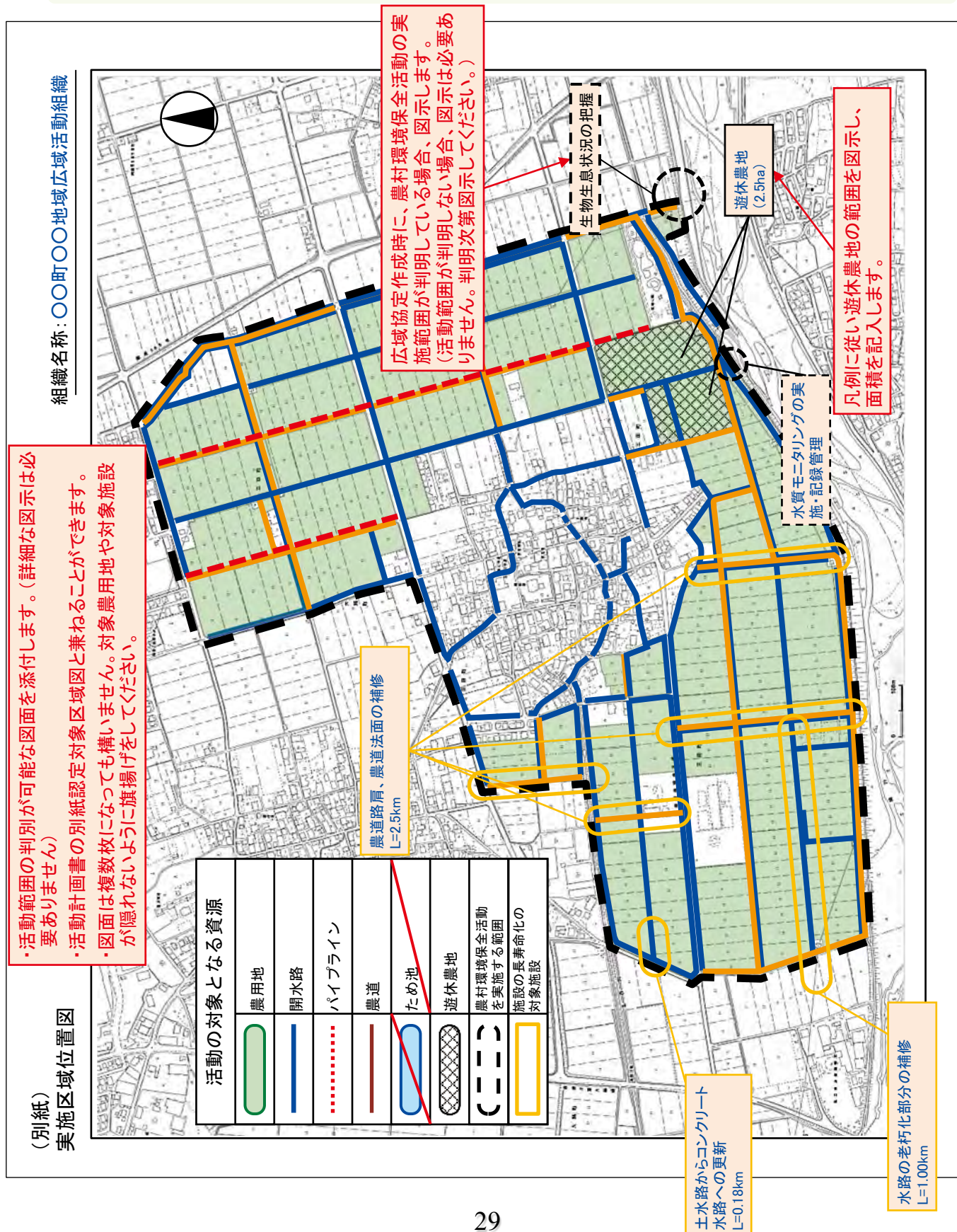
※ 延長は、小数点以下第1位まで記入する。

・認定農用地の区域内において、共同活動による保全管理活動等を実施する施設量を記入します。
・下段欄には、上段の数量の内数として資源向上活動(長寿命化)を実施する対象施設の量を記入します。
・農地維持支払交付金又は資源向上支払交付金(共同)を活用して資源向上活動(長寿命化)を行う場合も「うち、施設の長寿命化の対象施設」欄に記入します。
・農地維持支払のみで、資源向上支払交付金(共同)にも取り組まれる場合にあっての記載方法については、別途、道協議会にご相談ください。

3. 実施区域位置図

活動範囲が判別可能な図面に、活動の対象となる全ての農用地及び農業用排水路、農道等の施設を図示します。

また、「Iの2 実施区域内の農用地、施設」の欄に遊休農地が位置づけられている場合は、この範囲を図示し面積を記入します。



4. 多面的機能支払と中山間地域等直接支払との重複面積

認定農用地の区域内において、中山間地域等直接支払交付金の集落協定がなされている重複面積と農振農用地区域外の農用地面積を把握します。

中山間地域等直接支払交付金と重複する区域がある場合は、活動が重複しないように次のことに注意してください。

- ① 重複する区域における活動計画書に位置付けた農用地、水路、農道等の保全に係る活動は、多面的機能支払交付金により行う。
- ② 資源向上活動（共同）に取り組む場合には、中山間地域等直接支払交付金の「多面的機能を増進する活動」で選択している活動以外の活動を実施する。

4. 多面的機能支払と中山間地域等直接支払との重複面積

多面支払面積	重複面積 (多面支払・中山間直払)
330,600 a	2,000a

資源向上活動（共同）に取り組む場合には、中山間地域等直接支払交付金の「多面的機能を増進する活動」で選択している活動以外の活動を実施する。

※ 多面支払の活動計画書及び中山間直払の集落協定に位置づけられている施設等については、多面支払の活動組織により活動を実施し、また、多面支払の交付金を充てることとする。

<施行注意>

計画書の変更の際には、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を（ ）書で上段に記載するものとする。

5. 環境保全型農業直接支払交付金との重複

(注)環境保全型農業直接支払交付金の地域特認取組として行う農用地における畦畔・農用地法面等の草刈りについては、別途図により区分けするものとし、多面的機能支払での支払での支払いは行わない。

<施行注意>

協定農用地内において環境保全型農業直接支払交付金の地域特認取組として行う草刈りを行う場合は、上記5と(注)を記述し区分けを明示した図面を添付すること。なお、該当しない場合は、上記5と(注)並びに本施行注意を削除すること。

・ 計画書の変更の際には、容易に比較対象できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を（ ）書きで上段に記載するものとします。

(別紙1) 多面的機能支払に係る活動計画書(1号事業様式)

Ⅱ. 1号事業(多面的機能支払)

1. 交付金額

農地維持支払交付金、資源向上支払交付金のそれぞれの対象農用地面積に地目別の交付単価を乗じて、年当たり交付金額を算出します。(交付単価は、市町村に確認してください。)

過年度に拡充された加算措置を受けようとする場合は、別途「4. 加算措置」の様式を使用し、加算措置分を41～46ページに示す方法で算出して整理します。

- ・交付単価等を市町村に確認して記入してください。
- ・複数の交付単価を適用する場合は、次の32ページを参考に適宜、行を追加して整理します。

- ・計画書の変更の際には、容易に比較対象できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を()書きで上段に記載するものとします。

(別紙1)

多面的機能支払に係る活動計画書(1号事業様式)

Ⅱ. 1号事業(多面的機能支払)

対象組織が広域活動組織の場合は○

⇒ ☐

広域活動組織の場合は、ここに「○」をつけること。

1. 交付金額 ※複数の交付単価がある場合には、行を追加してください。

(1) 農地維持支払

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
出	290,640a	2,300 円/10a	66,847,200円
畑	39,960a	1,000 円/10a	3,996,000円
草地	a	130 円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	330,600a		70,843,200円

※対象農用地面積とは、交付金の算定の対象となる農用地の面積のことです。小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

★活動期間中に、田から畑への地目の変更が生じた場合は下記に記入し、市町村に提出してください。農地維持支払の単価が活動終了年度まで田の単価となります。

地目を田から畑に変更する面積

加算措置は別途「4. 加算措置」の様式に整理します。

(2) 資源向上支払(共同)

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
出	276,108a	1,440 円/10a	39,759,552円
畑	37,962a	360 円/10a	1,366,632円
草地	a	0 円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	314,070a		41,126,184円

※交付単価は以下①、②への取組状況によって単価が異なりますので、乗じた額を記入してください。

①多面的機能の増進活動に取り組む
②資源向上支払(共同)を5年以上実施、又は資源向上支払(長寿命化)に取り組む

①②に該当 ⇒ 単価に0.75を乗ずる
①のみ該当 ⇒ 単価の修正なし
②のみ該当 ⇒ 単価に0.625を乗ずる
①②に該当しない ⇒ 単価に5/6を乗ずる

(3) 資源向上支払(長寿命化)

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付上限額
田	276,108a	3,400 円/10a	93,876,720円
畑	37,962a	600 円/10a	2,277,720円
草地	a	0 円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	314,070a		96,154,440円

・この交付上限額以内で施設の長寿命化のための活動に必要な金額により交付申請を行うものとします。

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合、かつ直営施工を実施しない場合は、単価に5/6を乗じた額を記入してください。

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は、左記合計と集落数×200万円のいずれか小さい方が上限となります。

広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は○
集落数×200万円

資源向上支払(長寿命化)は、交付上限額を記入します。
この交付上限額以内で施設の長寿命化のための活動に必要な金額により交付申請を行うものとします。

広域活動組織の場合は、ここに「○」をつけないこと。

交付額の算定

【交付単価】

単位: 円/10a

地目	農地維持 支払交付金	資源向上支払交付金(共同)				資源向上支払交付金 (長寿命化)	
	①	②	③ =②*5/6	④ =②*0.75	⑤ =②*0.75*5/6	⑥	⑦ =⑥*5/6
田	2,300	1,920	1,600	1,440	1,200	3,400	2,833
畑	1,000	480	400	360	300	600	500
草地	130	120	100	90	75	400	333

- ①: 事業計画期間中に地目を変更した場合、当該期間中においては、地目変更前の単価を適用する。
 ③: 多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合は、②に5/6を乗じた額を交付単価とする。
 ④: 農地・水保全管理支払交付金の取組期間も含め、共同活動又は資源向上活動(共同)を5年間以上実施した農用地及び資源向上支払交付金(長寿命化)の対象農用地については、②に0.75を乗じた額を交付単価とする。
 ⑤: 資源向上活動(共同)を5年間以上実施した農用地又は資源向上支払交付金(長寿命化)の対象農用地であり、かつ、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合は、②に0.75及び5/6を乗じた額を交付単価とする。
 ⑦: 広域活動組織となるための規模要件を満たさず、かつ、直営施工を実施しない活動組織にあつては、⑥に5/6を乗じた額を交付単価とする。

加算措置については P.41～46を参照してください

【交付額の算出方法】

(1) 対象農用地面積に地目別の交付単価を乗じて算出します。

(算定例)

対象農用地面積 田: 5,000.4a: 畑: 4,999.6a

○ 対象農用地面積の端数処理

田: 5,000.4a → 5,000a (小数第一位切り捨て)

畑: 4,999.6a → 4,999a (小数第一位切り捨て)

○ 農地維持支払交付金の交付額の算出

田: $5,000a \times 2,300 \text{ 円}/10a = 1,150,000 \text{ 円}$

畑: $4,999a \times 1,000 \text{ 円}/10a = 499,900 \text{ 円}$

計: 1,649,900 円

(2) 資源向上支払交付金(長寿命化)について、広域活動組織となるための規模要件を満たさない活動組織にあつては、以下a又はbのいずれか小さい額を年交付金額の上限とします。

a. 上表⑥又は⑦の交付単価に対象農用地面積を乗じて得た額

b. 保全管理する区域内に存在する集落数に200 万円を乗じて得た額

(算定例)

対象農用地面積15,000a (=150ha) (畑)で、直営施工を実施しない1集落で構成される活動組織

○ 資源向上支払交付金(長寿命化)の交付上限額の算出

a. $15,000a \times 2,833 \text{ 円}/10a = 4,249,500 \text{ 円}$

b. $1 \text{ 集落} \times 2,000,000 \text{ 円} = 2,000,000 \text{ 円}$

の小さい額である2,000,000 円を年交付金額の上限とする。

2. 組織の広域化・体制強化の計画

広域活動組織の設立又は活動組織の特定非営利活動法人化（NPO法人化）のための支援を受けようとする場合は、その実施予定年度を記入します。

2. 組織の広域化・体制強化の計画（計画がない場合、この項目への記入は不要です）

	広域活動組織の設立		特定非営利活動法人化	
実施予定年度	令和	3 年度	令和	5 年度

※「特定非営利活動法人」は、営農法人とは異なります。

この欄は、市町村担当者と相談及び確認の上、組織の情報を記入してください。

組織の広域化・体制強化に対する支援を受ける場合は、「4. 加算措置」の様式を記入してください。

①.認定農用地の区域内に存在する集落数を記載します。

ここでいう「集落」とは、農林業センサスにおける農業集落（定義：市区町村の区域の一部において農業上形成されている地域社会をいう）とし、参加同意書に記載の集落と一致しない場合があっても構いません。

（参考）農林水産省HP「農業集落境界の閲覧」

http://www.machimura.maff.go.jp/shurakudata/room_map.html

以下は市町村担当者と相談の上、記入してください。

集落数

②.対象農用地に係る農業地域類型区分のうち、該当するもの全てに○印を記載します。

（参考）農業地域類型区分について

農林統計の分析及び農政の推進の基礎資料として活用するため、旧市区町村ごとに、その地域の土地利用上の特性により類型化した統計表章区分として設定。

※旧市区町村とは、平成22年2月1日現在の市区町村の区域内に含まれる昭和25年2月1日現在での市区町村をいう。

農林水産省HP「農業地域類型区分について」

http://www.maff.go.jp/i/tokei/chiiki_ruikei/setsume.html

農業地域類型 ☐ 都市的地域 ☒ 平地農業地域 ☐ 中間農業地域 ☐ 山間農業地域

③.対象農用地の区域が以下の8法のいずれかの指定地域に該当している場合は、○印を記載します。

- ・特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律
- ・山村振興法
- ・過疎地域自立促進特別措置法
- ・半島振興法
- ・離島振興法
- ・沖縄振興特別措置法
- ・奄美群島振興開発特別措置法
- ・小笠原諸島振興開発特別措置法

（参考）国土交通省HP「国土情報ウェブマッピングシステム」

<http://nrb-www.mlit.go.jp/webmapc/mapmain.html>

地域振興立法の適用 ☐ 特定農山村 ☒ 振興山村 ☐ 過疎 ☐ 半島

☐ 離島 ☐ 沖縄 ☐ 奄美群島 ☐ 小笠原諸島

指定棚田地域の該当状況 ☐

事業計画の対象とする区域内に棚田地域振興法に基づき指定された指定棚田地域を含む場合に○を記載

※交付金算定の対象としている農振農用地区域外の対象農用地面積

④.農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の算定の対象とする区域（対象農用地）内に、都道府県知事が策定する「要綱基本方針」に位置づけられた交付金の算定の対象とする農振農用地区域外農用地が含まれる場合には、対象農用地面積を記載します。（令和元年度より資源向上支払交付金も対象）

交付金算定の対象としている農振農用地区域外の対象農用地面積

農地維持支払 資源向上支払 資源向上支払

（共同）

（長寿命化）

都道府県知事が策定する「要綱基本方針」に位置づけられた交付金の算定の対象とする農振農用地区域外農用地の例

- ・生産緑地法第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区内に存する農地
- ・地方公共団体との契約、条例等により、多面的機能の発揮の観点から適正な保安全管理が図られている農用地
- ・多面的機能の発揮を図るための取組を、農振農用地区域内農用地と一体的に取り組む必要があると認められる農用地

3. 活動の計画

(1) 農地維持支払

農地維持支払のうち地域資源の基礎的保全活動は、「点検・計画策定」と「研修」、「実践活動」で構成されます。

これらの活動については、活動に該当する全ての項目を実施します。ただし、対象となる施設が存在しない活動項目は除きます。

毎年度全ての活動項目を実施します。
(研修、異常気象時の対応を除きます)

全ての広域組織で、活動期間内に1回以上実施する必要があります。

3. 活動の計画

(1) 農地維持支払

★実施する月に○を記入してください。

活動区分	活動項目	毎年度の実施時期											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
点検・計画策定	1 点検	○											
	2 年度活動計画の策定	○											
研修	3 事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修	○年度（及び○年度）に受講予定（活動期間内に各1回以上受講）											
実践活動	農用地												
	4 遊休農地発生防止のための保全管理							○					
	5 畦畔・法面・防風林の草刈り			○			○						
	6 鳥獣害防護柵等の保守管理	点検結果に応じて実施時期を決定											
	水路												
	7 水路の草刈り			○	○								
	8 水路の泥上げ	○											
	9 水路附帯施設の保守管理	点検結果に応じて実施時期を決定											
	農道												
	10 農道の草刈り			○	○								
	11 農道側溝の泥上げ	点検結果に応じて実施時期を決定											
	12 路面の維持	点検結果に応じて実施時期を決定											
	ため池												
	13 ため池の草刈り												
	14 ため池の泥上げ												
	15 ため池附帯施設の保守管理												
共通	16 異常気象時の対応	洪水、台風、地震等の発生後											
地域資源の適切な保全管理のための推進活動								○			○		

(P.35を参照)5年間で実施する予定の「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」の項目を複数選択する場合は、実施時期に「○」を記入してください。

農地維持支払交付金の交付を受けずに資源向上活動に取り組む場合は、「点検」、「年度活動計画の策定」、「実践活動」、「研修」のうち活動の対象となる施設の項目について記入してください。

地域資源の適切な保安全管理のための推進活動

担い手農家への農地集積の加速化や過疎化・高齢化等の農村地域の構造変化に対応し、農用地、水路等の地域資源を適切に保安全管理するための目標を定めます。（構造変化に対応した保安全管理目標）

目標に基づき、地域ぐるみで取り組む保安全管理の内容及びそれを推進していくための活動を定めます。（地域資源の適切な保安全管理のための推進活動）

それらの取組の適切な実施や確実な効果発現を図るため、活動の達成状況等を市町村により点検・評価するとともに、活動の実施を通じて、活動期間中に「地域資源保安全管理構想※」をとりまとめる必要があります。

※地域資源保安全管理構想とは。

「地域資源保安全管理構想」とは、それぞれの地域で守ってきた農用地や水路、農道等の地域資源を将来にわたってどのように引き継いで行けば良いのかを地域で話し合い、今後の課題や取り組むべき活動・方策について、活動期間中に構想としてとりまとめるものです。

～地域資源保安全管理構想の項目について～

- (1) 地域で保安全管理していく農用地及び施設
- (2) 地域の共同活動で行う保安全管理活動
- (3) 地域の共同活動の実施体制
- (4) 地域農業の担い手の育成・確保
- (5) 適切な保安全管理に向けて取り組む活動・方策

※地域資源保安全管理構想の策定については、P94～101及び「地域資源保安全管理構想策定マニュアル」を参照してください。



・各活動項目の内容は、1項目以上を選択します。

本推進活動については、農地維持支払交付金の交付を受けて農地維持活動に取り組む場合には必ず実施します。

地域資源の適切な保安全管理のための推進活動について、1)～4)を記入してください。

1) 保安全管理の目標を①～⑥から選んでください。（複数選択可）

- | | |
|--|--|
| ☐ ① 中心経営体との役割分担による保安全管理 | ☐ ④ 集落間連携や広域的活動による保安全管理 |
| ☐ ② 集落営農組織を基礎とした地域ぐるみの保安全管理 | ☐ ⑤ 多様な地域資源管理の担い手による保安全管理 |
| ☐ ③ 地域外の経営体との協力・役割分担による保安全管理 | ☐ ⑥ その他 <input type="text"/> |

2) 今後、地域で取り組んでいくべき保安全管理の内容を①～⑤から1項目以上選んでください。

- | | |
|--|--|
| ☐ ① 農地の利用集積に伴う管理作業 | ☐ ④ 共同利用施設の保安全管理 |
| ☐ ② 高齢農家の農用地に係る管理作業 | ☐ ⑤ その他 <input type="text"/> |
| ☐ ③ 不在村地主等の遊休農地に係る管理作業 | |

3) 2)で選んだ内容に取り組むため、今後進めていく取組の方向性を①～⑦から1項目以上選んでください。

- | | |
|--|--|
| ☐ ① 担い手の人材・機材の有効活用、連携強化 | ☐ ⑤ 不在村地主との連絡・調整体制の構築 |
| ☐ ② 入り作等の近隣の担い手との協力 | ☐ ⑥ 集落間の連携や広域的な活動 |
| ☐ ③ 地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり | ☐ ⑦ その他 <input type="text"/> |
| ☐ ④ 新たな保安全管理の担い手の確保 | |

4) 2)で選んだ内容に取り組むため、毎年実践する

- | | |
|--|--|
| ☐ 17. 入り作農家や土地持ち非農家を含む農業者の検討会の開催 | ☐ 21. 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査 |
| ☐ 18. 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査 | ☐ 22. 有識者等による研修会、検討会の開催 |
| ☐ 19. 不在村地主との連絡体制の整備・調整等 | ☐ 23. その他 <input type="text"/> |
| ☐ 20. 集落外の住民・組織や地域住民ワークショップ・交流会の開催 | |

番号はP102～105の活動項目番号表に示す一連の番号になっています。

地域資源の適切な保安全管理のための推進活動について、様式中の各項目についてあてはまるものを選択して「○」を記入します（複数選択可）
「○」を記入した取り組みの内、毎年度1つ以上に取り組む必要があります

(2) 資源向上支払

① 地域資源の質的向上を図る共同活動

地域資源の質的向上を図る共同活動は、「①施設の軽微な補修」、「②農村環境保全活動」、「③多面的機能の増進を図る活動」の3つで構成されます。

- ・「①施設の軽微な補修」の活動は、事業計画に位置づけた施設に該当するすべての項目を実施する必要があります。（点検や機能診断の結果、実施する必要性がない実践活動については、この限りではありません。）
- ・「②農村環境保全活動」の活動は、都道府県が策定する要綱基本方針に定められたテーマについて1つ以上を選択し、テーマに該当する活動を毎年度1つ以上実施します（P.104の活動項目番号表に5つのテーマが活動区分の内訳として示されています）。
- ・「③多面的機能の増進を図る活動」への取組は任意とし、取り組まない場合の交付単価は、基本単価に5/6を乗じた額になります。

(2) 資源向上支払（共同）

1) 施設の軽微な補修、農村環境保全活動

機能診断の結果に応じて、必要な活動を毎年度実施します。

★実施する月に○を記入してください。

活動区分	活動項目	毎年度の実施時期											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
施設の軽微な補修	機能診断・計画策定	24 農用地の機能診断	○										
		25 水路の機能診断	○										
		26 農道の機能診断	○										
		27 ため池の機能診断											
		28 年度活動計画の策定	○										
	研修	29 機能診断・補修技術等に関する研修	令和4年度に受講予定（活動期間内に1回以上受講）										
	実践活動	30 農用地の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施時期を決定										
		31 水路の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施時期を決定										
		32 農道の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施時期を決定										
		33 ため池の軽微な補修等											

毎年、1テーマ以上の活動項目を行うこととし、その実施時期を「○」で示します。

農村環境保全活動	計 画 策 定	34 生物多様性保全計画の策定	○													
		35 水質保全計画、農地保全計画の策定	○													
		36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定	○													
		37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定														
		38 資源循環計画の策定														
活動区分		活動項目	毎年度の実施時期													
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
農村環境保全活動	実 践 活 動	39 生物の生息状況の把握（生態系保全）														
		40 外来種の駆除（生態系保全）	○													○
		41 その他（生態系保全）														
		42 水質モニタリングの実施・記録管理（水質保全）	選択したテーマに基づき行う実践活動の活動項目についてはP104の活動項目番号表からあてはまる「活動項目番号」と「活動項目」を選択し記入します。													
		43 畑からの土砂流出対策（水質保全）														
		44 その他（水質保全）		○												
		45 植栽等の景観形成活動（景観形成・生活環境保全）														
		46 施設等の定期的な巡回点検・清掃（景観形成・生活環境保全）				○										
		47 その他（景観形成・生活環境保全）														
		48 水田の貯留機能向上活動（水田貯留機能増進・地下水かん養）														
		49 地下水かん養活動、水源かん養林の保全（水田貯留機能増進・地下水かん養）														
		50 地域資源の活用・資源循環活動（資源循環）														
	啓発・普及	51 啓発・普及活動														○

地域住民等の理解を深めるための啓発・普及活動を毎年度実施します。

2) 多面的機能の増進を図る活動 (任意の取組) ★実施する月に○を記入してください。

活動区分	活動項目	毎年度の実施時期												備考
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用													「多面的機能の増進を図る活動」に取り組まない場合は、資源向上支払(共同)の単価は基本単価の5/6になります。
	53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化					○								
	54 地域住民による直営施工													
	55 防災・減災力の強化													P104の取組番号表からあてはまる「活動項目番号」と「活動項目」を選択し記入します。
	56 農村環境保全活動の幅広い展開				○									
	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用													
	58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化													※増進を図る活動を実施する場合は、活動項目を選択した上で、広報活動を毎年度実施してください。ただし、農業地域類型区分の「中間農業地域」または「山間農業地域」、地域振興立法8法地域においては毎年度必須ではありません。
	59 都道府県、市町村が特に認める活動													
	60 広報活動						○							

※増進を図る活動を実施する場合は、活動項目を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動を毎年度実施してください。
ただし、農業地域類型区分の「中間農業地域」または「山間農業地域」、地域振興立法8法地域においては広報活動は必須ではありません。

56. 農村環境保全活動の幅広い展開 を選択した場合、以下の太枠内も記入してください。

56. を選択した場合に選択⇒ ☐ 農村環境保全活動を1テーマ追加 ☐ 「高度な保全活動の実施」

農村環境保全活動のテーマ

景観形成・生活環境保全

高度な保全活動の活動項目

↑「生態系保全」「水質保全」「景観形成・生活環境保全」、「水田貯留機能増進・地下水かん養」「資源循環」から選択

59. 都道府県、市町村が特に認める活動 を選択した場合、具体的な活動内容を記載してください。

「56.農村環境保全の幅広い展開」を選んだ場合は、様式の説明に従って必要な内容を記入します。

多面的機能の増進を図る活動に取り組む際の活動要件である「広報活動」と農村環境保全活動の「51 啓発・普及活動」の違いについて

多面的機能の増進を図る活動の活動要件である「広報活動」は、多面的機能の増進を図る活動等と合わせて広報活動を行うことで多様な主体の参画促進を図ることを目的としています。一方、農村環境保全活動の「啓発・普及活動」は、地域住民の理解を深めることを目的とするものです。

(3) 施設の長寿命化のための活動

施設の長寿命化のための活動は、機能診断結果に基づき、地域で施設の状況等を勘察した上で、必要な活動に計画的に取り組みます。

工事1件当たり200万円以上 注) となることが明らかな場合、(道様式第7号) [国様式第1-4号]「長寿命化整備計画書」を作成します。

注) 200万円以上には、対象組織が負担する活動経費の3分の1以上を含まない。

(以下、200万円以上の記載は同じ)

※ 農地維持支払又は資源向上支払(共同)の交付金を流用して行う施設の長寿命化のための活動について

活動計画書に定めた農地維持活動及び資源向上活動(共同)を適切に実施することを前提とし、農地維持支払又は資源向上支払(共同)の交付金を流用して施設の長寿命化のための活動を実施することができます。この場合、以下に留意してください。

- ・活動計画書に施設の長寿命化のための活動を位置付ける。
- ・費用の支出の有無に関わらず、実施した全ての活動について活動記録に記載する。

(3) 資源向上支払(長寿命化)

工事1件当たり200万円以上となることが明らかな場合は、様式第1-4号「長寿命化整備計画書」を作成し、添付してください。なお、1つの取組を分けて実施する場合は、それぞれを1件として考えます。

※延べ数量の延長は小数点以下第2位まで記入してください。

P.28のIの2「実施区域内の農用地、施設」の値の内数です。数字は小数点以下2桁まで記入します。

活動内容			延べ数量 (単位はkmか箇所を選択)	年度計画				
施設区分	活動項目	内容		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
水路	61 水路の補修	水路〇〇-〇老朽化部分の補修	0.85 km	○		○		
水路	62 水路の更新等	〇〇用水路を土水路からコンクリート水路へ更新	0.15 km		○			
農道	63 農道の補修	農道〇〇-〇路肩及び法面の補修	2.50 km	○				
農道	64 農道の更新等							
ため池	65 ため池の補修							
ため池	66 ため池(附帯施設)の更新等							
農地	67 給水栓(散水施設を除く)の更新							

実施予定年度に「○」を記入します。
この計画に基づき活動を実施します。

P105の活動項目番号表からあてはまる「活動項目番号」と「活動項目」を選択し記入します。

※直営施工とは、活動組織が自ら施設の補修等を全て又は一部実施することです。該当するものに「○」を記入します。

この線より上に行を挿入してください。

☆直営施工の実施方針について



全て直営施工



一部直営施工



直営施工は実施しない

☆上記以外に農業の多面的機能の維持・発揮に必要な共同活動を実施する場合は、その活動内容を、この活動計画書に記載してください。(別紙でも可。)(実施要領第1の2の(4)又は第2の2の(4)に基づく活動)

道様式第7号【様式第1-4号】

長寿命化整備計画書

工事1件あたり200万円以上の工事がある場合、該当する工事については「長寿命化整備計画」の作成が必要です。

<留意事項>

活動計画書の資源向上支払（長寿命化）において、工事1件あたり200万円以上となることが明らかな取組について、下記に記載してください。

なお、1つの取組を分けて実施する場合は、それぞれを1件として考え、1件ずつ記載してください。

また、概算事業費の根拠となる資料（積算根拠や見積書）を整理してください。

延長はkm単位で小数点以下2桁まで記入します。

(1) 施設の機能診断結果及び長寿命化対策の計画等

番号	施設名	設置年度	改修年度	施設の概要	機能診断結果（劣化状況等）	長寿命化対策の内容	数量	実施年度	工事1件あたりの概算事業費	備考
1	〇〇〇水路	昭和23年	昭和53年	水路幅〇〇mm	水路側壁の破損やひび割れにより通水機能が低下している。	水路側壁の崩壊部分のコンクリート打足しで補修を行う。ひび割れについてはシーリング材で充填。	0.85 km	令和1年	260 万円	
2										

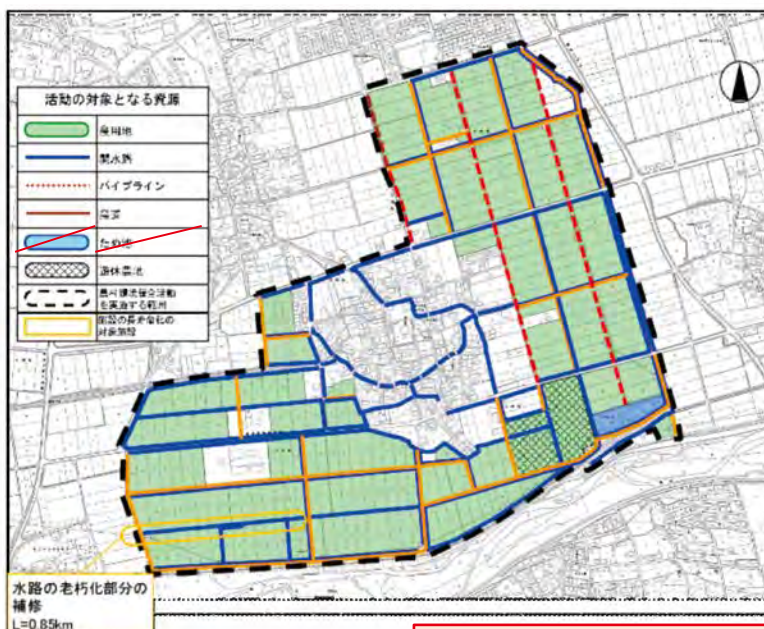
1つの取組を分けて実施する場合は、それぞれを1件として考え、1件ずつ記入してください。

※ 改修年度欄には、施設の改修又は災害復旧等によって更新が行われた最近の年度を記入してください。

※ 延長は小数点以下第2位まで、概算事業費は10万円単位で記入してください。

(2) 施設の位置図

対象施設の位置図を添付し、長寿命化対策を行う施設について、活動内容、数量等を記載すること。



加算措置の適用条件を確認して様式に必要事項を記入してください。

4. 加算措置

加算措置に取り組む場合は以下を記入してください。取り組まない場合、この先2枚は提出不要です。

対象農用地面積は小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

(1) 農地維持支払の小規模集落支援

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	a	700 円/10a	円
畑	a	300 円/10a	円
草地	a	40 円/10a	円
合計	a		円

小規模集落数	集落名
集落	

★小規模集落支援の適用条件

- 小規模集落の総農家戸数が10戸以下である
- 小規模集落がこれまでに農地・水・環境保全向上対策、農地・水保全管理支払、多面的機能支払の交付対象になっていない

・これは加算措置の「農地維持支払の小規模集落支援」に取り組む場合の記入例です。取り組む加算措置に応じて様式を記入して活動計画書に添付してください。
・加算措置に取り組まない場合は様式の提出は不要です。

加算措置

加算措置を受ける場合は、活動計画書に「4. 加算措置」の様式を添付してください。

(1) 農地維持支払の小規模集落支援(平成30年度拡充)

既存活動組織が小規模集落を取り込み、集落間で連携して保全管理を行う場合、農地維持支払交付金に、新たに取り込んだ農用地面積に応じた加算を行います。

なお、1小規模集落当たりの加算上限額は20万円、活動組織当たりの合計加算上限額は40万円となります。

(2) 資源向上支払(共同)の多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援(令和元年度拡充)

組織が多面的機能の増進を図る活動の取組を増加させる場合、資源向上支払交付金において単価の加算を行います。新たに本活動に取り組む場合は2つ以上の取組が必要です。

【加算対象となる例】

直近の活動計画
活動項目数0



新たな活動計画
活動項目数2以上

直近の活動計画
活動項目数1



新たな活動計画
活動項目数2以上

等

【加算対象とならない例】

直近の活動計画
活動項目数0



新たな活動計画
活動項目数1

直近の活動計画
活動項目数2



新たな活動計画
活動項目数2以下

等

新たな活動計画において、実施する増進活動の活動項目に○を記入してください。

(2) 資源向上支払(共同)の多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

適用条件の確認

多面的機能の増進を図る活動の取組項目数

↓ 取組を継続中の組織のみ記入

項目	本事業計画の取組	前年度又は変更前の取組
遊休農地の有効活用		
農地周りの環境改善活動の強化	○	
地域住民による直営施工		
防災・減災力の強化		
農村環境保全活動の幅広い展開	○	○
やすらぎ・福祉及び教育機能の活用		
農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化		
都道府県、市町村が特に認める活動		

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	276,108a	320 円/10a	8,835,456円
畑	37,962a	80 円/10a	303,696円
草地	a	20 円/10a	円
合計	314,070a		9,139,152円

★ 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援の適用条件

○活動を継続する活動組織又は広域活動組織
本事業計画の取組項目数
> 前年度又は変更前の活動項目数

○新規の活動組織又は広域活動組織
本事業計画の活動項目数 2つ以上

※資源向上支払(共同)の交付単価の減額条件に該当する場合は、加算措置の交付単価も同様に減額する。

交付単価は、5年経過で75%を乗じた額となります。

加算措置

(3)資源向上支払(共同)の農村協働力の深化に向けた活動への支援(令和元年度拡充)
組織が下記の要件を満たした場合、資源向上支払交付金において単価の加算を行います。

【役員に女性が2名以上選任されていない場合】①、②、③-1

【役員に女性が2名以上選任されてる場合】①、②、③-2

①多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受けること

②農業者以外の参画割合が4割以上であること

③-1構成員の総人数の8割以上が参加する実践活動を実施すること

③-2構成員の総人数の6割以上が参加する実践活動を毎年度2種以上それぞれ別の日に実施すること

構成員の総人数がわかる一覧表等の提出が必要です。

(3) 資源向上支払(共同)の農村協働力の深化に向けた活動への支援

適用条件の確認

① 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受ける

☐

② 農業者以外の割合

・ 組織の構成員

農業者	個人	25人	+団体	団体	=	25人・団体
農業者以外	個人	31人	+団体	3団体	=	34人・団体 …①
合計	個人	56人	+団体	3団体	=	59人・団体 …②

・ 農業者以外の割合 58% … ①/②

③-1 共同活動に参加する構成員の総人数の8割が参加する実践活動の実施

個人 56人 + 団体の構成員のうち、共同活動に参加する人数 10人
= 共同活動に参加する構成員の総人数 66人 のうち、8割にあたる 53人以上が
参加する実践活動を毎年度行う。

③-2 あるいは、役員に女性が 人 選任されていて、共同活動に参加する構成員の総人数の6割が

参加する実践活動を、2種以上、それぞれ別の日に実施
個人 56人 + 団体の構成員のうち、共同活動に参加する人数 人
= 共同活動に参加する構成員の総人数 56人 のうち、6割にあたる 34人以上が
参加する実践活動を、2種以上、それぞれ別の日に毎年度行う。

構成員の総人数がわかる名簿等の提出が必要です。
道協議会で参考様式を用意しています。(道協議会HPよりダウンロード可能です)

③-1、2いずれの場合も、共同活動に参加する構成員の総人数の内訳がわかる名簿(様式自由)を添付してください。

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	276,108a	320 円/10a	8,835,456円
畑	37,962a	80 円/10a	303,696円
草地	a	20 円/10a	円
合計	314,070a		9,139,152円

※資源向上支払(共同)の交付単価の減額条件に該当する場合は、加算措置の交付単価も同様に減額する。

★ 農村協働力の深化に向けた活動への支援の適用条件

○ 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受けること

○ 構成員の農業者以外の割合 4割以上

○ 共同活動に参加する構成員の総人数(※)の8割以上が参加する実践活動を行うこと、あるいは女性役員が2名以上の組織で構成員の総人数の6割以上が参加する実践活動を複数回行うこと

※構成員個人と、団体の構成員のうち共同活動に参加する人数の合計

交付単価は、5年経過で75%を乗じた額となります。

組織の広域化・体制強化に係る支援を受ける場合は、活動計画書に「4. 加算措置」の様式を添付してください。

(4) 組織の広域化・体制強化に係る支援(令和元年度拡充)

活動組織が広域化・体制強化を行う場合、広域化組織の面積規模別に交付額を分けるとともに、活動計画期間にわたる継続的な支援を行います。

なお、特定非営利法人化(NPO法人化)に取り組む場合は、3,000ha以上と同じ交付額になります。

面積は全て農地維持支払の認定農用地面積を対象とします。

広域活動組織が面積規模を拡大した場合は該当する区分に変更して活動計画書の再申請を行ってください。

北海道	交付額 (年・組織)	総額 (5年間)
3集落以上または 1,500ha以上3,000ha未満	4万円	20万円
3,000ha以上15,000ha未満 または特定非営利活動法人	8万円	40万円
15,000ha以上	16万円	80万円

※ 上記面積は認定農用地面積です。

※ 活動期間中に面積が拡大した場合、活動計画書の変更が認定された時点で交付額が変更となります。

※ これまでに広域化に係る支援を受けた組織が、広域化する組織の合計面積の20%を超える場合は広域化・体制強化に係る支援を受けられません。

○段階的に広域化する場合の適用例(北海道の場合)

【段階的に広域化する場合の適用例】

広域活動組織が面積規模を拡大することで支援額が増加します。



加算措置を受ける場合は、活動計画書に「4. 加算措置」の様式を添付してください。

(5) 水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)を推進する活動への支援(令和3年度拡充)

大雨時に河川や水路の水位の急上昇を抑えることで下流域の湛水被害リスクを低減させることを目的に、水田の落水口に流出量を抑制するための排水調整板を設置する等して雨水貯留能力を人為的に高める取組である「田んぼダム」に一定の要件を満たして取り組む場合、資源向上支払(共同)に単価の加算を行います。

資源向上支払(共同)の加算単価(円/10a)

	基本単価	75%単価
田	320	240

※農地・水保全管理支払の取組を含め資源向上支払(共同)を5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は単価に0.75を乗じた額になります。
※要件を満たす限り、加算措置は次期の事業計画期間においても適用されます。

<流出を抑制する落水量調整装置の例>



a 田んぼダム実施
b 田んぼダム未実施

<加算措置の要件>

①事業計画の作成・変更

- ・市町村が策定する水田貯留機能強化計画に基づき、田んぼダムの実施面積、年度別計画及び位置図を様式第1-3号の事業計画書に記載する必要があります。
- ・農村環境保全活動のうち「水田貯留機能増進・地下水かん養」または多面的機能の増進を図る活動のうち「防災・減災力の強化」のいずれかを活動項目に位置付けて取り組む必要があります。

②実施面積の考え方

事業計画最終年度までに次のいずれかの条件を満たす必要があります。

- (a) 資源向上支払(共同)の交付を受ける田面積全体のうち5割以上で活動に取り組むこと
- (b) 広域活動組織にあっては、加算措置に取り組む集落毎に、交付を受ける田面積全体のうち5割以上で活動に取り組むこと

＜加算対象面積の考え方＞

加算措置の要件①及び②を満たす場合、この加算措置に取り組む初年度から、当該活動を実施する活動組織の対象農用地面積のうち田面積全体を加算対象面積とします。

（５）水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援

適用条件の確認

- ①資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積のうち５割以上において、雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動を行っていること。
- ②広域活動組織にあっては、本活動を実施する集落ごとに、資源向上支払（共同）の交付を受ける水田面積のうち５割以上において、雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動を行っていること。
（実施しない集落の面積は対象農用地面積より除くこと。）

a 実施期間

開始年度	最終年度
令和３年度	令和７年度

活動期間途中で取組む場合の最終年度は、資源向上支払（共同）の活動終了年度と一致させてください。

b 実施計画

年度	年次計画・実施体制等
令和３年度	構成員に田んぼダムについて周知を行う。運営委員会が中心となり、田んぼダム実施体制を確立する。資源向上支払（共同）対象農用地のうち１０％で田んぼダムを実施する。
令和４年度	資源向上支払（共同）対象農用地のうち３０％で田んぼダムを実施する。
令和５年度	資源向上支払（共同）対象農用地のうち５０％で田んぼダムを実施する。
令和６年度	資源向上支払（共同）対象農用地のうち５５％で田んぼダムを実施する。
令和７年度	資源向上支払（共同）対象農用地のうち６０％で田んぼダムを実施する。

広域活動組織は、面積が一致しているか確認してください。

c 最終年度における実施面積及び加算額

地目	全対象農用地面積	うち、実施面積	交付単価	年当たりの加算額	実施面積の割合
田	10,000a	6,000a	240 円/10a	240,000円	60%

（参考）広域活動組織における集落ごとの実施面積と割合

集落名	対象農用地面積	うち、実施面積	実施面積の割合	備考
東集落	3,000 a	2,000 a	67%	
西集落	2,000 a	1,000 a	50%	
南集落	4,000 a	2,400 a	60%	
北集落	1,000 a	600 a	60%	

d 活動実施区域位置図

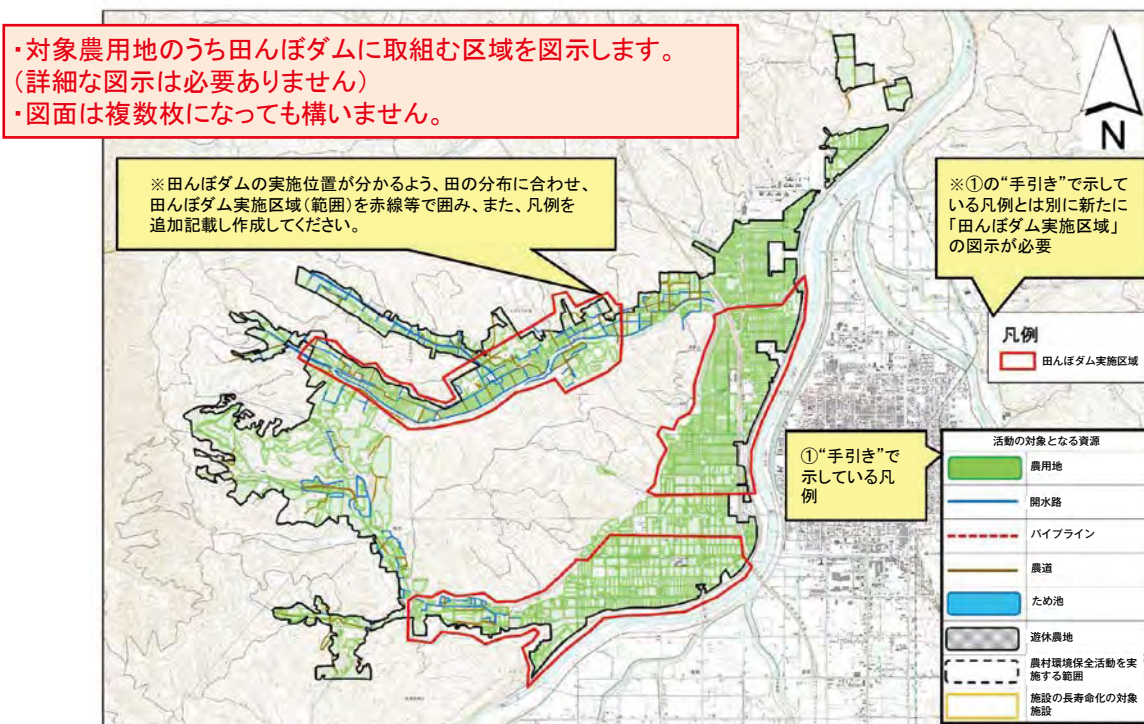
別添３「田んぼダム実施区域位置図」のとおり

※なお、別添１「実施区域位置図」に田んぼダム実施区域位置を記載している場合、別添３は省略できる。

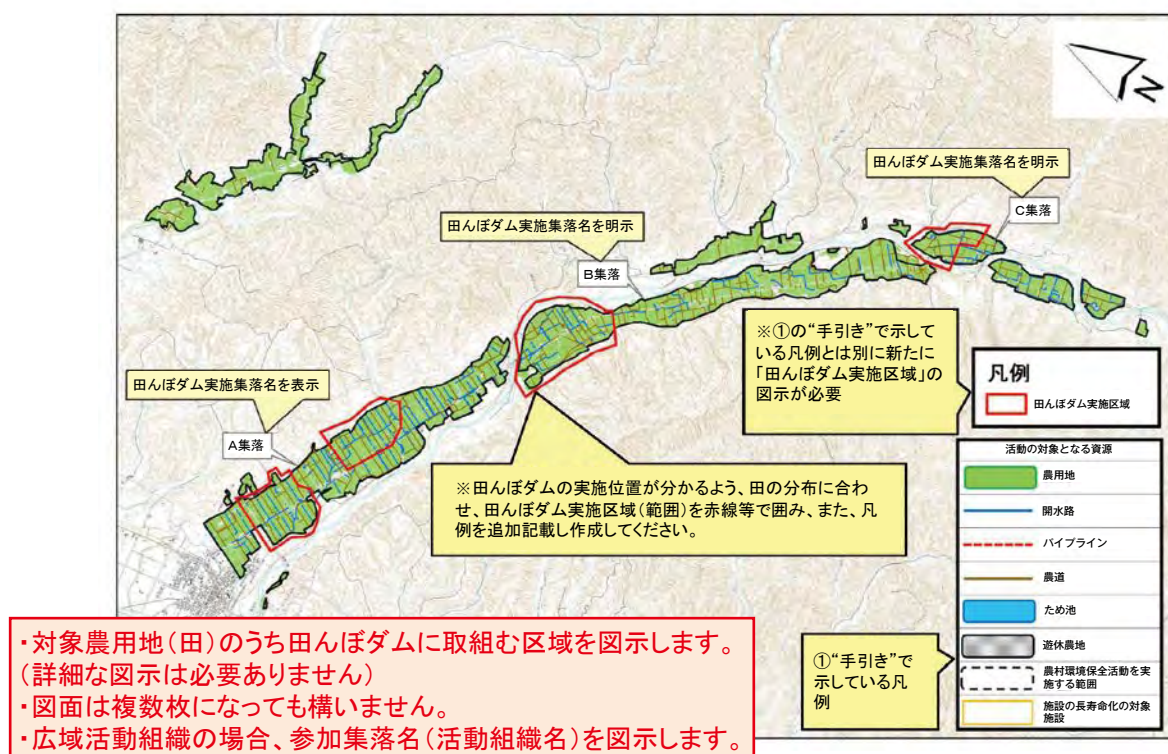
田んぼダム実施区域位置図

実施区域位置図には、田んぼダムに取組む区域を図示する必要があります。

A 対象農用地面積の地目が「田」のみの図示例



B 対象農用地面積の地目が「田・畑・草」や広域活動組織の図示例



(4) 地域活動指針

北海道が定めた「要綱基本方針」に示されている、活動区分に対する活動内容及び活動要件です。

1. 農地維持活動の活動区分と活動要件

農地維持活動は、事業計画に位置づけた施設に該当する全ての活動項目を実施します。対象となる施設が存在しない活動項目は除外します。

各活動区分における活動要件は、以下のとおりです。各活動区分の活動内容については、要綱基本方針及び道協議会からの通知文を確認してください。

農地維持活動の活動区分と活動要件

活動区分			活動要件
地域資源の 基礎的な保 全活動	点検・計画策定	点検	毎年度実施
		年度活動計画の策定	毎年度実施
	実践活動	農用地 4、5	・4・5・7・10・13は、毎年度実施 ・上記以外は、点検に基づいて各活動区分に含まれる必要な活動項目を実施。ただし、5の活動項目のうち、田における農用地の畦畔・農用地法面の草刈は毎年度実施（※詳細は下欄参照）
		水路 7	
		農道 10	
		ため池 13	
	研修	事務・組織運営の研修	活動期間内に1回以上受講
地域資源の適切な保全管理のための推進活動			毎年度実施

北海道 地域活動指針及び同指針に基づく要件 (農地維持活動)

第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件

1 地域資源の基礎的な保全活動

・活動要件を確認のうえ、取り組んでください。

活動区分	活動項目	活動内容	活動要件
点検・ 計画策 定	点検	・農用地 □遊休農用地の発生状況の把握 ・水路（開水路、パイプライン） □施設の点検 ・農道 □施設の点検 ←ため池（管理道路含む） □施設の点検	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地の発生状況等の把握、泥の堆積状況等の点検を毎年度実施する。
	計画策定	□年度活動計画の策定	点検結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を毎年度策定する。
研修	3 事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修	□事務・組織運営等に関する研修 □機械の安全使用に関する研修	事務・組織運営等に関する研修・機械の安全使用に関する研修について、5年間に各1回以上実施する。

・活動計画に位置付けた全ての施設の活動項目を実施します。

活動区分		活動項目	活動内容	活動要件
実践活動	農用地	4 遊休農地発生防止のための保全管理	☐ 遊休農地発生防止のための保全管理	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地発生防止のための保全管理、畦畔・法面・防風林の草刈り等を毎年度実施する。 ただし、下線部の活動については、点検結果に基づき、必要となる活動項目を実施する。
		5 畦畔・農用地法面・防風林等の草刈り	☐ 畦畔・農用地法面等の草刈り ※水田は必須、畑・草地は点検の結果による。 ☐ 防風林の枝払い・下草の草刈り	
		6 鳥獣害防護柵等の保守管理	☐ 鳥獣害防護柵の適正管理 ☐ 防風ネットの適正管理	
	水路	7 水路の草刈り	☐ 水路の草刈り ☐ ポンプ場、調製施設等の草刈り	
		8 水路の泥上げ	☐ 水路の泥上げ ☐ ポンプ給水槽の泥上げ	
		9 水路附帯施設の保守管理	☐ かんがい期前の注油 ☐ ゲート類等の保守管理 ☐ 遮光施設の適正管理 ☐ 計画に基づいた配水操作	
	農道	10 農道の草刈り	☐ 路肩・法面の草刈り	
		11 農道側溝の泥上げ	☐ 側溝の泥上げ	
		12 路面の維持	☐ 路面の維持	
	ため池	13 ため池の草刈り	☐ ため池の草刈り	
		14 ため池の泥上げ	☐ ため池の土砂上げ	
		15 ため池附帯施設の保守管理	☐ かんがい期前の施設の清掃・除塵 ☐ 管理道路の管理 ☐ 遮光施設の適正管理 ☐ ゲート類の保守管理 ☐ 計画に基づいた配水操作	
	共通	16 異常気象時の対応	☐ 異常気象後の見回り ☐ 異常気象後の応急措置	

活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設については、
・赤字の活動項目は必須です。
・赤字以外の活動項目は、点検の結果に応じて実施してください。

2 地域資源の適切な保安全管理のための推進活動

活動区分	活動項目	活動内容	活動要件
地域資源の適切な保安全管理のための推進活動	17 農業者の検討会の開催	☐ 農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会の開催	該当する活動項目を選択し、毎年度実施する。
	18 農業者に対する意向調査、現地調査	☐ 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査	
	19 不在村地主との連絡体制の整備等	☐ 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査	
	20 集落外の住民や地域住民との意見交換等	☐ 地域住民等（集落外の住民・組織等も含む）との意見交換・ワークショップ・交流会の開催	
	21 地域住民等に対する意向調査等	☐ 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査	
	22 有識者等による研修会、検討会の開催	☐ 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催	
	23 その他	☐ その他（地域の実情に応じて対象組織が具体的に設定）	

・活動項目を一つ以上選択し、毎年度実施します。

2. 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）の活動区分と活動要件

①「施設の軽微な補修」の活動区分と活動要件

「①施設の軽微な補修」の活動は、事業計画に位置づけた施設に該当するすべての項目を実施する必要があります。（機能診断の結果、実施する必要性がない実践活動については、この限りではありません。）

各活動区分における活動要件は、以下のとおりです。各活動内容については、要綱基本方針及び道協議会からの通知文を確認してください。

施設の軽微な補修の活動区分と活動要件

活動区分		活動要件
機能診断・計画策定	機能診断・年度活動計画の策定	毎年度実施
実践活動	農用地	機能診断結果に基づいて各活動区分に含まれる必要な活動項目を毎年度実施。
	水路	
	農道	
	ため池	
研修	機能診断・補修技術等の研修	活動期間内に1回以上受講

~~~~~要綱基本方針から抜粋~~~~~

北海道 地域活動指針及び同指針に基づく要件  
(資源向上活動(地域資源の質的向上を図る共同活動))

第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件

1 施設の軽微な補修

| 活動区分      |      | 活動項目                                 | 活動内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 活動要件                                                   |
|-----------|------|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 機能診断・計画策定 | 機能診断 | 24 農用地の機能診断                          | <input type="checkbox"/> 施設の機能診断<br><input type="checkbox"/> 診断結果の記録管理                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、施設の機能診断、診断結果の記録管理を毎年度実施する。  |
|           |      | 25 水路の機能診断                           | <input type="checkbox"/> 施設の機能診断<br><input type="checkbox"/> 診断結果の記録管理                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                        |
|           |      | 26 農道の機能診断                           | <input type="checkbox"/> 施設の機能診断<br><input type="checkbox"/> 診断結果の記録管理                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                        |
|           |      | 27 ため池の機能診断                          | <input type="checkbox"/> 施設の機能診断<br><input type="checkbox"/> 診断結果の記録管理                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                        |
|           | 計画策定 | 28 年度活動計画の策定                         | <input type="checkbox"/> 年度活動計画の策定                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 機能診断結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を毎年度策定する。                      |
| 研修        |      | 29 機能診断・補修技術等に関する研修                  | <input type="checkbox"/> 対象組織による自主的な機能診断及び簡易な補修に関する研修<br><input type="checkbox"/> 老朽化が進む施設の長寿命化のための補修、更新等に関する研修<br><input type="checkbox"/> 農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等に関する研修                                                                                                                                                                                                                                                | 機能診断・補修技術等に関する研修について、5年間に1回以上実施する。                     |
| 実践活動      |      | 30 農用地の軽微な補修等(畦畔・農用地法面等)<br><br>(施設) | <input type="checkbox"/> 畦畔の再構築<br><input type="checkbox"/> 農用地法面の初期補修<br><input type="checkbox"/> 融雪剤の散布<br><input type="checkbox"/> 融雪排水促進のための溝きり<br><input type="checkbox"/> 暗渠排水の清掃<br><input type="checkbox"/> 農用地の除れき<br><input type="checkbox"/> 鳥獣害防護柵の補修・設置<br><input type="checkbox"/> 防風ネットの補修・設置<br><input type="checkbox"/> きめ細やかな雑草対策<br><input type="checkbox"/> 有機質処理施設の適正管理<br><input type="checkbox"/> 付帯施設の補修・設置 | 活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、農用地の軽微な補修等、必要な活動項目を毎年度実施する。 |

・活動計画書に位置付けた施設に該当する全ての活動項目を実施します。

・機能診断の結果に応じて、必要な取り組みを毎年度実施します。

| 活動区分 |     | 活動項目                  | 活動内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 活動要件                                                   |
|------|-----|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 実践活動 | 水路  | 31 水路の軽微な補修等<br>(水路)  | <input type="checkbox"/> 水路側壁のはらみ修正<br><input type="checkbox"/> 目地詰め<br><input type="checkbox"/> 表面劣化に対するコーティング等<br><input type="checkbox"/> 不同沈下に対する早期対応<br><input type="checkbox"/> 側壁の裏込め材の充填、水路畦畔の補修<br><input type="checkbox"/> 水路に付着した藻等の除去<br><input type="checkbox"/> 水路法面の初期補修<br><input type="checkbox"/> 破損施設の補修<br><input type="checkbox"/> きめ細やかな雑草対策<br><input type="checkbox"/> パイプライン破損施設の補修<br><input type="checkbox"/> パイプ内の清掃<br><input type="checkbox"/> 積雪被害防止<br><input type="checkbox"/> 給水栓ボックス基礎部の補強<br><input type="checkbox"/> 破損施設の補修<br><input type="checkbox"/> 給水栓に対する凍結防止対策<br><input type="checkbox"/> 空気弁等への腐食防止剤の塗布等<br><input type="checkbox"/> 遮光施設の補修等 | 活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、農用地の軽微な補修等、必要な活動項目を毎年度実施する。 |
|      |     | (付帯施設)                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                        |
|      | 農道  | 32 農道の軽微な補修等<br>(農道)  | <input type="checkbox"/> 路肩・法面の初期補修<br><input type="checkbox"/> 軌道等の運搬施設の維持補修<br><input type="checkbox"/> 破損施設の補修<br><input type="checkbox"/> きめ細やかな雑草対策<br><input type="checkbox"/> 除排雪<br><input type="checkbox"/> 側溝の目地詰め<br><input type="checkbox"/> 側溝の不同沈下への早期対応<br><input type="checkbox"/> 側溝の裏込め材の充填<br><input type="checkbox"/> 破損施設の補修                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                        |
|      |     | (付帯施設)                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                        |
|      | ため池 | 33 ため池の軽微な補修等<br>(堤体) | <input type="checkbox"/> 遮水シートの補修<br><input type="checkbox"/> コンクリート構造物の目地詰め<br><input type="checkbox"/> コンクリート構造物の表面劣化への対応<br><input type="checkbox"/> 堤体浸食の早期補修<br><input type="checkbox"/> 破損施設の補修<br><input type="checkbox"/> きめ細やかな雑草対策<br><input type="checkbox"/> 破損施設の補修<br><input type="checkbox"/> 遮光施設の補修等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                        |
|      |     | (付帯施設)                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                        |

- ・機能診断の結果に応じて、必要な取り組みを毎年度実施します。

「②農村環境保全活動」の活動は、北海道が策定する地域活動指針に定められたテーマについて1つ以上を選択し、テーマに該当する活動を毎年度1つ以上実施します。各活動区分における活動要件は、以下のとおりです。活動内容については、要綱基本方針及び道協議会からの通知文を確認してください。

農村環境保全活動の活動区分と活動要件

|      | 活動区分            | 活動要件                                                         |
|------|-----------------|--------------------------------------------------------------|
|      | テーマ             |                                                              |
| 計画策定 | 生態系保全           | テーマを1つ以上定めた上で、そのテーマに該当する計画策定、啓発・普及及び実践活動のそれぞれの活動項目を毎年度1つ以上実施 |
|      | 水質保全            |                                                              |
|      | 景観形成・生活環境保全     |                                                              |
|      | 水田貯留機能増進・地下水かん養 |                                                              |
|      | 資源循環            |                                                              |
| 実践活動 | 生態系保全           |                                                              |
|      | 水質保全            |                                                              |
|      | 景観形成・生活環境保全     |                                                              |
|      | 水田貯留機能増進・地下水かん養 |                                                              |
|      | 資源循環            |                                                              |

テーマ選定時の留意事項

農村環境保全活動のテーマの選定に当たっては、どのような活動を通じて農村環境を保全していくのか、地域の現状（自然的条件や社会的条件等）を整理し、地域の持つ特徴や課題等を整理した上で検討します。

市町村が策定する「田園環境整備マスタープラン」や各自治体の計画の内容等を参考に実施する活動を選定します。

農村環境保全活動のテーマと地域の特徴

| テーマ         | 活動内容                        | 活動の対象となる地域の例                                                                                                                    |
|-------------|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 生態系保全       | 農村地域及び周辺の動植物を守り、多様な生物相にする活動 | <ul style="list-style-type: none"> <li>希少な生き物が生育・生息する地域</li> <li>生物多様性に配慮した水路等を設置した地域</li> <li>外来生物の進入が著しく、駆除が急がれる地域</li> </ul> |
| 水質保全        | 農地からの土壌流出を防止する活動            | <ul style="list-style-type: none"> <li>降雨等により、土壌が流出して、農地の土壌が減少する恐れがある地域</li> <li>下流に濁水による水質への悪影響が生じる池沼等がある地域</li> </ul>         |
|             | 農村地域及び周辺の水質を保全する活動          | <ul style="list-style-type: none"> <li>下流に水質を保全するあるいは向上しなければいけない池沼等がある地域</li> <li>利水上、水質を保全するあるいは向上しなければいけない地域</li> </ul>       |
| 景観形成・生活環境保全 | 農村地域及び周辺の景観、生活環境を向上する活動     | <ul style="list-style-type: none"> <li>美しい農村景観が形成されている地域</li> <li>農用地・農業用水等で地域の生活環境が保全・向上できる地域</li> </ul>                       |



| テーマ             | 活動内容                          | 活動の対象となる地域の例                     |
|-----------------|-------------------------------|----------------------------------|
| 水田貯留機能増進・地下水かん養 | 水田に貯水することにより、洪水を抑制する機能を増進する活動 | ・下流に大雨による被害が多い箇所がある地域            |
|                 | 地下水のかん養を行う活動                  | ・下流又は周辺に地下水利用が多い箇所がある地域          |
| 資源循環            | 地域の資源の循環を図る活動                 | ・地域の資源循環、エネルギー資源等を循環により有効利用できる地域 |

~~~~~要綱基本方針から抜粋~~~~~

2 農村環境保全活動

| 活動区分 | 活動項目 | 活動内容 | 活動要件 |
|------|-----------------|-----------------------------|--|
| | テーマ | | |
| 計画策定 | 生態系保全 | 34 生物多様性保全計画の策定 | 選択したテーマについて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を毎年度策定する。 |
| | 水質保全 | 35 水質保全計画、農地保全計画の策定 | |
| | 景観形成・生活環境保全 | 36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定 | |
| | 水田貯留機能増進・地下水かん養 | 37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定 | |
| | 資源循環 | 38 資源循環計画の策定 | |
| 実践活動 | 生態系保全 | 39 生物の生息状況の把握 | 選択したテーマに基づき、生態系保全を図るため、生物の生息状況の把握等の活動項目を毎年度1つ以上実施する。 |
| | | 40 外来種の駆除 | |
| | | 41 その他（生態系保全） | |

・活動内容を確認のうえ、テーマを1つ以上定めます。

・活動内容を確認のうえ、テーマを1つ以上定めます。

| 活動区分 | テーマ | 活動項目 | 活動内容 | 活動要件 |
|-------|-----------------|--|--|---|
| | 実践活動 | 42 水質モニタリングの実施・記録管理
43 畑からの土砂流出対策
44 その他（水質保全） | ☐ 水質モニタリングの実施・記録管理
☐ 排水路沿いの林地帯等の適正管理
☐ 沈砂池の適正管理
☐ 土壌流出防止のためのグリーンベルト等の適正管理
☐ 水質保全を考慮した施設の適正管理
☐ 水田からの排水（濁水）管理
☐ 循環かんがいの実施
☐ 非かんがい期における通水
☐ 管理作業の省力化による水資源の保全 | 選択したテーマに基づき、水質保全を図るため、水質モニタリングの実施・記録管理等の活動項目を毎年度1つ以上実施する。 |
| 実践活動 | 景観形成・生活環境保全 | 45 植栽等の景観形成活動 | ☐ 景観形成ための施設への植栽等
☐ 農用地等を活用した景観形成活動 | 選択したテーマに基づき、景観形成・生活環境保全を図るため、植栽等の景観形成活動等の活動項目を毎年度1つ以上実施する。 |
| | | 46 施設等の定期的な巡回点検・清掃 | ☐ 施設等の定期的な巡回点検・清掃 | |
| | | 47 その他（景観形成・生活環境保全） | ☐ 農業用水の地域用水としての利用・管理
☐ 伝統的施設や農法の保全・実施
☐ 農用地からの風塵の防止活動 | |
| | 水田貯留機能増進・地下水かん養 | 48 水田の貯留機能向上活動 | ☐ 水田の貯留機能向上活動 | 選択したテーマに基づき、水田貯留機能増進・地下水かん養を図るため、水田の貯留機能向上活動等の活動項目を毎年度1つ以上実施する。 |
| | | 49 水田の地下水かん養機能向上活動・水源かん養林の保全 | ☐ 水田の地下水かん養機能向上活動
☐ 水源かん養林の保全 | |
| | 資源循環 | 50 地域資源の活用・資源循環活動 | ☐ 地域資源の活用・資源循環活動
【有機性物質のたい肥化】
【間伐材等を利用した防護柵等の適正管理】
【農業用水の反復利用】
【小水力発電施設の適正管理】
【肥培かんがい施設の適正管理】
【もみ殻の炭化】 | 選択したテーマに基づき、資源循環を図るため、地域資源の活用・資源循環活動を毎年度実施する。 |
| 啓発・普及 | | 51 啓発・普及活動
次頁へ | | |

・選択したテーマに基づき、毎年度1つ以上実施します。

R3 追加

| 活動区分 | 活動項目 | 活動内容 | 活動要件 |
|------|------------|---|--|
| 啓発普及 | 51 啓発・普及活動 | <p>【広報活動（パンフレット等の作成・頒布・看板設置等）、啓発活動（有識者の指導、勉強会等）】</p> <p>☐ 広報活動</p> <p>☐ 啓発活動</p> <p>【地域住民との交流活動、学校教育、行政機関等との連携】</p> <p>☐ 地域住民との交流活動</p> <p>☐ 学校教育等との連携</p> <p>☐ 行政機関等との連携</p> <p>【地域内の規制等の取り決め】</p> <p>☐ 地域内の規制等の取り決め</p> | <p>選択したテーマに基づき、地域住民等の理解を深めるための啓発・普及活動を毎年度実施する。</p> |

・選択したテーマに基づき、毎年度1つ以上実施します。

③「多面的機能の増進を図る活動」の活動項目と活動要件

「③多面的機能の増進を図る活動」の活動は、任意により取組が可能です。

~~~~~要綱基本方針から抜粋~~~~~

| 活動区分          | 活動項目                   | 活動内容                                    | 活動要件                                                         |
|---------------|------------------------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 多面的機能の増進を図る活動 | 52 遊休農地の有効活用           | <input type="checkbox"/> 遊休農地の有効活用      | <p>任意の実施とし、実施する場合は、活動項目を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動を毎年度実施する。</p> |
|               | 53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化 | <input type="checkbox"/> 農地周りの環境改善活動の強化 |                                                              |
|               | 54 地域住民による直営施工         | <input type="checkbox"/> 地域住民による直営施工    |                                                              |
|               | 55 防災・減災力の強化           | <input type="checkbox"/> 防災・減災力の強化      |                                                              |

多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合は、資源向上支払の単価は5/6になります。

| 活動区分          | 活動項目                      | 活動内容                                                 | 活動要件                                                          |
|---------------|---------------------------|------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 多面的機能の増進を図る活動 | 56 農村環境保全活動の幅広い展開         | <input type="checkbox"/> 農村環境保全活動の幅広い展開              | 任意の実施とし、 <u>実施する場合は、活動項目を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動を毎年度実施する。</u> |
|               | 57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用       | <input type="checkbox"/> やすらぎ・福祉及び教育機能の活用            |                                                               |
|               | 58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化 | <input type="checkbox"/> 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化      |                                                               |
|               | 59 北海道、市町村が特に認める活動        | <input type="checkbox"/> 地域の特性や課題に応じた特に促進が必要と認められる活動 |                                                               |
|               | 60 広報活動                   | <input type="checkbox"/> 広報活動                        |                                                               |

多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合は、資源向上支払の単価は5/6になります。

「多面的機能の増進を図る活動」の活動内容等

次のとおり活動要件や内容等に留意のうえ取り組んでください。

| No | 活動項目                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | 活動要件、対象農用地（対象年度）                                                                                                                                                                                                                                                 |
|    | 活動の内容等                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 52 | <p>遊休農地の有効活用</p> <p>毎年度、実施する場合に、全ての交付対象農用地を6／6の対象（毎年度）とする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した特産物の作付等、遊休農地の有効活用のための活動を行うこと。</li> <li>・遊休農地として活動計画書に位置付けていないものの、遊休農地発生防止のための保全管理活動を行う農地についても、これらの活動を行う場合に対象とする。</li> </ul> |



| No | 活動項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | 活動要件、対象農用地（対象年度）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|    | 活動の内容等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 53 | <div>鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化</div> <div>R3 活動内容の拡充</div> <p>毎年度、実施する場合に、全ての交付対象農用地を6／6の対象（毎年度）とする<br/>農地利用や地域環境の改善のために行う次の活動等を実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣被害防止対策施設の新設。</li> <li>・鳥獣緩衝帯の整備・保全管理</li> <li>・農地周りの藪等の伐採。</li> <li>・農地周りの笹刈り、笹根の侵入防止策を講じる活動。</li> <li>・鳥獣害防止のための有害駆除について、ワナ等による捕獲を行うこと（と殺含む）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 54 | <div>地域住民による直営施工</div> <p>関係する活動を実施した年度に限り、全ての交付対象農用地を6／6の対象（毎年度）とする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施延長等の制限はないが、資源向上支払交付金（長寿命化）を受けて行う活動は対象外。</li> <li>・農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、そのための技術習得等、地域住民が参加した直営施工による活動を行うこと。</li> <li>・習得した技術を用いて直営施行が行われない場合は、遡及して1／6相当額を返還する。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 55 | <div>防災・減災力の強化</div> <p>毎年度、実施する場合に、全ての交付対象農用地を6／6の対象（毎年度）とする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化等、地域が一体となった防災・減災力の強化のための活動を行うこと。</li> <li>・田んぼダムの取組として、水田やため池に雨水を貯留するための資材等の設置や畦畔・法面の整備を行うほか、雨水貯留を行う連絡体制を構築するなど防災・減災力の強化に向けた取組を新たに追加して行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>→活動期間内に全ての田の農用地の整備等を行うこととし、ため池は活動に位置付けた全ての施設で実施するもの。</li> <li>→連絡体制を確立するとともに、既に貯留機能を増進する目的で落口柵等の整備が行われている場合は、今までに行っていない活動を更に全ての農用地を網羅して行う場合に対象となる。（新たに畦畔再築立を行う等）</li> <li>→施設の整備が了した場合や大雨等が無い年度であっても、毎年度、広報活動、啓発活動、地域内の規制等の取り決めなどの普及・啓発活動に取り組む場合は対象。</li> </ul> </li> <li>・農用地等法面へのカバープランツの植栽、融雪排水促進のための溝切り（心土破碎含む）による「農地等の予防保全」の取組を対象とする。</li> </ul> |

| No | 活動項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    | 活動要件、対象農用地（対象年度）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|    | 活動の内容等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 56 | <p>農村環境保全活動の幅広い展開</p> <p>毎年度、農村環境保全活動を2テーマ以上実施する場合に、全ての交付対象農用地を6／6の対象（毎年度）とする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動を行うこと。</li> </ul> <p>（地域資源の質的向上を図る共同活動において取り組まれる農村環境保全活動に加えて、1テーマを選択し農村環境保全活動を実施する対象組織及び「高度な保全活動」に定める活動を実施する対象組織が対象）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地・水保全管理支払交付金（H25 まで）に引き続き農村環境保全活動に2テーマ以取組む活動組織にあっては、更に1テーマを追加して行う必要はない。</li> <li>・追加に位置付けるテーマについても、計画策定、啓発・普及、実践活動をセットで行うものである。</li> </ul> |
| 57 | <p>やすらぎ・福祉及び教育機能の活用</p> <p>毎年度、実施する場合に、全ての交付対象農用地を6／6の対象（毎年度）とする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の医療・福祉施設等と連携した、農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等、地域と医療・福祉施設等との連携を強化する活動を行うこと。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 58 | <p>農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化</p> <p>毎年度、実施する場合に、全ての交付対象農用地を6／6の対象（毎年度）とする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動を行うこと。</li> <li>・ただし、神事・宗教に関わる活動は対象外。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 59 | <p>地域の特性や課題に応じて特に促進が必要と認められる活動</p> <p>毎年度、実施する場合に、全ての交付対象農用地を6／6の対象（毎年度）とする</p> <p>生態系や環境の保全のため、河川、湖沼、湿原などへの農用地からの土砂流出抑制対策等（土砂上げ等）の活動を行うこと</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 60 | <p>広報活動</p> <p>増進を図る活動を実施する場合は、活動項目内容を選択した上で、広報活動を毎年度実施してください。ただし、農業地域類型区分の「中間農業地域」または、「山間農業地域」、地域振興立法8法地域においては毎年度必須ではありません。</p> <p>多面的機能支払交付金の農村環境保全活動に対する多面的機能の増進を図る活動と関連した広報活動を通じ、多様な主体の参画を促進するために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。</p>                                                                                                                                                                                                                                |

### 3. 資源向上活動(施設の長寿命化のための活動)の対象活動

施設の長寿命化のための補修・更新等の活動の対象となる施設と活動項目は以下のとおりであり、地域で施設の状況等を検討した上で、必要な活動に取り組みます。

~~~~~要綱基本方針から抜粋~~~~~

北海道 施設の長寿命化のための活動の対象施設・対象活動に関する指針

| 活動区分 | 施設区分 | 活動項目 | 活動内容 | 活動要件 |
|------|------|---------------------|---|------------------------|
| 実践活動 | 水路 | 61 水路の補修 | ☐ 水路の破損部分の補修
☐ 水路の老朽化部分の補修
☐ 水路側壁の嵩上げ
☐ U字フリューム等既設水路の再布設
☐ 集水桝、分水桝の補修
☐ ゲート、ポンプの補修
☐ 安全施設の補修 | 原則として工事1件当たり2百万円未満とする。 |
| | | 62 水路の更新等 | ☐ 素掘り水路からコンクリート水路への更新
☐ 水路の更新
☐ ゲート、ポンプの更新
☐ 安全施設の設置 | |
| | 農道 | 63 農道の補修 | ☐ 農道路肩、農道法面の補修
☐ 舗装の打換え（一部）
☐ 農道側溝の補修 | |
| | | 64 農道の更新等 | ☐ 未舗装農道を舗装（砂利、コンクリート、アスファルト）
☐ 側溝蓋の設置
☐ 土側溝をコンクリート側溝に更新 | |
| | ため池 | 65 ため池の補修 | ☐ 洗掘箇所の補修
☐ 漏水個所の補修
☐ 取水施設の補修
☐ 洪水吐の補修
☐ 安全施設の補修 | |
| | | 66 ため池（附帯施設）の更新等 | ☐ ゲート、バルブの更新
☐ 安全施設の設置 | |
| | 農地 | 67 給水栓（散水施設を除く）の更新等 | ☐ 給水栓の更新 | |

・上記活動項目に位置付けられていない活動は実施できませんので、注意してください。

※ 200万円以上には、活動組織が負担する活動経費の3分の1以上を含まない。
（以下、200万円以上の記載は同じ）

7. 広域協定運営委員会の開催

広域活動組織は、多面的機能支払交付金の実施に関する事項を広域協定運営委員会にて決定し、議決事項を構成員全員に周知する必要があります。

【参加者の取りまとめ】

集落又は活動組織並びに各団体において、①広域協定書、②広域協定運営委員会規則、③活動計画書の案について検討し、協定に参加することについて合意形成した上で、参加者を取りまとめます。
(参加同意書は、15～17ページ)

【協定対象農用地及び施設の集計と協定対象区域図面の作成】

参加同意書に記載されている協定の対象となる農用地と施設を集計します。協定対象区域図面を作成します。

必要に応じて、活動計画書の案を見直します。

(協定対象農用地及び施設は、14ページ)

(協定対象区域図面は、13ページ)

【広域協定の締結】

広域活動組織における活動の対象となる区域や活動計画、構成員の役割分担などについて定めた協定を、構成員間において締結します。

(広域協定の締結は、62ページ)

【広域協定運営委員会の設立】

広域協定の運営に関する意思決定機関として設置します。

広域協定運営委員会は、協定に参加する集落又は活動組織並びに地域の関係団体等を代表する委員から構成されます。

広域協定運営委員会の設置等には、広域協定運営委員会の委員となる予定の者で構成する設立委員会又は会員となる予定の者で構成する設立総会を招集し、議決を得る必要があります。

【広域協定運営委員会の開催について】

広域協定運営委員会は、毎年度1回以上開催するほか、次に掲げる場合に開催します。

- ・委員数の3分の1以上の要求があったとき
- ・監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき
- ・その他会長が必要と認めたとき

いずれも委員の過半数の出席（委任状を含む）がなければ成立しません。

運営委員会開催から議決までのながれ

- 1) あらかじめ役員会等で話し合い、委員会の審議事項、開催日等について設定します。審議事項は、活動計画の作成又は変更、収支決算及び実施計画に関すること等広域活動組織の運営に関する重要な事項等となります。
- 2) 委員会の招集を行います。招集にあたっては、開催の7日前までに、書面にて会議の日時、場所、目的、審議事項を構成員に配布します。
- 3) 委員会は、委員の過半数をもって成立します。開会前に出席者数の確認を行います。なお、出席は委任状をもって代えることができます。
議事は、出席した委員の過半数で決します。議決前に議案説明、質疑応答を行った上で採決を行ってください。

次の各号に掲げる事項は、委員会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。ただし、第三号及び第四号については、全員一致による議決を必要とする。なお、第三号の協定参加団体の除名は、当該参加団体の代表を除く委員の一致による議決とする。

- 1) 広域協定運営委員会規則の変更
- 2) 役員の解任
- 3) 協定参加団体の除名
- 4) 協定の変更又は廃止

- 4) 活動事項を構成員全員の承知のもとで実施するため、委員会閉会后速やかに、委員会により議決した事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを協定に参加する集落等の構成員全員に配布又は周知します。

委員会の開催、議決に当たっての留意点

- ・採決にあたっては、挙手や起立等の賛成者数を把握できる方法で行い、賛成者数、反対者数を把握し、議決の可否を確認してください。また、議事録に議案ごとの賛成者数を記録してください。
- ・委員会は、広域協定運営委員会規則に基づいて行われます。地域の事情に応じて委員会の議決方法等を広域協定運営委員会規則の制定時に構成員等で話し合って適切に決めてください。
- ・委員会資料や議事録は、実施状況報告の根拠資料になるので、適切な記録・保管を行ってください。

II 広域協定の締結

広域活動組織は、多面的機能支払交付金の取組が円滑に実施されるよう、関係者間で広域協定を締結し、市町村長の認定を受けます。

広域活動組織は、地域共同で農用地、水路等の地域資源の保全管理活動に取り組む集落又は活動組織及びその他関係者との間で広域協定を締結し、認定農用地が存する市町村長の認定を受けます。

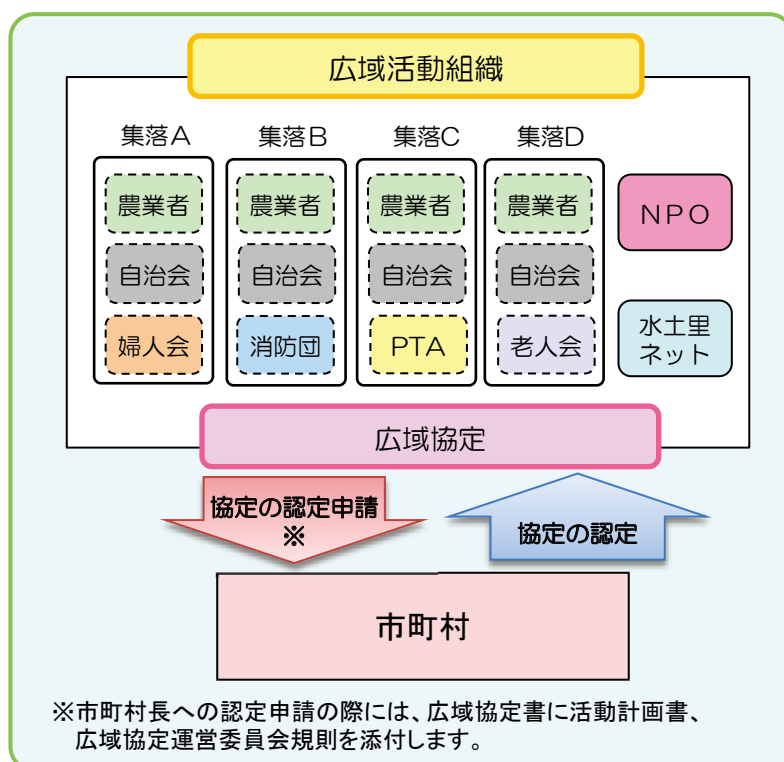
広域協定で定める事項は以下のとおりです。なお、広域活動組織が行う活動の内容に応じて規定内容が異なります。詳しくは、広域協定書記載例（9ページ）を参考に作成してください。

- ・協定の有効期間、協定の対象となる区域、農用地及び施設並びに活動計画に関すること
- ・協定に参加する集落又は活動組織及び団体の役割に関すること
- ・運営委員会に関すること
- ・工事の施工の条件に関すること

資源向上活動に取り組む場合には、市町村から発出される広域協定の認定書に、以下の事項について規定されている必要がありますのでご確認ください。

- ・施工後の工作物の帰属や管理責任
- ・市町村が管理する施設の工事内容の報告等に関すること
- ・その他市町村が必要に応じて規定する事項（施設の譲渡手続き等）

広域活動組織の構成イメージと市町村の認定手続き



これからの農地、水路、農道などの保全管理について、みんなで考えて体制を強化していこう！



III 事業計画の認定

広域活動組織の代表者は、多面的機能支払交付金の活動に取り組む場合は、事業計画（案）を作成し、市町村長に提出して、認定を受ける必要があります。

多面的機能支払交付金に係る活動を実施しようとする場合には、事業計画（案）に活動計画書、広域協定書及び広域協定運営委員会規則等の関係書類を添付し、市町村長に提出し、その審査を受けます。

事業計画が認定されると、市町村長から事業計画の認定通知（認定通知書）が送付されます。

事業計画（案）に添付する書類は以下のとおりです。

その他、市町村長の審査に当たり、設立総会の議事録等が必要となる場合があります。

➡ 事業計画の様式は24ページへ
➡ 提出資料は市町村にお問い合わせください。

| | 添付書類 | 提出時期 |
|------------------------|---|----------------------------|
| 農地維持支払交付金 | ・活動計画書
様式は26ページへ | 活動を開始しようとする年度の6月30日まで。 |
| 資源向上支払交付金(共同) | ・広域協定運営委員会規則
様式は18ページへ | |
| 資源向上支払交付金(長寿命化) | ・広域協定書
様式は9ページへ
・長寿命化整備計画書
(長寿命化で1工事当たり200万円以上の工事がある場合)
様式は40ページへ | |
| 資源向上支払交付金(組織の広域化・体制強化) | 【広域活動組織の設立】
(別途、市町村との間で広域協定を締結)
【組織のNPO法人化】
・登記事項証明書 | 登記事項証明書は事業計画申請時又は計画変更時に添付。 |

また、既に活動を実施している広域活動組織が、認定された事業計画の内容を変更する場合は、以下を参考に手続きを行ってください。

認定された事業計画の変更手続きについて

認定された事業計画書、活動計画書、広域協定書及び運営委員会規則等に変更が生じた場合は、以下の①又は②の手続きが必要となります。

① 認定された事業計画の変更の申請

- ・保全管理する対象農用地面積の変更
- ・保全管理する対象施設の変更
- ・対象組織の変更（合併・分割など）※
- ・活動の追加、中止又は廃止
- ・活動期間の延長

※組織をNPO法人化した場合も該当します

【申請時期】

上記のいずれかの変更が生じたとき

【申請書に添付する書類】

変更があった事業計画書、活動計画書、広域協定書、広域協定運営委員会規則等

② 認定された事業計画の変更の届出

- ・左記以外の変更

(例)

- ・役員の交代、構成員の変更が生じた場合
- ・遊休農地を一部解消した場合
- ・活動計画書の取組項目における活動時期の変更等

【届出時期】

変更があった年度の実施状況の報告時又は翌年度の交付申請時のいずれか早い期日

【提出書類】

変更があった事業計画書、活動計画書、広域協定書、広域協定運営委員会規則等

長寿命化整備計画書（40ページ）の認定、変更手続きについて

①長寿命化整備計画書の認定

資源向上支払交付金（長寿命化）で工事1件当たり200万円以上の工事となることが明らかな場合は、該当する取組（1件当たり200万円以上の工事）について「長寿命化整備計画書」を作成し、事業計画書に添付して市町村長に提出します。

長寿命化整備計画書は、北海道が定める要綱基本方針に基づき市町村で審査が行われ、必要に応じ北海道との確認を経た上で、その内容が適当と認められる場合に認定されます。

なお審査の結果、整備内容等の見直しを市町村から指示されることもあり得ますので、その場合は市町村の指示に従い、必要な長寿命化整備計画や活動計画書の見直しを行ってください。

②長寿命化整備計画書の変更

認定された長寿命化整備計画書の記載事項に以下の変更が生じた場合は、40ページの計画変更の有無にかかわらず、変更内容を記載した長寿命化整備計画書を市町村長に提出し、その審査・認定を受けます。

また以下に該当しない変更の場合は、市町村長への届け出を行います。

- 工事1件当たり200万円以上の工事の追加
- 工事1件当たり概算事業費の3割以上の増加

③その他留意点

前年度までに交付され積み立てた交付金を使い、工事1件当たり200万円以上の工事を行おうとする場合も、例外なく長寿命化整備計画書の作成が必要となりますので注意が必要です。

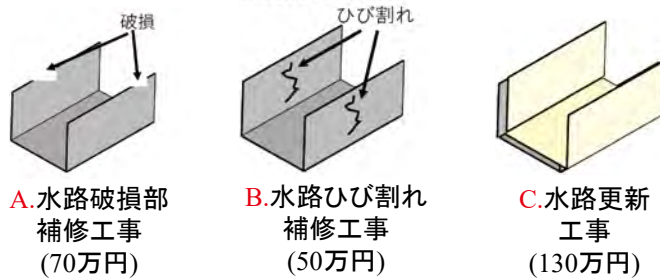
（根拠：平成31年度改正の実施要領附則第2）

長寿命化にかかる工事1件の考え方と長寿命化整備計画書作成の必要性

長寿命化整備計画書の作成が不要な場合

- ・北海道が定める要綱基本方針において、工事1件当たりの上限額200万円を要件にした場合を想定。
- ・イメージ図は、水路の更新・補修の場合。あくまでイメージであり、必ずこれによるものではありません。

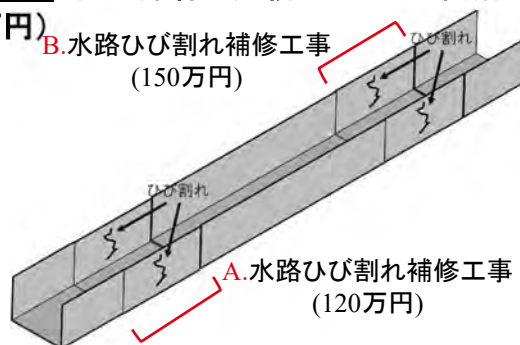
パターン① 異なる路線別に補修工事・更新工事を一括で発注(250万円)



【工事1件の考え方】
A,B,Cそれぞれ工事1件としてカウントする。

【長寿命化整備計画書の作成】
A,B,Cとも作成不要。

パターン② 同一路線で連続していない箇所補修工事・更新工事を一括で発注(270万円)

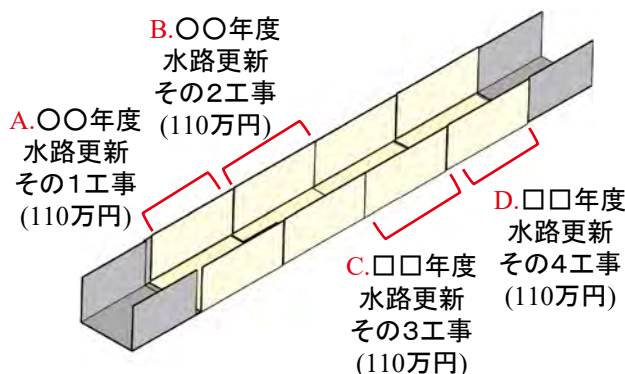


【工事1件の考え方】
工事箇所の間隔が離れていれば、別工事とする。よってA,Bそれぞれ工事1件としてカウントする。

【長寿命化整備計画書の作成】
A,Bとも作成不要。

長寿命化整備計画書の作成が必要な場合

パターン③ 同一路線で水路の補修・更新を年度ごとに分割して発注(440万円)



【工事1件の考え方】
連続しているA,B,C,Dは、4つまとめて工事1件(A+B+C+D)としてカウントする。

【長寿命化整備計画書の作成】
ただし、全体を工事1件として考えるものの、要綱基本方針に定められた上限額200万円の要件を越えていることから、長寿命化の活動の対象外となり、他事業で実施することも検討が必要。

工事に関する確認書

土地改良区等（市町村を除く）が所有又は管理する施設を対象とした活動を行う活動組織にあっては、当該所有者又は管理者と交わした「工事に関する確認書」を事業計画書と併せて市町村長に提出します。

（様式第1—5号）

工事に関する確認書

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙2の第5の4の（1）のエに基づき、〇〇町〇〇地域広域協定（以下「活動組織」という。）と〇〇土地改良区（以下「土地改良区」という。）は、〇〇に存する水路、農道等の地域資源の質的向上を図る共同活動並び施設の長寿命化のための活動が円滑に実施できるよう、下記のとおり工事に関して確認する。

記

（活動の対象となる施設及び内容）

- 第1条 活動組織が行う多面的機能支払交付金に係る活動の対象となる施設及び活動期間は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅠに定めるとおりとする。
- 2 活動組織が資源向上支払交付金により行う活動は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅢに定めるとおりとする。

土地改良区等との協議内容に応じて、
不要な記述は削除してください。

（工事の施行に関する条件）

- 第2条 活動組織は、工事の施行に当たって、常に災害等の防止に努めるものとし、当該工事が原因で、第三者に損害を与え、若しくは与えるおそれのあるときは、活動組織の負担において必要な措置を講ずるものとする。
- 2 土地改良区が管理する施設に関し、活動組織が実施する工事によって生じた工作物等は、土地改良区に無償で譲渡するものとする。その際には、あらかじめ土地改良区と協議し、工作物等の譲渡に必要となる工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類の作成、譲渡の時期及びその他必要となる手続について、土地改良区の指示を受けるものとする。
- 3 活動組織は、土地改良区が管理する施設に関し、工事に当たって詳細な工事内容について土地改良区に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、土地改良区に協議し、その指示を受けるとともに、工事が完了したときは、土地改良区にその旨を報告し、土地改良区は書類確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。

（その他）

- 第3条 この確認書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、土地改良区と活動組織が協議をして定めるものとする。

上記確認書の締結を証するため、土地改良区と活動組織は、本書2通を作成し記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇町〇〇地域広域協定

住 所 北海道〇〇町〇〇〇〇〇〇

代 表 〇〇〇〇

〇〇土地改良区

住 所 北海道〇〇町〇〇〇〇〇〇

理事長 〇〇〇〇

市町村が所有又は管理する施設を対象とした活動を行う活動組織にあつては、市町村長が行う事業計画の認定通知において「市町村が管理する施設の工事に係る条件がある場合」には、その内容を明示した上で認定を行います。

(様式第2-2号)

番 号
年 月 日

活動組織の名称

代表者の氏名 殿

市町村長 印

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定について

◇年◇月◇日付け「多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について」をもって申請のあったこのことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき認定する。

<施行注意>

1 1号事業を実施する場合において、市町村が管理する施設の工事に係る条件がある場合には、その内容を明示した上で認定を行うこと。

（例文：なお、当町が管理する施設の工事に係る条件は、別紙のとおりとする。）

2 実施要領第1の6の（3）又は第2の6の（5）に定める事業計画の変更認定の通知を行う場合には、件名の「多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定について」を「多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更認定について」とし、本文中の「◇年◇月◇日付け「多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について」をもって」を「◇年◇月◇日付け「多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更認定の申請について」をもって」とし、「第7条第5項」を「第8条第4項において準用する同法第7条第5項」とする。

（別紙）

〇〇市町村が管理する施設の工事に係る条件

1. 町が管理する施設に関し、〇〇〇〇〇（以下「対象組織」という。）が実施する工事によって生じた工作物等は、所要の手続を経て、町に無償で譲渡するものとする。

また、譲渡の際は、工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類（例：設計書、平面図、構造図等）を提出するものとする。

2. 対象組織は、町が管理する施設に関し、工事に当たって詳細な工事内容について町に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、町にその旨を報告し、町は書類確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。

3. 必要に応じて記述

農道の工事について

長寿命化の取組は、原則として道路法上の道路は対象外としています（道路法第24条に基づき道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受ける必要があるため）。

ただし、農地維持支払、資源向上支払（向上）に位置づけられ、市町村道に認定された農道であっても、地域の慣行として組織が農用地や農業用施設と一体的に管理している場合、道路法施行令第3条に基づく軽易な維持活動は可能です。

IV 交付金及び概算払の申請

1. 交付金の申請

事業計画が認定された後、多面的機能支払交付金の交付を受けようとするときは、毎年度、市町村へ交付金の交付を申請します。

申請に係る手続きについては、以下のとおりです。

交付金の交付ルートについて

①交付申請書の提出

毎年度、当該年度の活動に必要な交付金の交付申請書を市町村が定める日までに提出します。



②交付決定の通知

市町村長が、交付申請書の内容について必要な審査を行った後に、交付金の交付決定通知書等を広域活動組織に送付します。



2. 概算払の申請

交付決定の通知がなされた後、多面的機能支払交付金の概算払を受けようとするときは、市町村へ概算払を申請します。

申請に係る手続きについては、以下のとおりです。

①概算払申請書の提出

交付決定の後、概算払申請書を市町村に提出します。



②概算払決定の通知

市町村は、概算払申請書の内容について必要な審査を行った後に、予算の範囲内において、概算払額を決定し、概算払決定通知書等により対象組織に通知するとともに、交付金を交付します。

概算払申請書の様式及び添付書類については、市町村へお問い合わせください。

V 活動の実施・記録

日々の作業の内容や金銭の収支等について記録します。

1. 活動記録

(1) 活動記録について

- 日々の作業を記録しその内容を点検することにより、作業上の課題を抽出し、その改善を図るなど、効率的な活動に資することができます。
- また、活動記録は、実施状況報告書の根拠資料となるものであり、市町村による活動要件の確認、活動の評価及び指導等を行う上で不可欠な資料です。
- これらのことから、日当等金銭の支出の有無を問わず、活動計画に位置付けられた活動（活動の準備等を含む）を実施した場合は、その内容を記録することが重要です。

(2) 活動記録の作成に当たって(様式第1－6号の記載方法)

○ 「活動項目番号」「活動内容」欄の記載方法

令和元年度からの活動記録の様式は、「活動項目番号」を選んで記入する方式にしたのが特徴です。102～105ページの活動項目番号表から、その活動に該当する活動項目番号を選んで記入します。

手書きの場合は、上記の活動項目番号表から、その活動にあてはまる「活動項目番号」を選んで記入するとともに、その番号に該当する「支払区分」「活動区分」「活動項目」の内容を、活動項目番号表の記述をもとに記入します。（記述は簡単にしてもOK。）

なお、活動項目番号から活動内容がわかるため、手書きの場合「活動内容」欄の各項目の記入を省略することも可能です。

○ 「活動に参加した最大人数」欄の記載方法

手書きの場合、「活動参加人数」欄の「農業者」「農業者以外」の項目について、活動記録に記された人数のうち年間最大となっている人数を選び、最下段の「活動に参加した最大人数」欄の同じ項目欄にそれぞれ記入し、その合計人数を「合計」欄に記入します。

○ 「交付金対象活動」欄の記載方法

活動記録には、下記「交付単価設定の考え方」により、交付金を使用せずに行う1／3相当の活動が記録されている必要があります。

交付金の支払対象活動については、「○」を記入します。

○ 「備考」欄の記載方法

備考欄には、地域での活動内容をできるだけ具体的に記入します。
（年度末の実施状況報告書の作成にも必要不可欠な情報です。）

※ 交付単価設定の考え方

国・地方（道＋市町村）・農業者が同等の役割を分担することとし、国と地方を合わせた交付単価を設定。（国：地方（北海道＋市町村）：農業者＝1：1：1）

このため、活動組織による基礎的保全活動の2／3相当は交付金を使用して行われ、1／3相当は交付金を使用しない活動が行われていることを想定しています。

本活動記録には、活動の取りまとめ等の事務処理や打合せ等、金銭の支出の有無にかかわらず活動計画に位置づけた活動を行った場合には、それらの全てを活動記録に記載してください。

(道様式第10号) [国様式第1-6号]

組織名：

令和 〇〇 年度

多面的機能支払交付金 活動記録

〇〇活動組織

- ★「実施時間」には休憩時間を含めず、実働時間を記入してください。
- ★「活動項目番号」欄には、実施要領別記1-2の国が定める活動指針「活動項目番号」欄に、実施要領別記200番、会議等活動項目の番号を記入します。その他、事務処理は200番、会議等同一日に複数の活動を行った場合は、該当する全ての活動項目番号を左記で一行に記入してください。番号欄が足りない場合は、複数行に分けて記入します。

「活動項目番号」欄には、P102～105の活動項目番号表から、該当する活動項目の番号を選択し入力します。同一日に複数の活動項目を行った場合は、該当する全ての活動項目番号を左記で一行に記入します。

番号欄が足りない場合は、複数行に分けて記入します。

| 活動実施日時 | 日付 | 活動参加人数 | | 活動項目番号 (左記) | | | 活動内容 | | | 交付金対象活動 | 備考 (具体的な活動内容を記入) |
|----------|-------|--------|-------|-------------|----|----|------|----------------|--------------|---------------------------------------|-------------------------|
| | | 農業者 | 農業者以外 | 1 | 24 | 25 | 26 | 支払区分 | 活動区分 | 活動項目 | |
| 4/10 | 12:00 | 10人 | 2人 | 12人 | | | | 農地維持、共同、共同、共同 | 点検、機能診断、機能診断 | 1点検、24 農用地の機能診断、25 水路の機能診断、26 農道の機能診断 | 施設の点検及び機能診断 (農用地、水路、農道) |
| 4/12 | 13:00 | 10人 | 5人 | 15人 | | | | 農地維持、共同、- | 計画策定、計画策定、会議 | 2年度活動計画の策定、28 年度活動計画の策定、300 会議 | 年度活動計画の策定、役員会 |
| 4/19 | 9:00 | 30人 | 10人 | 40人 | | | | - | 会議 | 300 会議 | 総会 |
| 4/27 | 9:00 | 35人 | 15人 | 50人 | | | | 農地維持 | 水路 | 8 水路の泥上げ | 〇〇水路の泥上げ |
| 6/8~6/15 | 9:00 | 35人 | 10人 | 45人 | | | | 農地維持、農地維持、農地維持 | 農用地、水路、農道 | 5 畦畔・法面・防風林の草刈り、7 水路の草刈り、10 農道の草刈り | 農用地、水路、農道の草刈り |
| 7/20 | 10:00 | 15人 | 20人 | 35人 | | | | 共同 | 生態系保全 | 39 生物の生息状況の把握 (生態系保全) | 〇〇小学校の生徒と水路の生き物調査を実施。 |
| 9/3 | 13:00 | 35人 | 30人 | 65人 | | | | 共同 | 景観形成・生活環境保全 | 46 施設等の定期的な巡回点検・清掃 (景観形成・生活環境保全) | 〇〇クリーン作戦 |
| 3/28 | 13:00 | 30人 | 8人 | 38人 | | | | - | 会議 | 300 会議 | 総会 (決算報告・計画策定) |

「実施時間」には休憩時間を含めない実働時間を、概ね0.5時間単位で記入します。

この線より上に行を挿入してください。

事務支援システムでは自動集計

交付金対象活動については〇を記入します。

左の合計人数を記入

| 農業者 | 農業者以外 | 合計 |
|-----|-------|-----|
| 35人 | 30人 | 65人 |

活動に参加した最大人数

「活動参加人数」欄の「農業者」「農業者以外」の項目で年間最大となっている参加人数を選んでここに記入します。

手書きの場合、左の「活動項目番号」にあてはまる「支払区分」「活動区分」「活動項目」の内容を、P102～105の活動項目番号表の記述をもとに記入します。(記述は簡単にしてもOKで、省略することも可。)

地域での活動内容をできるだけ具体的に記入します。

2. 金銭出納簿

(1) 金銭出納簿について

- 交付金を有効に活用し、計画的に活動するためには、日々の収入、支出等を記録し、交付金を適切に管理する必要があります。
- 共同活動を行うに当たって、金銭出納簿を用いた透明性の高い会計を行うことは非常に重要です。
- 金銭出納簿は、実施状況報告書の根拠資料となるものであり、市町村が交付金の使途の確認や指導等を行う上で不可欠な資料です。

(2) 金銭出納簿の作成に当たって(様式第1ー7号の記載方法)

- 金銭出納簿は、毎年度新しいものを用意し、農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金に係る全ての出納について記載します。
- 年度末には、金銭出納簿や領収書等、支払いを証明する書類については監査役による監査を受ける必要があります。
- 金銭出納簿の日付は、領収書と同じ日付を記載してください。
(日当については、活動実施日も分かるように記載してください。)
(立替払を行った場合は、立替払を解消した日を記載してください。)
- 金銭出納簿や領収書等支払を証明する書類は、交付が完了した日が属する年度の翌年度から起算して5年間保管する必要があります。

経理区分の整理、長寿命化への活用について

- 令和元年度からの金銭出納簿の様式では、農地維持・資源向上（共同）と資源向上（長寿命化）の交付金の収支を番号で区分する方式にしたのが特徴です。
様式の「区分」欄に「1」のみを入れる金銭出納簿と「2」のみを入れる金銭出納簿の2つに分けて管理することも可能です。
 - また、農地維持・資源向上（共同）の交付金を長寿命化に活用する場合は、「長寿命化への活用」欄に○を記入することで整理することとしました。
 - なお、経理区分を一本化する場合においても、資源向上支払交付金（長寿命化）を農地維持活動や資源向上活動（共同）に充当することはできません。
- ※ 平成29年度からの経理区分を一本化する様式を使用している組織については、令和元年度からの実施状況報告書において長寿命化とそれ以外の支払いの収支に分けた集計を容易にするため、新様式の金銭出納簿の使用をお勧めします。

様式の経過措置等について（令和元年度改正の実施要領附則第3及び4）

- 平成30年度までに事業計画の認定を受けた対象組織は、従来の金銭出納簿の様式をそのまま使ってもかまいません。
- その他、市町村長及び都道府県知事が地方農政局長等と協議し同意が得られた金銭出納簿の独自様式についても使用可能です。

収入・支出費目

「分類」欄には、以下の区分から該当する費目を選択し記載してください。

| 番号 | 支出費目 | 内容 |
|----|---------|--|
| 1 | 前年度持越 | 前年度からの持越金 |
| 2 | 交付金 | 農地維持支払交付金、資源向上支払交付金(共同)、資源向上支払交付金(長寿命化)、他の活動組織からの融通額・返還額 |
| 3 | 利子等 | 利子等、構成員による活動資金の立替金 |
| 4 | 日当 | 活動参加者に対して支払った日当 |
| 5 | 購入・リース費 | 資材(碎石、砂利、セメントなど)の購入費、活動に必要な機械(草刈り機など)の購入費、パソコンなどのリース費、車両、機械等の借り上げ費、花の種、苗代など |
| 6 | 外注費 | 補修・更新等の工事等(調査、設計、測量、試験等を含む)に係る建設業者等への外注費、事務の外注費など |
| 7 | その他支出 | 技術指導等のために外部から招く専門家等への謝金、活動に係る旅費、保険料、文具代及び光熱費の費用、アルバイト等への賃金、草刈り機や車の燃料代、役員報酬、お茶代など |
| 8 | 返還 | 返還金、他の活動組織への融通額・返還額 |

支出に当たっての留意点

○ 日当

- ・ 日当の単価は、地域で一般的に適用されている類似作業の労務単価等を参考にするなど、地域の実情を踏まえて決定してください。決定した単価は、総会の場合などを利用して、毎年構成員全員に周知してください。

○ 購入・リース費

- ・ 機械や事務機器の購入に当たっては、財産管理や目的外使用防止の徹底が必要であり、利用回数や期間、価格を踏まえ、リースやレンタルする場合の条件と比較して判断する必要があります。
- ・ 購入・リースした機械等を本交付金の目的以外の用途に使用した場合、購入・リースに要した経費を全額返還する必要があることから、適切な管理が求められます。

○ 外注費

- ・ 本交付金は、地域が共同で行う地域資源の保全管理活動等を支援するものですが、活動の規模や技術面から見て活動組織で実施可能な範囲を超えていると判断される場合に限り、作業委託等の外注により実施することが可能です。
- ・ 外注を行う場合には、3者以上から見積もりを徴収するなど効率的かつ透明性の高い予算執行に努めてください。

○ その他

- ・ 共同活動には草刈や泥上げといった危険を伴う作業が多いことから、保険への加入を推奨します。

支出費目

交付金の支出対象とならない経費

| 番号 | 項目 | 具体例 |
|----|-------------------------|---|
| 1 | 農業者の営農活動にかかる経費 | ・営農活動に必要な農業水利施設の運転経費
・営農のための人件費、機械経費、資材等の購入費 |
| 2 | 多面的機能の発揮と関連しない経費 | ・活動組織の活動と関連しない行事や農業と関連しない祭りに関する費用
・接待費、慶弔費、酒類・つまみの購入費、慰労を目的とした旅費、自治会等の集会所の備品の購入費、神社への玉串料や奉納品代等 |
| 3 | 他団体への寄付 | ・他団体への寄付・助成
・他団体の経常的運営に必要な経費 |
| 4 | 他事業の地元負担への充当 | ・他事業による施設整備・補修等の地元負担 |
| 5 | 管理者が決まっている施設の維持管理に要する経費 | ・国、都道府県又は市町村が管理者となっている道路や河川の維持管理の経費
※ただし、地域の慣行として施設管理者の了解のもと、農地や水路等の施設などの地域資源の保全管理と一体的に維持管理している施設については対象とすることができる。 |
| 6 | 自ら実施する必要があるものに要する経費 | ・活動組織の設立前に必要な事業計画の策定に係る費用 |

※ 活動計画に位置づけ、事業計画の認定を受けた活動に係る経費については交付の対象です。

広域活動組織の金銭出納簿には、①運営委員会で全て経理する方法（1つの通帳）、②集落に配分して経理する方法（複数の通帳）の2通りあります。

【資金を分配せず、広域活動組織全体でまとめて経理を行う場合】

運営委員会は、交付金の支出にあたっては、その都度領収書等支払いを証明する書類を受領・保管し、74ページの通り、**金銭出納を組織全体でまとめて**記録します。

【集落毎に資金を配分する場合】

- ・金銭出納簿を**集落毎に作成**（76ページ）し、これに領収書等支払いを証明する書類等を添付して運営委員会に提出します。
- ・運営委員会は、各集落より提出された金銭出納簿（76ページ）と運営委員会の金銭出納簿（75ページ）をとりまとめ各金銭出納簿を合算し、取りまとめ記載例（77ページ）の通り集計額を整理します。

運営委員会において全ての収支を管理している場合の記載例

(様式第1-7号)

令和〇〇年度 多面的機能支払交付金 金銭出納簿

組織名: 〇〇町〇〇地域広域活動組織

- ★「分類」欄は、分類番号(1-8)から選択してください。
 ★「区分」欄は、「農地維持・資源向上(共同)」の収支は「1」を、資源向上(長寿命化)の収支は「2」を記入します。区別ができない支出は「1」を記入してください。
 ★「区分」欄は、農地維持・資源向上(共同)の収支は「1」を、資源向上(長寿命化)の収支は「2」を記入します。区別ができない支出は「1」を記入してください。
 ★交付金交付前に活動資金を構成する収入は、収入欄にその立替額を記入してください。
 ★また、返済の際は返済額をマイナスの収入として収入欄に記入し、一時的な立替額が収入/支出の合計に計上されないようにしてください。

| 日付 | 分類 | 内 容 | 区分 | 収入(円) | 支出(円) | 残高(円) | 領収書
番号 | 活動
実施日 | 備考 | 長寿命化への
活用 |
|--------------------|-----------|------------------|----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------|--------------|
| 4/1 | 1.前年度持越 | 前年度持越金 | 1 | 50,000 | | 50,000 | | | | |
| 4/25 | 2.交付金 | 交付金入金 | 1 | 5,000,000 | | 5,050,000 | | | | |
| 5/26 | 5.購入・リース費 | パソコンリース料 | 1 | | 20,000 | 5,030,000 | 1 | | 〇〇会館 | |
| 6/26 | 6.外注費 | 水路の破損部分の補修(目地材購) | 1 | | 950,000 | 4,080,000 | 2 | 6/29 | | |
| 12/20 | 6.外注費 | 委託費の支払い(〇〇建設) | 1 | | 2,200,000 | 1,880,000 | 3 | | | |
| 12/24 | 4.日当 | 日当支払い | 1 | | 1,300,000 | 580,000 | 4 | | | |
| 12/26 | 4.日当 | 源泉徴収仮受け | 1 | 58,000 | | 638,000 | | | | |
| 1/10 | 4.日当 | 源泉徴収納付 | 1 | ▲ 58,000 | | 580,000 | | | | |
| 2/28 | 3.利子等 | 預金利息 | 1 | 194 | | 580,194 | | | | |
| 3/30 | 4.日当 | 役員報酬 | 1 | | 110,000 | 470,194 | | | | |
| この線より上に行を挿入してください。 | | | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | 5,050,194 | 4,580,000 | 470,194 | | | | |

※領収書は、通し番号を記入した上で、必ず保管しておいてください。(領収書の保管の方法は袋等による保管でも構いません。)

【集計】 1 農地維持・資源向上(共同) (円)

| 項目 | 金額 | |
|-------------|-----------|-----------|
| | 収入 | 支出 |
| 1.前年度持越 | 50,000 | |
| 2.交付金 | 5,000,000 | |
| 3.利子等 | 194 | |
| 4.日当 | | 1,410,000 |
| 5.購入・リース費 | | 20,000 |
| 6.外注費 | | 3,150,000 |
| 7.その他支出 | | |
| 8.返還 | | |
| 次年度への持越(残高) | | 470,194 |
| 合 計 | 5,050,194 | 5,050,194 |

【集計】 2 資源向上(長寿命化) (円)

| 項目 | 金額 | |
|-------------|----|----|
| | 収入 | 支出 |
| 1.前年度持越 | | |
| 2.交付金 | | |
| 3.利子等 | | |
| 4.日当 | | |
| 5.購入・リース費 | | |
| 6.外注費 | | |
| 7.その他支出 | | |
| 8.返還 | | |
| 次年度への持越(残高) | | |
| 合 計 | | |

※「分類」には、下表を参考に該当する費目の番号を記入します。

| 番号 | 費目 | 内 容 (例) |
|----|---------|--|
| 1 | 前年度持越 | 前年度からの持越金 |
| 2 | 交付金 | 農地維持支払交付金、資源向上支払交付金(共同)、資源向上支払交付金(長寿命化)、他の活動組織からの融通額・返還額 |
| 3 | 利子等 | 利子等、構成員による活動資金の立替金 |
| 4 | 日当 | 活動参加者に対して支払った日当 |
| 5 | 購入・リース費 | 資材(砕石、砂利、セメントなど)の購入費、活動に必要な機械(草刈り機など)の購入費、パソコンなどのリース費、車両、機械等の借り上げ費、花の種、苗代など |
| 6 | 外注費 | 補修・更新等の工事等(調査、設計、測量、試験等を含む)に係る建設業者等への外注費、事務の外注費など |
| 7 | その他支出 | 技術指導等のために外部から招く専門家等への謝金、活動に係る旅費、保険料、文具代及び光熱費の費用、アルバイト等への賃金、草刈り機や車の燃料代、役員報酬、お茶代など |
| 8 | 返還 | 返還金、他の活動組織への融通額・返還額 |

各集落に交付金を配分している場合の運営委員会用の記載例

(様式第 1-7号)

令和〇〇年度

多面的機能支払交付金 金銭出納簿

組織名：〇〇町〇〇地域広域活動組織（運営委員会）

★「分類」欄は、分類番号（1～8）から選択してください。

★「区分」欄には、農地維持・資源向上（共同）に係る収支は「1」を、資源向上（長寿命化）に係る収支は「2」を必ず入力してください。
区別ができない収支は「1」を記入してください。

★農地維持・資源向上（共同）の交付金を活用して資源向上（長寿命化）の活動を行った際の費用は、区分を「1」にし、「長寿命化への活用」欄に〇を記入してください。

★交付金交付前に活動資金を構成員が一時的に立て替えて会計口座へ繰り入れた場合は、収入欄にその立替額を記入してください。

また、返済の際は返済額をマイナスの収入として収入欄に記入し、一時的な立替額が収入/支出の合計に計上されないようにしてください。

| 日付 | 分類 | 内 容 | 区分 | 収入（円） | 支出（円） | 残高（円） | 領収書
番号 | 活動
実施日 | 備考 | 長寿命化への
活用 |
|--------------------|---------|----------------|----|-------------|---------|------------|-----------|-----------|----|--------------|
| 4/1 | 1.前年度持越 | 前年度持越金（運営委員会） | 1 | 50,000 | | 50,000 | | | | |
| 4/25 | 2.交付金 | 交付金入金 | 1 | 10,000,000 | | 10,050,000 | | | | |
| 4/26 | 2.交付金 | 交付金の配分（〇〇集落へ） | 1 | ▲ 3,000,000 | | 7,050,000 | | | | |
| 4/26 | 2.交付金 | 交付金の配分（□□集落へ） | 1 | ▲ 3,000,000 | | 4,050,000 | | | | |
| 4/26 | 2.交付金 | 交付金の配分（△△集落へ） | 1 | ▲ 3,000,000 | | 1,050,000 | | | | |
| 2/2 | 4.日当 | 日当支払い | 1 | | 150,000 | 900,000 | | | | |
| 3/25 | 6.外注費 | 事務委託費（△△へ） | 1 | | 400,000 | 500,000 | | | | |
| 3/26 | 3.利子等 | 預金利息 | 1 | 50 | | 500,050 | | | | |
| 3/28 | 2.交付金 | 交付金の返還（〇〇集落より） | 1 | 292,805 | | 792,855 | | | | |
| この線より上に行を挿入してください。 | | | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | 1,342,855 | 550,000 | 792,855 | | | | |

交付金を集落へ配分する場合、収入欄にマイナス(▲)で記載してください。
(※)運営委員会と集落間の受け渡しを相殺するため

集落から運営委員会へ交付金が返還された場合、収入欄に記載してください。

※領収書は、通し番号を記入した上で、必ず保管しておいてください。（領収書の保管の方法は袋等による保管でも構いません。）

【集計】 1 農地維持・資源向上（共同）（円）

| 項目 | 金額 | |
|-------------|-----------|-----------|
| 収入 | 支出 | |
| 1.前年度持越 | 50,000 | |
| 2.交付金 | 1,292,805 | |
| 3.利子等 | 50 | |
| 4.日当 | | 150,000 |
| 5.購入・リース費 | | |
| 6.外注費 | | 400,000 |
| 7.その他支出 | | |
| 8.返還 | | |
| 次年度への持越（残高） | 792,855 | |
| 合 計 | 1,342,855 | 1,342,855 |

【集計】 2 資源向上（長寿命化）（円）

| 項目 | 金額 | |
|-------------|----|--|
| 収入 | 支出 | |
| 1.前年度持越 | | |
| 2.交付金 | | |
| 3.利子等 | | |
| 4.日当 | | |
| 5.購入・リース費 | | |
| 6.外注費 | | |
| 7.その他支出 | | |
| 8.返還 | | |
| 次年度への持越（残高） | | |
| 合 計 | | |

A

運営委員会の集計表

残額は、次年度以降の活動に必要とされるものに限り、持越することができます。
持越額を次年度に活用する際には、実施状況報告書で定めた使用予定に従ってください。
次年度以降使用の見込みのないものは、市町村に返還してください。

※「分類」には、下表を参考に該当する費目の番号を記入します。

| 番号 | 費目 | 内 容（例） |
|----|---------|--|
| 1 | 前年度持越 | 前年度からの持越金 |
| 2 | 交付金 | 農地維持支払交付金、資源向上支払交付金（共同）、資源向上支払交付金（長寿命化）、他の活動組織からの融通額・返還額 |
| 3 | 利子等 | 利子等、構成員による活動資金の立替金 |
| 4 | 日当 | 活動参加者に対して支払った日当 |
| 5 | 購入・リース費 | 資材（砕石、砂利、セメントなど）の購入費、活動に必要な機械（草刈り機など）の購入費、パソコンなどのリース費、車両、機械等の借り上げ費、花の種、苗代など |
| 6 | 外注費 | 補修・更新等の工事等（調査、設計、測量、試験等を含む）に係る建設業者等への外注費、事務の外注費など |
| 7 | その他支出 | 技術指導等のために外部から招く専門家等への謝金、活動に係る旅費、保険料、文具代及び光熱費の費用、アルバイト等への賃金、草刈り機や車の燃料代、役員報酬、お茶代など |
| 8 | 返還 | 返還金、他の活動組織への融通額・返還額 |

各集落に交付金を配分している場合の集落用の記載例

(様式第1-7号)

令和〇〇年度

多面的機能支払交付金 金銭出納簿

組織名: 〇〇町〇〇地域広域活動組織(〇〇集落)

構成員が立替払いを行ったものは、清算した日付を記入します。

「分類」欄は、下記に示す分類の「番号」を記入します。

「区分」欄には、農地維持・資源向上(共同)の収支は「1」を、資源向上(長寿命化)の収支は「2」を記入します。区別ができない支出は「1」を記入してください。

物品購入時の領収書と立て替えた構成員への支払に対する領収書の2枚が必要です。

交付金交付前に活動資金を構成員が一時的に立て替えて会計口座に繰り入れた場合は、収入欄にその立替額を記入してください。また、返済の際は返済額をマイナスの収入として収入欄に計上し、一時的な立替額が収入/支出の合計に計上されないようにしてください。

| 日付 | 分類 | 内 容 | 区分 | 収入(円) | 支出(円) | 残高(円) | 領収書番号 | 活動実施日 | 備考 | 長寿命化への |
|-------|-----------|------------------------|----|-----------|-----------|-----------|-------|---------|-------------|--------|
| 4/26 | 2.交付金 | 交付金の分配(運営委員会より) | 1 | 3,000,000 | | 3,000,000 | | | | |
| 4/27 | 3.利子等 | 構成員立替金の繰り入れ | 1 | 500,000 | | 3,500,000 | 1 | | 〇〇氏より | |
| 4/27 | 7.その他支出 | お茶購入 | 1 | | 7,200 | 3,492,800 | 2,3 | 4/12,19 | 役員会・総会 | |
| 5/22 | 5.購入・リース費 | パソコンリース料 | 1 | | 20,000 | 3,472,800 | 4 | 5/23 | 〇〇会館 | |
| 5/22 | 5.購入・リース費 | 〇〇資材の購入費 | 1 | | 250,000 | 3,222,800 | 5 | 5/24 | コンクリート等 | |
| 5/27 | 4.日当 | 農道の草刈り | 1 | | 500,000 | 2,722,800 | 6 | 5/27 | 〇〇道路の草刈り | |
| 6/20 | 3.利子等 | 構成員立替金の返済 | 1 | ▲ 500,000 | | 2,222,800 | | | 〇〇氏へ | |
| 11/2 | 5.購入・リース費 | 〇〇資材の購入費(農道補修)及び機械リース代 | 1 | | 350,000 | 1,872,800 | 17,18 | 11/8,9 | 〇〇資材及び重機リース | |
| 11/15 | 6.外注費 | 水路の泥上げ | 1 | | 1,500,000 | 372,800 | | | 〇〇建設への委託 | |
| 12/24 | 4.日当 | 源泉徴収仮受け | 1 | 58,680 | | 431,480 | | | | |
| 1/10 | 4.日当 | 源泉徴収納付 | 1 | ▲ 58,680 | | 372,800 | | | | |
| 2/28 | 3.利子等 | 利子 | 1 | 5 | | 372,805 | | | | |
| 3/25 | 7.その他支出 | 役員報酬 | 1 | | 80,000 | 292,805 | 20 | | | |
| 3/26 | 4.日当 | 源泉徴収仮受け | 1 | 2,400 | | 295,205 | | | | |
| 3/28 | 2.交付金 | 配分金の返還(運営委員会へ) | 1 | ▲ 292,805 | | 2,400 | | | | |
| 合 計 | | | | 2,707,200 | 2,400 | | | | | |

領収書と同じ日付(実際に支払を行った日付)を記入します。

購入した資材や日当等の内訳を具体的に記入します。

源泉徴収の仮受金を次年度に納付する場合は、持越し金から除きます。翌年度に源泉税を納付した際に、納付日を追記します。

領収書に記載した整理番号を記入します。

実際の活動実施日を記入します。(活動記録の「日付」と一致します。)

購入又はリースした資機材の保管場所を記入します。

【集計】 1 農地維持・資源向上(共同)(円)

| 項目 | 収入 | 支出 |
|-------------|-----------|-----------|
| 1.前年度持越 | | |
| 2.交付金 | 2,707,195 | |
| 3.利子等 | 5 | |
| 4.日当 | | 500,000 |
| 5.購入・リース費 | | 620,000 |
| 6.外注費 | | 1,500,000 |
| 7.その他支出 | | 87,200 |
| 8.返還 | | |
| 次年度への持越(残高) | | |
| 合 計 | 2,707,200 | 2,707,200 |

【集計】 2 資源向上(長寿命化)(円)

| 項目 | 収入 | 支出 |
|-------------|----|----|
| 1.前年度持越 | | |
| 2.交付金 | | |
| 3.利子等 | | |
| 4.日当 | | |
| 5.購入・リース費 | | |
| 6.外注費 | | |
| 7.その他支出 | | |
| 8.返還 | | |
| 次年度への持越(残高) | | |
| 合 計 | | |

B

各集落の集計表

※「分類」には、下表を参考に該当する費目の番号を記入します。

| 番号 | 費目 | |
|----|---------|--|
| 1 | 前年度持越 | 前年度からの持越し金 |
| 2 | 交付金 | 農地維持支払交付金、資源向上支払交付金(共同)、資源向上支払交付金(長寿命化)、他の活動組織からの融資 |
| 3 | 利子等 | 利子等、構成員による活動資金の立替金 |
| 4 | 日当 | 活動参加者に対して支払った日当 |
| 5 | 購入・リース費 | 資材(砕石、砂利、木外など)の購入費、活動に必要な機械(草刈り機など)の購入費、パソコンなどのリース、借り上げ費、花の種、苗代など |
| 6 | 外注費 | 補修・更新等の工事等(調査、設計、測量、試験等を含む)に係る建設業者等への外注費、事務の外注費など |
| 7 | その他支出 | 技術指導等のために外部から招く専門家等への謝金、活動に係る旅費、保険料、文具代及び光熱費の費用、アルミ草刈り機や車の燃料代、役員報酬、お茶代など |
| 8 | 返還 | 返還金、他の活動組織への融通額・返還額 |

「分類欄」へは、この番号を選んで記入します。

※領収書は必ず保管してください。
 ※領収書はレシートでも構いません。(日付、店名が記入されていない場合は記入してください。また、感熱紙のレシートは、経年により文字が消えてしまうので、コピーも保管してください。)
 ※領収書は品名、規格、購入数量等も記入してもらってください。

各集落に交付金を配分している場合の取りまとめ用の記載例

※ 広域活動組織全体の金銭出納簿を取りまとめ、収支実績額を算定する必要があります。

※ 取りまとめに際しては、運営委員会の金銭出納簿（75ページ）と配分を受けた集落の金銭出納簿（76ページ）の集計額を合算して下記の通り整理し、この金額を実施状況報告書（様式1-8）に記載してください

A(運営委員会)+B1(〇〇集落)+B2(□□集落)+B3(△△集落)……

【集計】 1 農地維持・資源向上（共同）（円）

| 項目 | 金額 | |
|-------------|-----------|-----------|
| | 収入 | 支出 |
| 1.前年度持越 | 50,000 | |
| 2.交付金 | 4,000,000 | |
| 3.利子等 | 55 | |
| 4.日当 | | 650,000 |
| 5.購入・リース費 | | 620,000 |
| 6.外注費 | | 1,900,000 |
| 7.その他支出 | | 87,200 |
| 8.返還 | | |
| 次年度への持越（残高） | | 792,855 |
| 合 計 | 4,050,055 | 4,050,055 |

【集計】 2 資源向上（長寿化）（円）

| 項目 | 金額 | |
|-------------|----|----|
| | 収入 | 支出 |
| 1.前年度持越 | | |
| 2.交付金 | | |
| 3.利子等 | | |
| 4.日当 | | |
| 5.購入・リース費 | | |
| 6.外注費 | | |
| 7.その他支出 | | |
| 8.返還 | | |
| 次年度への持越（残高） | | |
| 合 計 | | |

※「分類」には、下表を参考に該当する費目の番号を記入します。

| 番号 | 費目 | 内 容 (例) |
|----|---------|--|
| 1 | 前年度持越 | 前年度からの持越金 |
| 2 | 交付金 | 農地維持支払交付金、資源向上支払交付金（共同）、資源向上支払交付金（長寿化）、他の活動組織からの融通額・返還額 |
| 3 | 利子等 | 利子等、構成員による活動資金の立替金 |
| 4 | 日当 | 活動参加者に対して支払った日当 |
| 5 | 購入・リース費 | 資材（砕石、砂利、セメントなど）の購入費、活動に必要な機械（草刈り機など）の購入費、パソコンなどのリース費、車両、機械等の借り上げ費、花の種、苗代など |
| 6 | 外注費 | 補修・更新等の工事等（調査、設計、測量、試験等を含む）に係る建設業者等への外注費、事務の外注費など |
| 7 | その他支出 | 技術指導等のために外部から招く専門家等への謝金、活動に係る旅費、保険料、文具代及び光熱費の費用、アルバイト等への賃金、草刈り機や車の燃料代、役員報酬、お茶代など |
| 8 | 返還 | 返還金、他の活動組織への融通額・返還額 |

※ 日当の受領印については、活動組織内での合意のもと省略することも可能ですが、サインに代替するなどして、活動に参加した本人が受領したことを確認しましょう。

3. 財産管理台帳

(1) 財産の取扱いについて

- 多面的機能支払交付金により更新等を行った施設（財産）及び、機械や器具等の物品については、活動期間終了後においても、事業計画認定時の条件や工事に関する確認書や農林畜水産業関係補助金等交付規則別表（第5条関係）の耐用年数に基づき、定められた管理者が適切に管理することになります。
- また、市町村や土地改良区等の施設において更新等を行い、活動組織が財産を取得した場合、その財産を、できるだけ速やかに市町村や土地改良区等に譲渡する必要があります。
(必要となる資料や具体的な手続きは、あらかじめ市町村等と協議し、指示を受けてください。)
- これらを確実かつ円滑に行うため、活動組織において財産管理台帳を作成することは非常に重要です。

(2) 財産管理台帳の整備

- 更新等を行った施設については、活用した交付金の種類を問わず、その都度、財産管理台帳に整理し保管する必要があります。
 - また、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具と農林畜水産業関係補助金等交付規則別表（第5条関係）に掲げるものについても、同様に財産管理台帳に整理が必要です。
なお、施設の補修や50万円未満の機械等についても、適切に管理を行う観点から財産管理台帳に記載してください。
 - 財産管理台帳には、施設の構造・規格、施工箇所、処分制限期間等を記載します。
- ※ 財産管理台帳（様式第1－10号）の様式については、処分制限期間欄及び処分の状況を含む独自様式で管理することもできます。
- ※ 軽微な事務用品や物品、燃料等の消耗品、施設の補修工事等に使われる材料などについては台帳で整理する必要はありません。

財産の処分制限期間について

活動組織が更新等を行った施設や購入した機器等については、処分制限期間内は、交付金の目的に反した譲渡、使用等が制限されます。※

この処分制限期間は、耐用年数を勘案して施設毎に定められるものです。詳しい内容については、80、81ページの財産の耐用年数の例を参考にしてください。

※ 処分制限期間内に、交付金の目的以外の譲渡、使用等を行う場合は、農林水産省農村振興局長の承認が必要となります。

(施設の従前の所有者である土地改良区等への譲渡については、交付金の目的に反して行われるものではないため、農林水産省農村振興局長への承認申請不要です。)

(様式第1-10号)

・組織名を記入します。

財産管理台帳

工事費や購入費を記入してください。
(調査費や事務費を除く。)

| 市町村名 | | 〇〇町 | 対象組織名 | 〇〇広域活動組織 | | | | | | | | | | 活動期間 | 令和元年度 | | 令和5年度 | | 備考 |
|-------|----------------------|--------------------|-------|-----------|-----------|-------------|----------------|---------|------------|------|-------------|-----------|-----------|------------------------------------|-------|--|-------|--|----|
| 事業の内容 | | | | 工事 | | 事業量 | 経費の内訳 | | | | 処分制限期間 | | 処分の状況 | | | | | | |
| | | | | | | | 総事業費
(単位:円) | 国費分 | 経費内訳(単位:円) | 耐用年数 | 処分制限
年月日 | 承認
年月日 | 処分の
内容 | | | | | | |
| 名称 | 工種・構造・規格 | 施工箇所
又は
設置場所 | 事業量 | 着工
年月日 | 竣工
年月日 | 経費の内訳(単位:円) | 国費分 | 地方費分 | その他 | 耐用年数 | 処分制限
年月日 | 承認
年月日 | 処分の
内容 | 備考 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水路 | 〇〇用水路 BF-400 | 〇〇市〇〇字〇〇番 | 40m | R元年10.2 | R元年12.5 | 300,000 | 100,000 | 100,000 | 100,000 | 40 | R41.12.4 | | | 施工:〇〇活動組織
R29年3.20に〇〇土地改良区へ譲渡済み | | | | | |
| 農道 | 農道〇〇線アスファルト舗装(t=5cm) | 〇〇市〇〇字〇〇番 | 50m | R元年10.15 | R元年11.20 | 600,000 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | 10 | R11.11.19 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | 900,000 | 300,000 | 300,000 | 300,000 | | | | | | | | | | |

・共同活動支援(長寿命化)の取組の際に生じる1/3の負担を金銭で行っている場合等に記載します。

注1: 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
注2: 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
注3: 備考欄には、譲渡先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
また、外注工事の場合には施工業者名等を記入するなど、今後の財産管理において必要となる事項について適宜記入すること。
注4: この書式により離れ離れの場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を、含む他の書式の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。
注5: 複数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとする。
注6: 「名称」は「水路」や「農道」等、対象施設の名称を記入すること。

・補修等を行った水路等を、土地改良区等の所有管理者へ無償譲渡した際は、「無償譲渡」と記載し、譲渡日と譲渡先等を備考欄に記載します。

処分制限期間と処分状況の
欄が必要です。

管理台帳(例)

※農業用施設等の構築物以外の物品等については、下表のような独自様式の台帳を作成し、管理することも可能です。

〇〇広域活動組織

| 番号 | 品目名 | 数量 | 購入金額 | 取得年月日 | 処分制限期間 | | 処分の状況 | | 摘要 |
|----|------------|-----|--------------------------|----------|--------|----------|-------|------|----|
| | | | | | 耐用年数 | 処分制限年月日 | 承認年月日 | 処分内容 | |
| 1 | 草刈り機(〇〇-〇) | 10台 | 212,000円
(@21,200×10) | R元年.5.21 | 7 | R8年.5.21 | | | |
| 2 | パソコン(□□-□) | 1台 | 54,000円 | R元年.6.25 | 4 | R5年.6.25 | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | 266,000円 | | | | | | |

(注) 1. 交付金で購入した備品については、農林畜水産業関係補助金交付規則別表に参照し本表で整理する。
2. 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。

財産の耐用年数について

○多面的機能支払交付金における財産の耐用年数の例
(農林畜水産業関係補助金等交付金規則別表(第5条関係)を参照)

| 財産の名称、構造等 | | 具体例 | 耐用年数
(年) |
|---------------------------------|--|-------------------------------------|-------------|
| 構築物 | | | |
| 農林業用のもの | | | |
| 主としてコンクリート造、れんが造、石造又は物品ブロック造のもの | | | |
| その他のもの | | コンクリート製水路、現場打ち水路、農道側溝の蓋(コンクリート二次製品) | 17 |
| 主として金属造のもの | | ゲート、バルブ、金網フェンス、鳥獣害防護柵(電気柵) | 14 |
| 主として木造のもの | | 水田魚道、柵 | 5 |
| その他のもの | | 遮水シート(ため池堤体) | 8 |
| 緑化施設及び庭園 | | | |
| その他の緑化施設及び庭園(工事緑化施設に含まれるものを除く。) | | 防風林 | 20 |
| 舗装道路及び舗装路面 | | | |
| コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの | | コンクリート舗装、砂利舗装 | 15 |
| アスファルト敷又は木れんが敷のもの | | アスファルト舗装 | 10 |
| 前掲のもの以外のもの | | | |
| 金属造のもの | | | |
| 送配管 | | | |
| 鋳鉄製のもの | | 鋳鉄管(水路) | 30 |
| 鋼鉄製のもの | | 鋼管(水路) | 15 |
| 合成樹脂のもの | | 塩ビ管、合成樹脂管(水路) | 10 |
| 車両及び運搬具 | | | |
| 前掲のもの以外のもの | | | |
| その他のもの | | | |
| その他のもの | | 一輪車 | 4 |
| 工具 | | | |
| 治具及び取付工具 | | レンチ | 3 |
| 切削工具 | | ディスクグラインダー、のこぎり | 2 |
| 前掲のもの以外のもの | | | |
| 主として金属製のもの | | タガネ、ハンマー | 8 |
| その他のもの | | スコップ(柄が木製) | 4 |

具体例として記載がない施設や物品等については、市町村の担当窓口へお問合せください。

| 財産の名称、構造等 | 具体例 | 耐用年数
(年) |
|--|--|-------------|
| 器具及び備品 | | |
| 家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。） | | |
| 事務机、事務いす及びキャビネット | | |
| 主として金属製のもの | 机、椅子 | 15 |
| その他のもの | 机、椅子 | 8 |
| その他の家具 | | |
| ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器 | プロジェクター、スクリーン、マイク（ハンドマイクを含む）、アンプ、スピーカー | 5 |
| 事務機器及び通信機器 | | |
| 電子計算機 | | |
| パーソナルコンピューター（サーバー用のものを除く。） | パソコン | 4 |
| 複写機、計算機（電子計算機を除く。）金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの | プリンター | 5 |
| 時計、試験機器及び測定器 | | |
| 度量衡器 | はかり | 5 |
| 光学機器及び写真制作機器 | | |
| カメラ、映画投影機、映写機及び望遠鏡 | カメラ、ドローン | 5 |
| 看板及び広告機器 | | |
| 看板 | 啓発用看板 | 3 |
| その他のもの | | |
| その他のもの | のぼり | 5 |
| 容器及び金庫 | | |
| ドラムかん、コンテナその他の容器 | | |
| その他のもの | プラスチックコンテナ、プランター | 2 |
| 金庫 | 金庫 | 20 |
| 金属製ボックス | 箱罟（アライグマ等） | 3 |
| 前掲のもの以外のもの | | |
| その他のもの | | |
| その他のもの | 防草シート、防風ネット | 5 |
| 機械及び装置 | | |
| 農業用設備 | 草刈機、モア（草刈りアタッチメント）、トラクター用除雪機（アタッチメント）、チェーンソー、ポンプ | 7 |
| ソフトウェア | | |
| その他のもの | 事務支援ソフト、書籍 | 5 |

財産管理台帳で整理する必要がないものの例

○耐用年数1年未満の消耗品類

- ・コピー用紙、ボールペン、のり、テープ、CD-R、メモリー、事務用はさみ、ホッチキス、はんこ等の軽微な事務用品
- ・軍手、タオル、ブラシ、ほうき、移植ごて、コーキングガン、ビニール傘、タッパ、種子、花苗等の軽微な物品
（使い捨て又は長持ちしないもので安価なもの）

○機械の燃料、潤滑油、乾電池、草刈り機替刃等の消耗品

○セメント、アスファルト、砕石、コーキング材、塗料、薬剤等、補修工事等に使われる材料

VI 活動の報告

広域活動組織は、毎年度、活動計画書に定められている事項の実施状況を取りまとめ、市町村長に報告します。

広域活動組織

(1) 実施状況の取りまとめ

毎年度の活動終了後に、活動の実績を実施状況報告書に取りまとめます。

→84ページを参照(様式第1-8号)

実施状況報告書は、日々記録した活動記録及び金銭出納簿に基づき作成します。

「多面的機能支払交付金に係る実施計画、活動報告及び運営委員会による活動報告確認票」を集落毎に取りまとめてください。

→92ページを参照(別記1-5様式第1号)

(2) 実施状況報告書の提出

実施状況報告書は、次の書類を添付し市町村長に提出します。

- ・活動記録 →70ページを参照(様式第1-6号)
※ ただし、農地維持活動のみ実施する広域活動組織は提出不要。
- ・金銭出納簿 →74～77ページを参照(様式第1-7号)
- ・その他必要な書類(運営委員会議事録、点検記録簿、研修資料等)
→提出資料は、市町村にお問い合わせください。

市町村

(3) 実施状況のとりまとめ確認

市町村は、活動計画書に定められた事項の実施状況について、書類確認及び現地確認により行います。

確認に当たっては、実施状況確認チェックシートを活用します。

広域活動組織

(4) 次年度の年度活動計画の策定

市町村が実施状況の確認に用いたチェックシートは、広域活動組織に送付されます。

チェックシートには、市町村が確認を実施した際の所見が記載されているので、次年度の年度活動計画策定時の参考としてください。

新たに遊休農地の発生が判明した場合は、その農用地を解消すべき遊休農地として位置付けるなど、活動計画(全体版)の変更を行う必要があります。

※ 毎年度の活動報告とは別に、地域資源の適切な保全管理のための推進活動及び多面的機能の増進を図る活動に取り組む広域活動組織は、活動開始から2年目及び4年目に、これらの活動の実施状況や効果の発現状況等について自己評価を行い、市町村に報告する必要があります。(自己評価の詳細については市町村にお問い合わせください。)

実施状況報告書に添付し市町村に提出する資料と
市町村が行う実施状況の確認の区分

| | 提出書類 | | 実施状況の確認内容 | |
|---------------------|-------|------|-----------|------------------|
| | 金銭出納簿 | 活動記録 | 書類確認 | 現地確認 |
| 農地維持支払交付金 | ○ | | ○ | ○ |
| 資源向上支払交付金(共同) | ○ | ○ | ○ | 必要に応じて
実施 |
| 資源向上支払交付金(長寿
命化) | | | | 活動期間中に
1回以上実施 |

※ 農地維持支払交付金については、市町村が事業計画に定められている農用地及び対象施設の保安全管理状況の現地確認を行うことから、活動記録の提出は不要(ただし、作成は必要。)です。

※ 上記書類以外には、点検記録簿や総会資料、研修資料、外注に伴う見積書や契約書、日当を支払うための出勤簿(出面表)等について、作成・保管が必要であり、総会議事録等、実施状況報告時に市町村から提出を求められた場合、これらを提出する必要があります。

※ 資源向上支払交付金(組織の広域化・体制強化)の交付を受け、交付申請時に広域協定の認定書(広域活動組織の設立)又は登記事項証明書(組織のNPO法人化)を提出していない活動組織は、実施状況報告時にこれらを提出する必要があります。

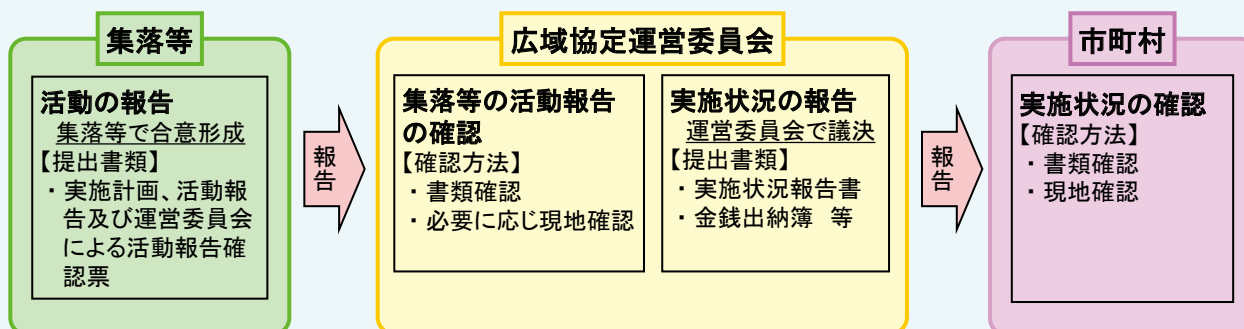
持越金について

- ・ 持越金については、次年度の当初期間に必要な額限りとし、使用時期、使用内容などを実施状況報告書の備考欄に記載します。使用予定が明確でないものについては返還が必要です。
- ・ 長寿命化の取組として、持越金を積立てる場合は、長寿命化計画に位置付けた取組で次年度以降に必要な費用のみとします。
- ・ また、持越金については具体的な使用計画(取組内容ごとの使用時期と金額)などの資料を別途整理しておくことが必要です。

複数の集落又は活動組織から構成される 広域活動組織における活動の報告

複数の集落又は活動組織（以下「集落等」という。）から構成される広域活動組織においては、組織を構成する各集落等が、広域協定運営委員会に対し、各集落等における合意を得て、「多面的機能支払交付金に係る実施計画、活動報告及び運営委員会による活動報告確認票」（多面的機能支払交付金実施要領別記1－5様式第1号）に活動記録を添付して提出することにより、当該年度の活動の内容を報告します。

広域協定運営委員会は、参加集落等の活動報告を確認し、運営委員会における議決を得て、実施状況報告書を市町村に提出します。



実施状況報告書のかがみ文です。別添の報告書を添付して市町村へ提出してください。

（様式第1－8号）

〇〇 町長 殿

令和〇年〇月〇日

本報告書は、監査及び総会を終えていれば、3月31日以前であっても市町村へ提出ができます。この場合、報告年月日は市町村へ提出する日を記載してください。

〇〇町〇〇地域広域協定

〇〇 〇〇

印省略可

令和〇年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙1の第5の7及び別紙2の第5の8に基づき、多面的機能支払交付金の実施状況について、別添のとおり報告します。

収支実績の日付は、市町村への報告日、3月31日の曜日に関わらず毎年度「3月31日現在」で確定し、収支実績を報告します。

・「収支実績」については、事務支援システムでは金銭出納簿の集計表をもとに自動作成されます。
・手書きの場合は、金銭出納簿の集計欄から当該年度の交付金の収入、支出実績を記入します。

多面的機能支払交付金に係る実施

組織名称 ○○町○○地域広域活動組織

<令和○年度 収支実績 令和○年3月31日現在>

| 収入の部 | 項 目 | 金額 | 備 考 |
|------|---------------------------------|------------|---|
| | 1. 前年度からの持越金
(農地維持・資源向上(共同)) | 50,000円 | ・金銭出納簿の「1.農地維持・資源向上(共同)」の集計欄の1と2から転記します。 |
| | 2. 前年度からの持越金
(資源向上(長寿命化)) | | |
| | 3. 農地維持・資源向上(共同) 交付金 | 4,000,000円 | ・金銭出納簿の「2.資源向上(長寿命化)」の集計欄の1と2から転記します。 |
| | 4. 資源向上(長寿命化) 交付金 | | |
| | 5. 利子等 | 55円 | ・金銭出納簿の「1.農地維持・資源向上(共同)」と「2.資源向上(長寿命化)」両方の「3.利子等」の金額を合計して記入します。 |
| | 合 計 | 4,050,055円 | |

| 支出の部 | 項 目 | 金額 | 備 考 |
|------|--------------------------------|------------|---|
| | 1. 支出総額
(農地維持・資源向上(共同)) | 3,257,200円 | |
| | 日当 | 650,000円 | ・金銭出納簿の「1.農地維持・資源向上(共同)」の集計欄の4～7及び8から転記します。 |
| | 購入・リース費 | 620,000円 | |
| | 外注費 | 1,900,000円 | |
| | その他 | 87,200円 | |
| | 2. 支出総額(資源向上(長寿命化)) | | |
| | 日当 | | ・金銭出納簿の「2.資源向上(長寿命化)」の集計欄の4～7から転記します。 |
| | 購入・リース費 | | |
| | 外注費 | | |
| | その他 | | |
| | 3. 返還 | | 持越金がある場合は、備考欄にその使用予定を具体的に記入してください。 |
| | 4. 次年度への持越金
(農地維持・資源向上(共同)) | 792,855円 | 4月 傷害保険料
5月 農道補充用資材購入
6月 草刈り日当 などに充当 |
| | 5. 次年度への持越金
(資源向上(長寿命化)) | | 4月 用水トラフ購入 などに充当 |
| | 合 計 | 4,050,055円 | |

・金銭出納簿の「1.農地維持・資源向上(共同)」と「2.資源向上(長寿命化)」両方の「8.返還」の金額を合計して記入します。

1. 総会又は運営委員会の実施時期

下記のとおり、総会又は運営委員会を開催し構成員の了解を得ています。

| | |
|-----|----------|
| 開催日 | 令和〇年〇月〇日 |
|-----|----------|

「開催日」欄

当該年度の活動や収支決算について総会や運営委員会に諮った日を記載してください。

2. 組織の広域化・体制強化の状況

2. 組織の広域化・体制強化の計画

下記にあてはまる場合は〇を記入してください。

| | |
|--------|-----------|
| 広域活動組織 | 特定非営利活動法人 |
| | |

「実施」欄

・地域活動指針に定められた要件以上の活動項目を実施した活動項目に「〇」、要件を満たせなかった場合や実施できなかった項目は「×」を記入します。

※ 事務支援システムでは一部を除き、活動記録をもとに自動作成されます(対象外の項目は「－」を記入します。)

※ 農地維持支払交付金の交付を受けずに活動を実施した場合も記入します。

3. 多面的機能支払交付金に係る事業の成果

「計画」

「実施」

「備考」

「計画」欄

・活動計画に位置づけられた活動項目に「〇」、それ以外は「－」を記入します。

※ 事務支援システムでは一部を除き、活動計画書をもとに自動作成されます。

活動項目に「－」を記入する。

なかった場合や実施できなかった項目は「－」を記入する。

や研修実施日等を記入する。

「実施」欄に「×」を記入した場合は要件を満たせなかった理由や実施し

「備考」欄

・「実施」欄に「〇」を記入した場合は、具体的な活動内容や研修実施日等を記入する。

・「実施」欄に「×」を記入した場合は、要件を満たせなかった理由や実施しなかった理由を記入します。

(1) 農地維持支払

農地維持支払交付金の交付を受けずに活動を実施した場合も記入してください。

| 活動区分 | | 活動項目 | 計画 | 実施 | 備考 |
|---------------|---------|--------------------------------|----|----|---|
| 地域資源の基礎的な保全活動 | 点検・計画策定 | 1 点検 | ○ | ○ | 4/10 施設などの点検を実施 |
| | | 2 年度活動計画の策定 | ○ | ○ | 4/19 総会で議決 |
| | 研修 | 3 事務・組織運営等に関する研修、機械の安全使用に関する研修 | － | － | 実施日 代表者研修(事務・組織運営等に関する研修)はR4、機械の安全使用に関する研修はR5受講予定 |
| | | 4 遊休農地発生防止のための保全管理 | ○ | ○ | 7/28 草刈りを実施
遊休農地解消面積 5 a |
| | 実践活動 | 4 遊休農地発生防止のための保全管理 | ○ | × | 点検の結果遊休農地化のおそれのある農地が無かったため未実施
遊休農地解消面積 a |
| | | 10 農道の草刈り | ○ | ○ | 6/8,7/30に実施 |
| | | 11 農道側溝の泥上げ | ○ | × | 点検結果、泥の堆積が確認出来なかった。 |
| | 農道 | 12 路面の維持 | ○ | × | 点検結果、次年度の施工対象とした。 |
| | | | ○ | ○ | 6/1,8/5に実施 |
| | め池 | 14 ため池の泥上げ | ○ | × | 点検結果、泥の堆積が確認出来なかった。 |
| | | 15 ため池附帯施設の保守管理 | ○ | ○ | 4/30,9/10 |
| | 共通 | 16 異常気象時の対応 | ○ | × | 異常気象発生せず |

研修は、活動を開始後の早い段階で実施します。

保全管理区域内に既遊休農地がなく、かつ、点検の結果、遊休農地発生防止のための保全管理の活動を実施する必要がなかった場合は「実施」欄に「×」を記入し、備考欄に理由を記入します。

点検結果などに応じて実施する項目は備考欄に手入力してください。

| 活動区分 | 活動項目 | 計画 | 実施 | 実施日 | 備考 |
|---------------------|----------------------|----|----|------|---|
| 地域の資源のための適切な推進活動保全管 | 17 農業者の検討会の開催 | ○ | ○ | 4/10 | 〇〇集落で検討会を実施 |
| | 18 農業者に対する意向調査、現地調査 | — | — | | |
| | 19 不在村地主との連絡体制の整備等 | ○ | ○ | 1/28 | 関係農業者などによる検討会を実施 |
| | 20 集落外住民や地域住民との意見交換等 | — | — | | |
| | 21 地域住民等に対する意向調査等 | — | — | | |
| | 22 有識者等による研修会、検討会の開催 | — | — | | 研修や地域資源の適切な保安全管理のための推進活動等を行った場合、実施日と具体的な実施内容を記入します。 |
| | 23 その他 | — | — | | |

(2) 資源向上支払（共同）

資源向上支払交付金（共同）の交付を受けずに活動を実施した場合も記入してください。

| 活動区分 | | 活動項目 | 計画 | 実施 | 備考 | |
|----------------------|--------------------------------------|-------------------------------------|----|----|---|--|
| 施設の
軽微な
補修 | 計画
策定
・
機能
診断 | 24 農用地の機能診断 | ○ | ○ | 4/10診断実施 | |
| | | 25 水路の機能診断 | ○ | ○ | 4/10診断実施 | |
| | | 26 農道の機能診断 | ○ | | 機能診断の結果などに応じて実施する項目は備考欄
に手入力してください。 | |
| | | 27 ため池の機能診断 | ○ | | | |
| | | 28 年度活動計画の策定 | ○ | ○ | | |
| | 研修 | 29 機能診断・補修技術等に関する研修 | － | － | 実施日
令和4年度に受講予定 | |
| | 実践
活動 | 30 農用地の軽微な補修等 | ○ | × | 機能診断の結果、補修の必要がな
かったため未実施 | |
| | | 31 水路の軽微な補修等 | ○ | × | 機能診断の結果、補修の必要がな
かったため未実施 | |
| | | 32 農道の軽微な補修等 | ○ | ○ | 5/15機能診断の結果より、農道の
一部を補修 | |
| | | 33 ため池の軽微な補修等 | ○ | × | 機能診断の結果、補修の必要がな
かったため未実施 | |
| 農村
環境
保全
活動 | 計画
策定 | 34 生物多様性保全計画の策定 | ○ | ○ | 「実施」欄に「×」を記入した場合は、要件未満の取組
となった理由又は実施しなかった理由を記入します。

選択したテーマに基づき行う実践活動の活動項目に
ついては、P104の活動項目番号表からあてはまる
「活動項目番号」と「活動項目」を選び記入します。
※事務支援システムでは活動計画書をもとに自動作
成されます。 | |
| | | 35 水質保全計画、農地保全計画の策定 | － | | | |
| | | 36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定 | ○ | | | |
| | | 37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の
策定 | － | | | |
| | | 38 資源循環計画の策定 | － | | | |
| | 実践
活動 | 39 生物の生息状況の把握（生態系保全） | ○ | ○ | 5月に〇〇河川の生物調査を実施
かねて水路の生活物調査を実施 | |
| | | 46 施設等の定期的な巡回点検・清掃（景観形成・生
活環境保全） | ○ | ○ | 9月に〇〇クリーン作戦を実施 | |
| | | | | | 活動計画書で行を追加した場合は、同
じ行数となるよう行を追加してください。 | |
| | 「活動計画書」と同じ行数になるよう、この線より上に行を挿入してください。 | | | | | |
| | 啓発・普及 | 51 啓発・普及活動 | ○ | ○ | 広報誌作成、HP更新 | |

| 活動区分 | 活動項目 | 計画 | 実施 | 備考 |
|---|---------------------------|----|----|------------------------------|
| 多
面
的
機
能
の
増
進
を
図
る
活
動 | 52 遊休農地の有効活用 | ○ | ○ | 子供会と連携して、馬鈴薯を4月下旬に植え付け、8月に収穫 |
| | 53 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化 | — | — | |
| | 54 地域住民による直営施工 | | — | |
| | 55 防災・減災力の強化 | — | — | |
| | 56 農村環境保全活動の幅広い展開 | ○ | ○ | 5月に景観形成活動として植栽を実施 |
| | 57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用 | — | — | |
| | 58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化 | — | — | |
| | 59 都道府県、市町村が特に認める活動 | — | — | |
| | 60 広報活動 | ○ | ○ | 広報誌作成、HP更新 |

※以下は加算措置に取り組む場合のみ記入

| 加算措置 | 計画 | 実施 | 実施面積（右記の円数） | 全対象水田面積 |
|--------------------------------|----|----|-------------|---------------------|
| 農村協働力の深化に向けた活動への支援 | | ○ | ○ | |
| | | | 9/3 | 「〇〇クリーン作戦」に65名が参加した |
| 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援 | | ○ | ○ | |
| | | | 6,000a | 10,000a |

実践活動の参加者と構成員総人数がわかる資料（構成員一覧表など）を添付してください。

当該年度中、田んぼダムに取組んだ実施面積を記入します。

（3）資源向上支払（長寿命化）

| 計画 | | | | 実績 | | | |
|------|-----------|-------------------------|---------|---------|---------|---------|----------|
| 施設区分 | 活動項目 | 内容 | (km,箇所) | 前年度まで | 本年度 | 合計 | 調査・設計等のみ |
| 水路 | 61 水路の補修 | 水路〇〇—〇老朽化部分の補修を行う。 | 0.85 km | 0.00 km | 0.85 km | 0.85 km | |
| 水路 | 62 水路の更新等 | 〇〇用水路の土水路からコンクリート水路へ更新。 | 0.15 km | 0.00 km | 0.00 km | 0.00 km | ○ |
| 農道 | 63 農道の補修 | 農道〇〇—〇路肩及び法面の補修 | 2.50 km | 0.00 km | 0.60 km | 0.60 km | |

当該年度に工事を行わず、調査や設計のみを行った場合は「○」を記入してください。

「活動計画書」と同じ行数になるよう、この線より上

※延長の数量は小数点以下第2位まで記入してください。

下記にあてはまる場合は○を記入してください。

農地中間管理機構の借り受け

消費税に係る課税事業者の該当の有無

活動計画書に位置付けた数量のうち、本年度の完成数量を記入します（延長は小数点以下2位まで記入します）。

- ・ 計画内容などは活動計画書から転記してください。
- ・ 事務支援システムでは活動計画書をもとに自動作成されます。
- ・ 活動計画書で行を追加した場合は、同じ行数となるよう行を追加してください。

本交付金の活動組織で該当するケースはほとんど無いと考えられますが、課税事業者には該当する場合には、市町村が定める様式で「仕入れに係る消費税等相当額報告書」の提出が必要となります。

当該年度を通じた認定農用地内における農地中間管理機構の借り受け農地の有無により判断してください。過年度からの継続保有地も含め、借受、保有、受渡をした全てが対象となります。

(様式第 1 - 8 号) 別紙

持越金の使用予定表

農地維持・資源向上 (共同)

持越金が当該年度交付金の3割を超え、かつ、100万円以上である場合は使用予定表を作成してください。

使用内容を具体的に記入してください。

次年度への持越金が当該年度交付金の3割を超え、かつ、100万円以上である場合に作成。
算定根拠について、市町村担当者から提出を求められた場合には添付すること。

| 使用時期 | 使用内容 | 使用予定金額 | 算定根拠 |
|------|-----------------------------|-------------|---------------|
| 4月 | 保険料（20人分） | 20,000 円 | 保険会社見積 |
| 4月 | 安全用品(ヘルメット)の購入（20個） | 30,000 円 | メーカーカタログ |
| 4月 | 日当（農道の草刈り・水路の泥上げ）
累計20人分 | 160,000 円 | 組織の規定 |
| 4月 | 機械借り上げ（水路の泥上げ）
3日分 | 120,000 円 | R2実績 |
| 6月 | 日当（農道の軽微な補修等）
累計10人分 | 80,000 円 | 組織の規定 |
| 6月 | 外注費（沈砂池の泥上げ）
2箇所 | 600,000 円 | 業者聞き取り（概算見積等） |
| | 算定根拠資料(見積書、積算書等)の写しを添付 | | |
| | 記 載 例 | 円 | |
| | | 円 | |
| | | 円 | |
| | | 円 | |
| | | 円 | |
| 計 | | 1,010,000 円 | |

市町村担当者における妥当性の確認欄

| 確認結果 | 担当者記名 |
|----------------------|-------|
| 上記の内容について、妥当であると認める。 | |

※囲み欄は、市町村が組織からの提出後に整理する確認欄です。

(様式第 1 - 8 号) 別紙

持越金の使用予定表

資源向上 (長寿命化)

持越金が当該年度交付金の3割を超え、かつ、100万円以上である場合は使用予定表を作成してください。

使用内容を具体的に記入してください。

次年度への持越金が当該年度交付金の3割を超え、かつ、100万円以上である場合に作成。

算定根拠について、市町村担当者から提出を求められた場合には添付すること。

| 使用時期 | 使用内容 | 使用予定金額 | 算定根拠 |
|------|------------------------|-------------|-------------------------------------|
| 4月 | 資材費 (フリューム水路)
40m分 | 300,000 円 | 改良区聞き取り |
| 4～6月 | 日当 (水路の更新等)
累計40人分 | 320,000 円 | 組織の規定 |
| 4～6月 | 機械借り上げ (水路の更新等)
5日分 | 250,000 円 | R2実績 |
| 2年後 | 外注費 (ため池の補修)
2箇所 | 1,000,000 円 | 業者見積の内数
※次年度以降の交付額と合わせて活動を実施する予定 |
| | | 円 | |
| | | 円 | |
| | | 円 | |
| | | 円 | |
| | | 円 | |
| | | 円 | |
| | | 円 | |
| 計 | | 1,870,000 円 | |

算定根拠資料 (見積書、積算書等) の写しを添付してください。

記 載 例

市町村担当者における妥当性の確認欄

| 確認結果 | 担当者記名 |
|----------------------|-------|
| 上記の内容について、妥当であると認める。 | |

※ 囲み欄は、市町村が組織からの提出後に整理する確認欄です。

複数集落から構成される広域活動組織における参加集落（活動組織）の活動とりまとめや経理の方法は次のとおりです。

（別記１－５）

複数の集落等から構成される対象組織における活動の計画・実施・報告等
及び運営委員会等における活動報告の確認の方法について

第１ 基本的考え方

複数の集落から構成される活動組織又は複数の集落若しくは活動組織から構成される広域活動組織については、構成する全ての集落等において農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理活動が確実に実施されるとともに、組織全体として活動報告の適切なとりまとめを行うことが必要である。

このため、集落等における活動の実施方法、対象組織が行う活動報告の確認方法等については、組織の運営形態等に応じ、以下のとおりとすることとする。

第２ 複数集落から構成される広域活動組織

１ 計画・実施・報告

（１）実施計画の策定

広域活動組織を構成する集落等は、広域活動組織の活動計画を踏まえ、毎年度、地域資源の基礎的な保全活動等に係る実施計画を別記１－５様式第１号により作成し、各集落等における決定を経て、これを運営委員会に提出する。

（２）活動の実施

広域活動組織を構成する集落等は、運営委員会で決定した各集落等の実施計画に基づき、活動を実施し、様式第１－６号の活動記録に、活動の日時、内容、参加人数等を記録する。

（３）活動の報告

広域活動組織を構成する集落等は、毎年度、活動の実施状況について、別記１－５ 号様式第１号により作成し、各集落等における合意を得て、様式第１－６号により作成した活動記録を添付して、運営委員会に提出する。

（４）活動の報告に係る様式

運営委員会が、計画・実施・報告に係る内容を直接に把握している場合には、上記

（１）、（２）及び（３）にかかわらず、運営委員会において、その内容を確認し、３の（３）により市町村長に報告する。

２ 経理

（１）広域活動組織全体でまとめて経理を行う場合

運営委員会は、交付金の支出にあたっては、その都度領収書等支払を証明する書類を受領・保管しておき、金銭の出納は、様式第１－７号の金銭出納簿により組織全体でまとめて記録する。

（２）集落毎に資金を配分する場合

広域活動組織を構成する集落等は、様式第１－６号の活動記録及び様式第１－７号の金銭出納簿を集落毎に作成し、これに領収書等支払を証明する書類等を添付して、運営委員会に提出する。

３ 活動報告の確認

（１）書類確認運営委員会は、集落等から提出された書類に基づき、活動が活動計画書に即して適切に行われていることを確認する。

（２）現地確認

運営委員会は、必要に応じて、当該集落等の構成員の立会のもと、活動計画書に規定された活動の実施状況について、現地調査及び確認を行う。

（３）実施状況報告書等の提出

運営委員会は、集落等からの活動報告の確認を終えたときは、確認結果を踏まえて、実施状況報告書等の関係書類を作成し、市町村長に報告する。

(別記1-5様式第1号)

令和 年度 多面的機能支払交付金に係る
実施計画、活動報告及び運営委員会による活動報告確認票 (〇〇集落)

活動報告の確認欄は、活動組織が記入します。
必要に応じて現地確認を行った場合は「〇」記入してください。

| | | | | | |
|----------------|---|--|----------|-----|--------------|
| 参加集落
(活動組織) | 実施計画 | 策定日 | 令和 年 月 日 | 策定者 | |
| | <p>【1. 農地維持支払 (地域資源の基礎的保全活動)】</p> <p>当該年度に実施する活動について「〇」を記入し、実施予定時期を記入する。
実施しない場合は、「-」を記入する。(研修等、運営委員会が一括して行う場合も「-」を記入する。以下同じ。)</p> <p>【2. 資源向上支払 (地域資源の質的向上を図る共同活動)】及び【3. 資源向上支払 (地域資源の量的向上を図る共同活動)】</p> <p>当該年度に実施する活動について「〇」を記入し、活動内容及び数量等を記入する。
実施しない場合は、「-」を記入する。</p> | | | | |
| | 活動報告 | 報告日 | 令和 年 月 日 | 報告者 | 〇〇集落 〇〇 〇〇 |
| 運営委員会 | 活動報告の確認 | <p>活動を実施した場合は、活動報告欄に「〇」を記入する。なお、活動記録を別途提出する。
活動を実施しなかった場合は、活動報告欄に「×」を記入し、「未実施理由」欄に未実施の理由を記入する。
計画外の項目には「-」を記入する。</p> | | | |
| | | 確認日 | 令和 年 月 日 | 確認者 | 〇〇活動組織 〇〇 〇〇 |
| | | <p>①運営委員会は参加集落 (活動組織) から別途提出される活動記録等により、活動報告の記載内容を確認する。
②活動報告の内容が適正な場合は「〇」を記入する。計画に沿った活動が実施されていない場合は、活動を適正に実施するよう指導し、活動の実施を確認する。その結果活動要件が満たされた場合は、「〇」を記入する。
③必要に応じて現地確認を行い、行った場合は現地確認欄に「〇」を記入する。</p> | | | |

活動組織の確認者は、確認対象集落とは異なる集落の方としてください。

実施計画欄及び活動報告欄は、参加集落が記入します。

1. 農地維持支払交付金 (地域資源の基礎的な保全活動)

| 活動区分 | 活動項目 | 実施計画 | | 活動報告 | | 活動報告の確認 | |
|---------|-----------------------------|-----------------|---------------|------|--------------------------|---------|------|
| | | | 実施予定時期 | | 未実施理由 | | 現地確認 |
| 点検・計画策定 | 点検 | 〇 | 4月 | | | 〇 | |
| | 年度活動計画の策定 | 〇 | 4月 | | | 〇 | |
| 研修 | 事務・組織運営に関する研修、機械の安全使用に関する研修 | 〇 | 令和3年度に予定 | × | 令和4年度に予定 | | |
| 実践活動 | 農用地 | 遊休農地発生防止のための保管理 | 7月 | 〇 | | 〇 | 〇 |
| | | 【遊休農地解消面積】 25 a | | 5 a | | | |
| | | 畦畔・法面・防風林の草刈り | 6月、8月、9月 | 〇 | | 〇 | |
| | 水路 | 鳥獣害防護柵等の保守管理 | 4月、7月、9月 | 〇 | | 〇 | |
| | | 水路の草刈り | 6月、7月 | 〇 | | 〇 | |
| | | 水路の泥上げ | 4月 | × | 点検の結果、泥の堆積が確認出来なかったため未実施 | | |
| | 農道 | 水路附帯施設の保守管理 | 4月、7月、9月 | 〇 | | 〇 | |
| | | 農道の草刈り | 6月、7月 | 〇 | | 〇 | |
| | | 農道側溝の泥上げ | 4月 | × | 点検の結果、泥の堆積が確認出来なかったため未実施 | | |
| | ため池 | 路面の維持 | 5月 | × | 点検の結果、次年度の施工対象としたため未実施 | | |
| | | ため池の草刈り | 6月、8月 | 〇 | | 〇 | |
| | | ため池の泥上げ | 10月 | × | 点検の結果、泥の堆積が確認出来なかったため未実施 | | |
| | 共通 | ため池附帯施設の保守管理 | 4月、9月 | 〇 | | 〇 | |
| | | 異常気象時の対応 | 洪水、台風、地震等の発生後 | × | 異常気象が発生しなかったため未実施 | | |

2. 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）

| 活動区分 | 活動項目 | 実施計画 | | 活動報告 | | 活動報告の確認 | |
|----------------------|-----------------------|------------------|---------------------|------|-------------------------|---------|------|
| | | | 活動内容、数量等 | | 未実施理由 | | 現地確認 |
| 施設の
軽微な
補修 | 機能
診断・
計画
策定 | 農用地の機能診断 | ○ 4月 | ○ | | ○ | |
| | | 水路の機能診断 | ○ 4月 | ○ | | ○ | |
| | | 農道の機能診断 | ○ 5月 | ○ | | ○ | |
| | | ため池の機能診断 | ○ 4月 | ○ | | ○ | |
| | | 年度活動計画の策定 | ○ 4月 | ○ | | ○ | |
| | 研修 | 機能診断・補修技術等に関する研修 | ○ 令和3年度に予定 | × | 令和4年度に予定 | | |
| | 実践
活動 | 農用地の軽微な補修等 | ○ 機能診断結果に応じて実施時期を決定 | × | 機能診断の結果、補修の必要がなかったため未実施 | | |
| | | 水路の軽微な補修等 | ○ 機能診断結果に応じて実施時期を決定 | × | 機能診断の結果、補修の必要がなかったため未実施 | | |
| | | 農道の軽微な補修等 | ○ 機能診断結果に応じて実施時期を決定 | ○ | | ○ | |
| | | ため池の軽微な補修等 | ○ 機能診断結果に応じて実施時期を決定 | × | 機能診断の結果、補修の必要がなかったため未実施 | | |
| 農村
環境
保全
活動 | 実践
活動 | 生態系保全 | ○ 8月生き物調査実施 | ○ | | ○ | |
| | | 水質保全 | — | — | | | |
| | | 景観形成・生活環境保全 | ○ 9月〇〇クリーン作戦 | ○ | | ○ | |
| | | 水田貯留機能増進・地下水かん養 | — | — | | | |
| | | 資源循環 | — | — | | | |
| | | | | | | | |

実施計画欄、活動報告欄は参加集落が記入します。

活動報告の確認欄は、活動組織が記入します。
必要に応じて現地確認を行った場合は「○」を記入してください。

3. 資源向上支払交付金（施設の長寿命化を図る活動）

| 活動区分 | 活動項目 | 実施計画 | | 活動報告 | | 活動報告の確認 | |
|----------|------|--------|-------------------------------------|------|---------|---------|------|
| | | | 活動内容、数量等 | | 未実施理由 | | 現地確認 |
| 実践
活動 | 水路 | 水路の補修 | ○ ○○用水路の老朽化部分の補修（L＝0.85km） | ○ | | ○ | ○ |
| | 水路 | 水路の更新等 | ○ △△用水路を土水路からコンクリート水路への更新（L＝0.15km） | × | 次年度実施予定 | | |
| | 農道 | 農道の補修 | ○ 農道〇〇—〇の路肩及び法面の補修（L＝2.50km） | ○ | | ○ | ○ |
| | 農道 | 農道の更新等 | — 農道□□—□のアスファルト舗装（L＝1.00km） | — | | | |

※参加集落（活動組織）が毎年度それぞれ行おうとする実施計画を運営委員会に提出した後、運営委員会が組織全体として取りまとめた実施計画によって実施計画の変更があった場合には、変更箇所が分かるように記入すること。

参加集落又は組織が毎年度それぞれ行おうとする活動項目の計画または要望を記入してください。

活動組織で調整の結果、活動計画書に位置づけられた活動項目には「○」を記入してください。また、計画に位置づけられなかった活動項目は「—」などわかるように記入してください。

VII 地域資源保全管理構想

農村の構造変化に対応した保全管理目標を設定し、これに基づいた取組を行います。

【活動のねらい】

農村地域では、過疎化や高齢化、担い手への農地集積の加速化など構造変化が進展おり、今後、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理を担う地域の人材の不足や担い手への負担の増加により、その保全管理が困難となることが懸念されます。

このため、担い手を含めた地域内の役割分担・協力体制を明確にし、地域資源を地域で支える体制を構築するほか、地域外の人材の確保や連携の取組を進めること等により、将来にわたって持続的に地域資源を保全管理していく必要があります。

【活動内容】

「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」は、以下の1～3の手順で実施します。

- 1 構造変化に対応した保全管理目標とその内容、目標を実現するために実施すべき推進活動の内容等を活動計画書に位置づける
- 2 計画に位置付けた内容に基づき、地域における話し合いや意向調査等の推進活動を実施
- 3 推進活動の結果を踏まえて、5年間の活動終了時までに、目指すべき保全管理の姿やそれに向けて取り組むべき活動・方策等を「地域資源保全管理構想」として取りまとめる

地域資源の保全管理のための推進活動の取組スケジュール

| 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 |
|---|-----|-----|-----|-------------------|
| <p>●活動計画の作成
(保全管理目標及びその内容、目標実現に向けた推進活動の内容)</p> | | | | |
| <p>推進活動(地域における検討会、意向調査等)の実施</p> | | | | |
| <p>●素案
地域資源保全管理構想策定
(策定後5年程度を見通した課題、目指すべき姿、取り組むべき活動・方策)</p> | | | | <p>●決定(総会の議決)</p> |

各段階の詳細な実施手順は、以下に示すとおりです。

1. 保全管理目標や推進活動の内容を計画に位置づける

地域農業の将来像について地域の皆さんで話し合っていたき、農用地や水路等の地域資源の①保全管理目標を定めます。これを踏まえ、地域ぐるみで取り組んでいくべき②保全管理の内容とその③活動の方向を定めた上で、これを実現する具体的な行動として④活動内容を定めます。

これらの項目については以下に示すとおり、想定される主な内容を活動計画書に例示していますので、該当する項目から選択することにより活動計画書に記載します。該当項目が無い場合は、「その他」の項目に具体的な内容を記載します。

① 構造変化に対応した保全管理の目標の設定

| | 類型 | 保全管理目標 | 該当地域等 |
|--------------------------|-----------|--|--|
| ☐ | 中心経営体型 | 地域内の中心経営体の育成・確保、農地集積を図り、中心経営体との役割分担や労力補完により保全管理を図る。 | 「人・農地プラン」の「今後の地域の中心となる経営体」に相当する経営体である「中心経営体」との役割分担や労力補完を図る地域等が該当 |
| ☐ | 集落ぐるみ型 | 集落営農組織の構築・充実等を図り、集落を基礎とした農業生産体制の整備と合わせた地域ぐるみの保全管理を図る。 | 多数の小規模農家、兼業農家等が参画する形での集落単位の営農と一体的あるいは連携した取組を図る地域等が該当 |
| ☐ | 地域外経営体連携型 | 地域外の農業生産法人や認定農業者等への農地集積を図り、地域外の経営体との協力・役割分担により保全管理を図る。 | 地域外の大規模経営体等の入り作者と地域内の農業者等との連携を図る地域等が該当 |
| ☐ | 集落間・広域連携型 | 広域的な農地利用の調整、近隣集落との連携、旧村や水系単位等での連携を図り、集落間の相互の労力補完や広域的な活動により保全管理を図る。 | 活力ある周辺集落との連携、複数集落で個々の集落を広域的に支え合う体制の構築を図る地域等が該当 |
| ☐ | 多様な参画・連携型 | 地域住民の参画、地域外の団体や都市住民等との連携を図り、地域外を含め多様な地域資源管理の担い手の確保により保全管理を図る。 | 資源向上支払で多様な主体の参画による保全管理を進める地域や、NPO法人、企業等との連携により農業生産の継続を図る地域等が該当 |
| ☐ | — | その他(地域の実情に応じた目標を対象組織が具体的に設定) | |



② 保全管理の内容

今後、地域資源の適切な保全管理を図っていくため、地域で取り組んでいくべき保全管理の内容を選択します。

(1項目以上選択)

- ☐ 農地の利用集積の進展に伴う農用地に係る管理作業
 - ☐ 高齢化の進行に伴う高齢農家の農用地に係る管理作業
 - ☐ 不在村地主等の遊休農地に係る管理作業
 - ☐ 農業者、地域住民等が担う共同利用施設の保全管理
 - ☐ その他

例: 景観保全に資する地域ぐるみで行う農用地・施設の管理、農地集積や水田フル活用に対応した農業用水の適正管理 等



③ 活動の方向

保全管理の内容で選択した事項に取り組むために、今後進めていく方向性を選択します。

(1項目以上選択)

- ☐ 担い手との連携の強化、担い手の人材・機材を有効活用した活動の実施
- ☐ 入り作等の近隣の担い手との協力・役割分担に基づく活動の実施
- ☐ 地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり、活動の実施
- ☐ 地域住民、新規・定年就農者等、新たな保全管理の担い手の確保
- ☐ 不在村地主との連絡・調整体制の構築、遊休農地等の有効活用
- ☐ 隣接集落との連携による相互の労力補完、広域的な活動の実施
- ☐ その他(地域の実情に応じて対象組織が具体的に設定)



④ 活動内容

保全管理の内容で選択した事項に取り組むために、具体的に行う推進活動内容について選択します。

(1項目以上選択)

- ☐ 農業者(入り作農家、土地持ち非農家を含む)による検討会
- ☐ 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査
- ☐ 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査
- ☐ 地域住民等(集落外の住民・組織等も含む)との意見交換・ワークショップ・交流会
- ☐ 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査
- ☐ 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会
- ☐ その他(例:地域外の団体、都市住民、企業との交流・連携を図る活動 等)

2. 推進活動の実施

「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」は、活動期間中に作成する必要がある「地域資源保全管理構想」を策定する上で重要な活動となります。

このため、活動計画に基づく推進活動の実施に当たっては、97ページの3に示す「地域資源保全管理構想」の作成内容を念頭におき、地域における話し合い、検討会の開催、アンケート調査、現地調査等の推進活動を毎年度実施します。

活動を実施した際には、実施日時や内容を活動記録(実施要領様式第1-6号)に記載するとともに、会議資料や議事録、調査結果等の資料を保存しておいてください。市町村が活動の実施状況の確認を行う際の根拠資料として用いるほか、翌年度以降の推進活動の実施や地域資源保全管理構想策定時の基礎資料として重要な資料となるものです。

話し合いの内容や調査結果については、総会等で構成員に周知しましょう。

3. 地域資源保全管理構想の策定

(1) 地域資源保全管理構想とは

「地域資源保全管理構想」は、それぞれの地域で守ってきた農用地や水路、農道等の地域資源を、将来にわたってどのように引き継いでいけば良いのか、地域で話し合っていたいただき、構想としてまとめていただくものです。

具体的な記載内容としては以下のとおりであり、人・農地プランや市町村が定めるビジョン等で整理された農業振興や担い手の育成・確保の方向を踏まえ、話し合いを深めて作成します。

構想は、「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」の成果を踏まえ、5年間の活動期間の最終年度までに、今後の目指すべき保全管理の姿やこの姿の実現に向けた活動・方策について取りまとめてください。

| | |
|--|---|
| (別添) | |
| (〇〇町) 〇〇地区地域資源保全管理構想
(〇年〇月作成) | |
| 1. 地域で保全管理していく農用地及び施設
(1) 農用地
(2) 水路、農道、ため池
(3) その他施設等 | ・対象とする農用地、施設の範囲、数量、位置を記載する。
・「その他施設等」には、鳥獣害防止施設、防風林等その他の地域で保全管理していく施設について記載する。 |
| 2. 地域の共同活動で行う保全管理活動
(1) 農用地について行う活動
(2) 水路、農道、ため池について行う活動
(3) その他施設について行う活動 | ・対象とする活動の範囲、内容を記載する。 |
| 3. 地域の共同活動の実施体制
(1) 組織の構成員、意思決定方法
(2) 構成員の役割分担
① 農用地について行う活動
② 水路、農道、ため池について行う活動
③ その他施設について行う活動 | ・担い手農家、それ以外の農家、土地持ち非農家、地域住民等の参画等を記載する。 |
| 4. 地域農業の担い手の育成・確保
(1) 担い手農家の育成・確保
(2) 農地の利用集積 | ・人・農地プラン等を基に、担い手農家、農地集積の現状及び目標を記載する。 |
| 5. 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策 | |
| ・作成後5年程度を見通し、今後の課題、目指すべき姿、そのために取り組むべき活動・方策を記載する。

(取り組むべき活動・方策の例)
・組織体制の強化や活動の拡大を図るための広域組織化やNPO法人化
・農地や施設、地域環境を保全するための農地周辺部の活動拡大や遊休農地の有効利用
・地域を守る取組の魅力を情報発信する活動、活動への新たな参画者を募る活動
・地域の景観・環境の維持等、地域資源の魅力を高め、関心を高める活動
・保全管理の省力化のための簡易な基盤整備や機械化、保全管理に必要な施設整備 | |
| ※ ため池やその他施設等は、該当がない場合は、項目を削除する。 | |

(2) 組織での話し合いの進め方

構想の策定に向けては、5年間の活動期間中に実施する推進活動等により、地域農業の将来のあり方について継続的に話し合いを積み重ねていく必要があります。

① 話し合いの場の設定

- ・ まずは、入り作農家を含めた農業者と土地持ち非農家を中心とした検討会を行います。
- ・ その際、役員だけではなく、地域住民や女性、若手等の参加を求めることが重要です。
- ・ また、できるだけ多くの方が出席できる日付や時間帯を考慮して設定します。
- ・ 進行役と発言要旨を記録する担当者をあらかじめ決めておきます。

② 資料の準備

- ・ 議論の土台として、活動計画に位置付けている保全管理目標と推進活動の内容について資料として配布し周知します。保全対象施設の位置図や一覧表も準備しておきます。
- ・ また、これまでの推進活動において検討会や意向調査等を実施している場合、それらの資料を準備します。
- ・ 人・農地プランや市町村が定めるビジョン等の抜粋があると、方向性の決定の際に参考になります。

③ 課題の抽出

- ・ 用意した資料を参考に、地域資源の保全管理を取り巻く状況やこれまで行った意向調査等の結果を踏まえ、地域における共同活動でどのような課題（施設の状態、作業体制、活動内容、年齢構成等）があるのかを参加者から発言してもらい、構想作成から5年程度を見通して想定される課題について議論し取りまとめます。

④ 課題解決に向け取り組むべき活動・方策の検討

- ・ 課題の解決に向けて取り組むべき活動・方策について検討します。
- ・ 検討の方向性を決める際の参考とするため、必要に応じて、推進活動として実施するアンケート調査とは別に、農業者や地域住民を対象とした意向調査等を実施します。
- ・ 取り組むべき活動・方策が決まったら、「地域資源保全管理構想」の案を取りまとめ、組織の総会等において構成員の合意を得ます。

(3) 地域資源保全管理構想の策定

(2)で検討した内容を所定の様式に取りまとめます。

次のページに記載例を示します。(青字部分が記載例)

(〇〇町) 〇〇地区地域資源保全管理構想
(〇年〇月作成)

1. 地域で保全管理していく農用地及び施設

(1) 農用地

田 〇a
畑 〇a
草地 〇a

(農用地の範囲・位置は別紙のとおり)

(2) 水路、農道、ため池

水路 〇km(開水路 〇km、パイプライン 〇km)
農道 〇km
ため池 〇箇所

(施設の範囲・位置は別紙のとおり)

(3) その他施設等

鳥獣害防止施設 〇箇所
防風林 〇箇所
防風ネット 〇箇所

(施設の範囲・位置は別紙のとおり)

・対象とする農用地、施設の範囲、数量、位置を記載する。
・「その他施設等」には、鳥獣害防止施設、防風林等その他の地域で保全管理していく施設について記載する。

2. 地域の共同活動で行う保全管理活動

(1) 農用地について行う活動

- ・遊休農地等の発生状況の把握 毎年1回(5月)
- ・遊休農地発生防止のための保全活動 毎年1回(6月)
- ・畦畔・農用地法面の草刈 毎年1回(5月)
- ・異常気象時の見回り 洪水、台風、地震等の発生後
- ・応急措置 点検結果に応じて実施時期を決定

(活動の範囲は別紙のとおり)

対象とする活動の範囲、内容を記載する。

(2) 水路、農道、ため池について行う活動

1) 水路

- ・水路の草刈 毎年3回(6月、8月、9月)
- ・水路の泥上げ 毎年1回(4月)
- ・施設の適正管理(かんがい期前の注油) 毎年1回(4月)
- ・異常気象時の見回り 洪水、台風、地震等の発生後
- ・応急措置 点検結果に応じて実施時期を決定

(活動の範囲は別紙のとおり)

2) 農道

- ・路肩、法面の草刈 毎年3回(6月、8月、9月)
- ・側溝の泥上げ 毎年1回(4月)
- ・施設の適正管理(農道の路面維持) 点検結果に応じて実施時期を決定
- ・異常気象時の見回り 洪水、台風、地震等の発生後
- ・応急措置 点検結果に応じて実施時期を決定

(活動の範囲は別紙のとおり)

(3) その他施設について行う活動

- ・鳥獣害防護柵の適正管理 毎年3回(6月、8月、9月)
- ・防風林の枝払い 毎年1回(4月)
- ・防風ネットの適正管理 毎年1回(4月)

(活動の範囲は別紙のとおり)

3. 地域の共同活動の実施体制

(1) 組織の構成員、意思決定方法

- ・ 組織の構成員は別紙のとおりとする。
- ・ 組織の意思決定は総会により行う。

担い手農家、それ以外の農家、土地持ち非農家、地域住民等の参画等を記載する。

(2) 構成員の役割分担

| 活動項目 \ 構成員区分 | 農業者(担い手) | 農業者(担い手以外) | 土地持ち非農家 | 地域住民 | その他() |
|----------------------|----------|------------|---------|------|--------|
| ① 農用地について行う活動 | ■ | ■ | □ | □ | □ |
| ・ 遊休農地等の発生状況の把握 | ■ | ■ | □ | □ | □ |
| ・ 遊休農地発生防止のための保全活動 | ■ | ■ | □ | □ | □ |
| ・ 畦畔・農用地法面の草刈 | ■ | ■ | □ | □ | □ |
| ・ 異常気象時の見回り | ■ | ■ | □ | □ | □ |
| ・ 応急措置 | ■ | ■ | □ | □ | □ |
| ② 水路、農道、ため池について行う活動 | | | | | |
| 1) 水路 | | | | | |
| ・ 水路の草刈 | ■ | ■ | ■ | ■ | □ |
| ・ 水路の泥上げ | ■ | ■ | ■ | ■ | □ |
| ・ 施設の適正管理(かんがい期前の注水) | ■ | ■ | □ | □ | □ |
| ・ 異常気象時の見回り | ■ | ■ | □ | □ | □ |
| ・ 応急措置 | ■ | ■ | □ | □ | □ |
| 2) 農道 | | | | | |
| ・ 路肩、法面の草刈 | ■ | ■ | ■ | ■ | □ |
| ・ 側溝の泥上げ | ■ | ■ | ■ | ■ | □ |
| ・ 施設の適正管理(農道の路面維持) | ■ | ■ | ■ | ■ | □ |
| ・ 異常気象時の見回り | ■ | ■ | □ | □ | □ |
| ・ 応急措置 | ■ | ■ | □ | □ | □ |
| ③ その他施設について行う活動 | | | | | |
| ・ 鳥獣害防護柵の適正管理 | ■ | ■ | □ | □ | □ |
| ・ 防風林の枝払い | ■ | ■ | □ | □ | □ |
| ・ 防風ネットの適正管理 | ■ | ■ | □ | □ | □ |

4. 地域農業の担い手の育成・確保

(1) 担い手農家の育成・確保

【現状の例】

- ・ 令和〇〇年における認定農業者数は、家族経営〇〇経営体、法人経営〇〇経営体。
- ・ 認定農業者への農業継続意向調査によると、「経営の継続が困難」と考えている農業者が〇名おり、このままでは5年後には〇〇経営体となることが見込まれる。

【目標の例】

- ・ 〇〇の施策の活用や〇〇の取組により認定農業者、新規就農者の育成・確保に努めることとし、〇〇年度において〇〇経営体(うち法人〇〇経営体)とすることを目標とする。
- ・ 法人化を進め、令和〇〇年までに新たに〇〇法人の設立を目指す。
- ・ 〇〇集落では、令和〇〇年までに、集落の全ての農家が参画した集落営農の組織化により〇〇作業の共同化を目指す。

2) 農地の利用集積

【現状の例】

- ・ 担い手への農地集積率が〇割と低位にとどまっている。
- ・ 担い手への農地集積率は〇割であるが、農地が分散している状況。

【目標の例】

- ・ 農地中間管理機構と市、JAが連携して話し合いを進め、地域内の分散錯綜した農地について面的集積を図りつつ担い手に集積することとし令和〇〇年における担い手集積率〇%を目指す。
- ・ 併せて〇〇事業を活用した農地の畦畔除去による大区画化を図ることにより、担い手農家への農地集積と経営規模拡大に対応。

作成後5年程度を見通し、今後の課題、目指すべき姿、そのために取り組むべき活動・方策を記載する。

5. 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策

【今後の課題、目指すべき姿の例】

- ・ 過疎化や高齢化に伴う農家戸数の減少により、共同活動を前提としていた施設の維持管理が困難となっている。地域住民を巻き込んだ施設の維持管理体制を構築するため、地域住民とのコミュニケーションを深める必要がある。
- ・ 集落内には小規模農家、兼業農家しかいないため、隣接する〇〇集落の大規模法人に集積して地域の農業、農地を維持するとともに、地域内の農業者と地域外の担い手の適切な役割分担に基づき地域資源を保全管理する必要がある。
- ・ 構成員の高齢化、非農業者の増加により、農地法面の草刈や水路の泥上げ等の地域資源の保全管理活動への参加者が減少傾向となっており、少ない人数で効率的に保全活動が行えるよう維持管理の省力化や低コスト化を図る必要がある。
- ・ 離農や後継者不足による耕作面積の縮小により、耕作放棄地の発生・拡大が懸念されており、耕作放棄地の発生防止・解消に向けた取組を強化する必要がある。
- ・ ほ場整備事業の完了から〇〇年が経過し、水路等の施設の老朽化が顕著となっており、施設の長寿命化に継続的に取り組んでいく必要がある。
- ・ 集落機能の低下とともに、農村の自然環境に関する意識が薄れており、豊かな生態系が失われることが危惧される。地域の自然環境を保全するため、〇〇等と連携した〇〇活動を行う必要がある。
- ・ 5年後の地域をまとめるリーダーや役員のなり手がおらず、後任の育成が急務となっている。

【取り組むべき活動・方策の例】

- ・ 3の(2)の役割分担に基づき地域資源の保全管理を図る。
- ・ 地域資源の保全管理体制の強化に向け活動組織の広域化を進める(NPO法人化を図る)とともに、これに併せて〇〇活動の担い手として〇〇団体の参画を得ることとする。
- ・ 農地を保全するための農地周辺部における活動として新たに〇〇の駆除に取り組むこととする。
- ・ 遊休農地を活用し〇〇を栽培することで、農地の保全を図るとともに、観光資源や地域特産品として活用する。
- ・ 年に〇回、町広報誌に保全活動の紹介記事を掲載し、地域を守る取組の魅力を情報発信する。
- ・ 地域の生態系の保全に資する〇〇活動について、〇〇を活用して積極的にPRすることにより地域住民の参画を促す。
- ・ 植栽活動や清掃活動を通じ、地域の景観を良好に保つとともに、「自分たちの地域は自分たちが守る」という意識を地域住民に醸成し、これまで活動に参加していなかった方に水路や農道等の施設の保全活動への参加を促す。
- ・ 学校教育と連携し、子供たちに農業用施設の役割や保全管理の重要性について学び理解を深めてもらう。
- ・ 保全管理の省力化に向け、〇〇事業を活用した簡易な基盤整備により〇〇を整備する。
- ・ 保全管理の省力化に向け、草刈作業については〇〇農業法人が所有するモアを用いて実施する。

VIII 活動項目番号表

活動組織は、活動項目番号表を参考に活動計画書や活動記録等を作成します。

○ 都道府県において、要綱基本方針で追加する活動項目については、以下の表に活動項目番号100番台を用いて、追加して使用してください。

活動項目番号表

| 農地維持活動【地域資源の基礎的な安全活動】 | | | | 取組の内容・平成30年度までの取組名 | |
|-----------------------|---------------------------|-------------------|------------------|--|--|
| 支払区分 | 活動区分 | 活動項目 | 活動項目番号 | | |
| 1(農地維持) | 点検・計画策定 | 点検 | 1 | 源休農地等の発生状況の把握 | |
| | | 計画策定 | 2 | 施設の点検(水路、農道、ため池) | |
| | | 農用地 | 3 | 年度活動計画の策定 | |
| | | | 4 | 専務・組織運営等に関する研修・機械の安全使用に関する研修 | |
| | 5 | | 遊休農地発生防止の目的の安全管理 | | |
| | 水路 | 6 | 遊休農地発生防止の目的の安全管理 | | |
| | | 7 | 畦畔・法面・防風林の鬱刈り | | |
| | | 8 | 鳥獣害防護柵等の保守管理 | | |
| | | 9 | 鳥獣害防護柵の適正管理 | | |
| | 農道 | 10 | 水路の草刈り | | |
| | | 11 | 水路の泥上げ | | |
| | | 12 | ポンプ吸水槽等の泥上げ | | |
| | | 13 | かんがい・期前の注油 | | |
| | ため池 | 14 | ゲート類等の保守管理 | | |
| | | 15 | 遮光施設の適正管理 | | |
| | | 16 | 路肩・法面の草刈り | | |
| 17 | | 遮光施設の適正管理 | | | |
| 共通 | 18 | かんがい・期前の施設の清掃・防護 | | | |
| | 19 | 管理道路の管理 | | | |
| | 20 | 遮光施設の適正管理 | | | |
| | 21 | ゲート類の保守管理 | | | |
| 22 | 異常気象後の見回り(農用地、水路、農道、ため池) | | | | |
| 23 | 異常気象後の応急措置(農用地、水路、農道、ため池) | | | | |
| | | | | | |
| 地域資源の適切な安全管理のための推進活動) | | | | 取組の内容・平成30年度までの取組名 | |
| 支払区分 | 活動区分 | 活動項目 | 活動項目番号 | | |
| 1(農地維持) | 推進活動 | 農業者の検討会の開催 | 17 | 農業者(入り作農家、土地持ち非農家を含む)による検討会の開催 | |
| | | 農業者に対する意向調査、現地調査 | 18 | 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査 | |
| | | 不在村地主との連絡体制の整備等 | 19 | 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査 | |
| | | 集落外住民や地域住民との意見交換等 | 20 | 地域住民等・集落外の住民・組織等(もきむ)との意見交換・ワークショップ・交流会の開催 | |
| | | 地域住民等に対する意向調査等 | 21 | 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査 | |
| | | 有識者等による研修会、検討会の開催 | 22 | 有識者等による研修会、有識者交えた検討会の開催 | |
| | | その他 | 23 | - | |

【資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）】

| 支分区分
2（資源向上）
（施設の軽微な補修） | 活動区分
機能診断
機能診断・
計画策定 | 活動項目 | 活動項目番号 | 取組の内容（平成30年度までの取組名） | |
|-------------------------------|-------------------------------|----------|--------|---------------------|---|
| | | | | 施設機能診断（農用地） | 施設機能診断（農用地） |
| 実践活動 | 機能診断 | 農用地の機能診断 | 24 | 診断結果の記録管理（水路） | 診断結果の記録管理（水路） |
| | | | 25 | 水路の機能診断 | 水路の機能診断（水路） |
| | | | 26 | 農道の機能診断 | 農道の機能診断（農道） |
| | | | 27 | ため池の機能診断 | ため池の機能診断（ため池） |
| | | | 28 | 年度活動計画の策定 | 年度活動計画の策定 |
| | | | 29 | 機能診断・補修技術等に関する研修 | 対象組織による自主的な機能診断及び簡単な補修に関する研修
老朽化が進む施設の長寿命化のための補修・更新等に関する研修
農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する
新たな施設の設置等に関する研修 |
| | | | 30 | 農用地の軽微な補修等 | 畦畔の再構築
農用地法面の初期補修
融雪利の散布
融雪排水促進のための溝切
暗渠施設の清掃
農用地の除れき
鳥獣害防護柵の補修・設置
防風ネットの補修・設置
きめ細やかな雑草対策
有機質処理施設の適正管理
付帯施設の補修・設置
水路側壁のはらみ修正
目地詰め
表面劣化に対するコーティング等
不同沈下に対する早期対応
側壁の裏込材の充填、水路耕畔の補修
水路に付着した藻等の除去
水路法面の初期補修
水路法面の補修（水路）
きめ細やかな雑草対策（水路）
パイプラインの破損施設の補修
パイプ内の清掃
積雪被害防止
給水栓ボックス基礎部の補強
破損施設の補修（水路の附帯施設）
給水栓に対する凍結防止対策
空気弁等への腐食防止剤の塗布等
遮光施設の補修等 |
| | | | 31 | 水路の軽微な補修等 | 路肩・法面の初期補修
軌道等の運搬施設の維持補修
破損施設の補修（農道）
きめ細やかな雑草対策（農道）
除排雪
側溝の目地詰め
側溝の不同沈下への早期対応
側溝の裏込材の充填
破損施設の補修（農道の附帯施設）
遮水シートの補修
コンクリート構造物の目地詰め
コンクリート構造物の表面劣化への対応
堤体侵食の早期補修
破損施設の補修（ため池の堤体）
きめ細やかな雑草対策（ため池の堤体）
破損施設の補修（ため池の附帯施設）
遮光施設の補修等 |
| | | | 32 | 農道の軽微な補修等 | |
| | | | 33 | ため池の軽微な補修等 | |

(農村環境保全活動)

| 支区分 | 活動区分 | 活動項目 | 活動項目番号 | 取組の内容(平成30年度までの取組名) |
|---------|-------|--------------------------------|--------|-------------------------|
| 2(資源向上) | 計画策定 | 生態系保全
水質保全 | 34 | 生物多様性保全計画の策定 |
| | | 水質保全 | 35 | 水質保全計画の策定 |
| 実践活動 | テーマ | 景観形成・生活環境保全
水田貯留機能増進・地下水かん養 | 36 | 景観形成・生活環境保全計画の策定 |
| | | 資源循環 | 37 | 水田貯留機能増進に係る地域計画の策定 |
| | | 生態系保全 | 38 | 地下水かん養に係る地域計画の策定 |
| | | 生態系保全 | 39 | 資源循環に係る地域計画の策定 |
| | | 生態系保全 | 40 | 生物の生息状況の把握 |
| | | 生態系保全 | 41 | 外来種の駆除 |
| | | 生態系保全 | 42 | 生物多様性保全に配慮した施設の適正管理 |
| | | 生態系保全 | 43 | 水田を活用した生息環境の提供 |
| | | 生態系保全 | 44 | 生物の生活史を考慮した適正管理 |
| | | 生態系保全 | 45 | 放流・補栽を通じた在来生物の育成 |
| 啓発・普及 | 啓発・普及 | 水質保全 | 46 | 希少種の監視 |
| | | 水質保全 | 47 | 水質モニタリングの実施・記録管理 |
| | | 水質保全 | 48 | 排水路沿いの林地帯等の適正管理 |
| | | 水質保全 | 49 | 沈砂池の適正管理 |
| | | 水質保全 | 50 | 土壌流出防止のためのグリーンベルト等の適正管理 |
| | | 水質保全 | 51 | 水質保全を考慮した施設の適正管理 |
| | | 水質保全 | 52 | 水田からの排水(漏水)管理 |
| | | 水質保全 | 53 | 循環かんがいの実施 |
| | | 水質保全 | 54 | 非かんがいが期における通水 |
| | | 水質保全 | 55 | 管理作業の省力化による水資源の保全 |
| 啓発・普及 | 啓発・普及 | 景観形成・生活環境保全 | 56 | 景観形成のための施設への補栽等 |
| | | 景観形成・生活環境保全 | 57 | 農用地等を活用した景観形成活動 |
| | | 景観形成・生活環境保全 | 58 | 施設等の定期的な巡回点検・清掃 |
| | | 景観形成・生活環境保全 | 59 | 農用水の地域用水としての利用・管理 |
| | | 景観形成・生活環境保全 | 60 | 伝統的施設や農法の保全・実施 |
| | | 景観形成・生活環境保全 | 61 | 農用地からの風塵の防止活動 |
| | | 景観形成・生活環境保全 | 62 | 水田の貯留機能向上活動 |
| | | 景観形成・生活環境保全 | 63 | 水田の地下水かん養機能向上活動 |
| | | 景観形成・生活環境保全 | 64 | 水源かん養林の保全 |
| | | 景観形成・生活環境保全 | 65 | 地域資源の活用・資源循環のための活動 |
| 啓発・普及 | 啓発・普及 | 啓発・普及 | 66 | 広報活動 |
| | | 啓発・普及 | 67 | 啓蒙活動 |
| | | 啓発・普及 | 68 | 地域住民等との交流活動 |
| | | 啓発・普及 | 69 | 学校教育等との連携 |
| | | 啓発・普及 | 70 | 行政機関等との連携 |
| | | 啓発・普及 | 71 | 地域内の規制等の取り決め |
| | | 啓発・普及 | 72 | 啓蒙活動 |
| | | 啓発・普及 | 73 | 啓蒙活動 |
| | | 啓発・普及 | 74 | 啓蒙活動 |
| | | 啓発・普及 | 75 | 啓蒙活動 |

(多面的機能の増進を図る活動)

| 支区分 | 活動区分 | 活動項目 | 活動項目番号 | 取組の内容(平成30年度までの取組名) |
|---------|------|------------------------|--------|------------------------|
| 2(資源向上) | 増進活動 | 遊休農地の有効活用 | 52 | 遊休農地の有効活用 |
| | | 鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化 | 53 | 農地固りの共同活動の強化 |
| 実践活動 | 実践活動 | 地域住民による直営施工 | 54 | 地域住民による直営施工 |
| | | 防災・減災力の強化 | 55 | 防災・減災力の強化 |
| | | 農村環境保全活動の幅広い展開 | 56 | 農村環境保全活動の幅広い展開 |
| | | やすらぎ・福祉及び教育機能の活用 | 57 | 医療・福祉との連携 |
| | | 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化 | 58 | 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化 |
| | | 農村コミュニティの強化 | 59 | 農村コミュニティの強化 |
| | | 都道府県・市町村が特に認める活動 | 60 | 都道府県・市町村が特に認める活動 |
| | | 広報活動 | 61 | 広報活動 |
| | | 広報活動 | 62 | 広報活動 |
| | | 広報活動 | 63 | 広報活動 |

【資源向上活動（施設の長寿命化のための活動）】

| 支払区分 | 活動区分 | | 活動項目 | 活動項目
番号 | 取組の内容（平成30年度までの取組名） |
|--------------|------|------|----------------------------------|------------|--|
| | | 施設区分 | | | |
| 3（長寿命化） 実践活動 | | 水路 | 水路の補修 | 61 | 水路の破損部分の補修
水路の老朽化部分の補修
水路側壁の高上げ
U字フリューム等既設水路の再布設
集水枘、分水枘の補修
ゲート、ポンプの補修
安全施設の補修 |
| | | | | 62 | 素掘り水路からコンクリート水路への更新
水路の更新
ゲート、ポンプの更新
安全施設の設置 |
| | | | | 63 | 農道路肩、農道法面の補修
舗装の打換え（一部）
農道側溝の補修 |
| | | | | 64 | 未舗装農道を舗装（砂利、コンクリート、アスファルト）
側溝蓋の設置
土側溝をコンクリート側溝に更新 |
| | | | | 65 | 洗掘箇所の補修
漏水箇所の補修
取水施設の補修
洪水吐の補修 |
| | | | | 66 | 安全施設の補修
ゲート・バルブの更新
安全施設の設置 |
| | | | | 67 | 給水栓の更新 |
| | | ため池 | ため池の補修 | | |
| | | 農地 | ため池（附帯施設）の更新等
給水栓（散水施設を除く）の更新 | | |

多面的機能支払交付金に関するQ & A

(Q1) 5年間以上、活動を実施している農用地について、資源向上支払（共同活動）の単価が75%になるのはどうしてですか。

- (A) 農地・水・環境保全向上対策及び農地・水保全管理支払から通算して5年間以上の活動を実施している農用地については、本制度の活用による活動が定着し、効率的な実施が考えられることから、資源向上支払（共同活動）の交付単価を基本単価の75%とすることとしています。なお、農地維持支払については、基本単価の補正を行うことはしていません。

(Q2) 新たに活動を立ち上げる場合、いつの活動から交付金による支援の対象になるのでしょうか。

- (A) 活動組織が年度途中に交付申請を行った場合でも、交付決定前に実施していた活動も対象となるよう、交付年度の4月1日以降に実施した共同活動を支援の対象としています。ただし、交付決定前の活動の実施状況についても、活動記録や領収書等を残しておいていただくことが必要です。

(Q3) 交付金はいつ支払われるのでしょうか。

- (A) 市町村から事業計画の認定を受けた後、市町村に対して交付金の交付申請をしていただくことになります。交付決定後、市町村に対し概算払申請をしていただくことにより、交付金が支払われます。

(Q4) 活動組織の行う事務を農業団体等に委託できるのでしょうか。

- (A) 活動組織が行う多面的機能支払に係る経理や活動記録の整理等の事務については、JA、土地改良区、農業生産法人等の団体や、地方公共団体・農業団体の職員OB等の活動組織以外の当該事務処理を適切に行える者に委託することができます。

(Q5) 農地維持支払、資源向上支払と中山間地域等直接支払は両方に取り組むことはできますか。

- (A) 中山間地域等直接支払交付金と多面的機能支払交付金の両方に取り組むことは可能であり、それぞれ交付対象となる農用地面積に応じた交付金が交付されます。この場合、重複箇所において多面的機能支払交付金の活動計画書に位置付けられた農用地、水路、農道等の保全管理に係る活動は、多面的機能支払交付金を活用して実施する旨を活動計画書に明記し、同交付金を活用して行います。中山間地域等直接支払交付金を共同取組活動に充てる場合には、多面的機能支払交付金の活動を実施した後も、なお不足が生じた際に追加で活動を実施することや、多面的機能支払交付金を充てた活動とは別の活動（農作業用機械の共同購入等）へ充当する必要があります。

(Q6) 畑作、園芸、果樹、畜産、酪農地帯において多面的機能支払に取り組むためには、どのような工夫が必要でしょうか。

- (A) 農地維持支払は、農業者のみの活動組織でも取り組み、農村環境保全活動の実施を要件としないなど畑作、園芸、果樹、畜産、酪農地帯においても取り組みやすい制度となっています。こうした地域においても、例えば農道、排水路や鳥獣害防護柵の管理といった活動を行っている事例もあり、地域の実情に応じた活動に取り組んでいただきたいと考えています。

(Q7) 甚大な自然災害が発生した場合、多面的機能支払交付金を利用して、農地周りの小規模な損壊など被災した施設の災害復旧に係る活動に取り組めますか。

- (A) 激甚災害など甚大な自然災害が発生した場合、被災した対象農用地周りの施設の応急措置や補修・更新等に取り組むことができます。なお、激甚災害など甚大な自然災害により、活動計画書に定めた活動が困難な場合は、地方農政局長等の承認を受け、活動要件を満たすものとみなす特例を受けることができます。

多面的機能支払交付金に関するQ & A

(Q8) 令和2年度から機械の安全使用に関する研修が必須となった背景には何があるのでしょうか。

(A) 日本の農業就業人口が減少する中で、農業機械による死亡事故は近年増加傾向にあり、建設業を含む他産業と比べても突出している状況にあります。加えて、多面的機能支払交付金に関しても「安全のしおり」等で作業安全について周知してきたところですが、共同活動時の事故が増加傾向にあります。そのため、これまで以上に共同活動時の作業安全を推進するため、実施要領別記1-2の第2 国が定める活動要件の考え方に「実践活動等の際には、安全な活動に努めるものとする。」と記載するとともに、機械の安全使用に関する研修を必須としました。

(Q9) 広域活動組織に参加する各集落の活動の要件について、どのように考えればよいでしょうか。

(A) 広域活動組織の協定区域内にある地域資源の適切な保全管理のため、農地維持活動における地域資源の基礎的な保全活動及び資源向上活動（共同）における施設の軽微な補修については、広域協定に参加する全集落で「点検」「機能診断」「実践活動」を実施する必要があります。なお、「計画策定」と「研修」については、組織として一本化した計画策定や代表者のみの受講を可能とします。また、資源向上活動（共同）の農村環境保全活動については、広域協定を締結した集落の参加を得て「実践活動」を一項目以上実施することとします。なお、「計画策定」と「啓発・普及」については、組織として一本化して実施することも可能です（農村環境保全活動の「実践活動」は、全ての集落に活動実施場所を設けることは求めないが、全ての集落から活動への参加を得ることが望ましい）

(Q10) 旧市区町村単位で設立する広域活動組織において、旧市区町村内の一部の集落が参加しない場合も広域活動組織の設立は可能でしょうか。

(A) 共同活動の実施が困難な集落がある等の理由により、一部の集落が参加しない場合であっても、広域活動組織の設立により共同活動の実施体制を整備することは可能であると想定されるため、地域の実情を踏まえて判断願います。

(Q11) 複数の既存の活動組織が合併し、広域化する場合において、農地維持支払交付金の「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」の選択項目が、既存の活動組織ごとに異なる場合、広域活動組織としての活動計画ではそれぞれの活動を全て引き継ぐ必要がありますか。

(A) 地域資源の適切な保全管理のための推進活動（以下本問において「推進活動」という。）は、活動期間中に地域資源保全管理構想（以下本問において「構想」という。）を策定するために実践するものであることから、その選択項目は必ずしも既存活動組織の推進活動に拘束されるものではないが、構想が策定され、全ての集落で適切な保全管理が実施されるよう、広域化によるメリットを活かしつつ地域全体で話し合って選択してください。ただし、合併前の活動計画の活動終了年度まで、既存の活動組織の全ての活動要件が継承されるため、構想の策定等の活動要件が達成されなかった場合は、既存の活動組織の事業計画の認定年度に遡って返還する必要があります。このため、広域活動組織でも適切に活動が継続されるよう注意願います。

【問い合わせ先】

○北海道日本型直接支払推進協議会

事務局：水土里ネット北海道 技術部 地域支援課 （電話）011-206-6209（直通）

○北海道農政部農村振興局農村設計課 多面的機能支払係 （電話）011-204-5399（直通）

関連情報はホームページでも詳しくご覧いただけます

○農林水産省 多面的機能支払交付金について

http://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html

○北海道日本型直接支払推進協議会

<http://www.do-nouchimizu.com/>

